

宮城県宮城海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1101号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 泥這島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 58.26′ 、東経141° 38.09′ の点 イ 北緯38° 58.29′ 、東経141° 38.58′ の点 ウ 北緯38° 58.18′ 、東経141° 38.64′ の点 エ 北緯38° 58.16′ 、東経141° 38.14′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1102号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 57.85′ 、東経141° 38.31′ の点 イ 北緯38° 57.88′ 、東経141° 38.84′ の点 ウ 北緯38° 57.67′ 、東経141° 38.97′ の点 エ 北緯38° 57.57′ 、東経141° 38.57′ の点 オ 北緯38° 57.66′ 、東経141° 38.43′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1103号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 館地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 57.22′ 、東経141° 38.55′ の点 イ 北緯38° 57.38′ 、東経141° 39.08′ の点 ウ 北緯38° 56.94′ 、東経141° 39.39′ の点 エ 北緯38° 56.77′ 、東経141° 39.38′ の点 オ 北緯38° 56.68′ 、東経141° 38.78′ の点 カ 北緯38° 56.69′ 、東経141° 38.71′ の点 キ 北緯38° 56.91′ 、東経141° 38.40′ の点 ク 北緯38° 57.09′ 、東経141° 38.38′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1104号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 只越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 56.37′ 、東経141° 38.77′ の点 イ 北緯38° 56.40′ 、東経141° 39.58′ の点 ウ 北緯38° 55.83′ 、東経141° 40.02′ の点 エ 北緯38° 55.84′ 、東経141° 38.73′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1105号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 只越、石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 55.76′ 、東経141° 38.73′ の点 イ 北緯38° 55.74′ 、東経141° 40.06′ の点 ウ 北緯38° 55.14′ 、東経141° 40.24′ の点 エ 北緯38° 54.59′ 、東経141° 40.41′ の点 オ 北緯38° 54.38′ 、東経141° 39.52′ の点 カ 北緯38° 55.22′ 、東経141° 39.25′ の点 キ 北緯38° 55.60′ 、東経141° 38.72′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1106号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 馬場浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.25′ 、東経141° 39.53′ の点 イ 北緯38° 54.35′ 、東経141° 40.47′ の点 ウ 北緯38° 53.96′ 、東経141° 40.57′ の点 エ 北緯38° 53.86′ 、東経141° 39.77′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第1107号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 中井地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.29′ 、東経141° 40.26′ の点 イ 北緯38° 53.35′ 、東経141° 40.70′ の点 ウ 北緯38° 53.15′ 、東経141° 40.75′ の点 エ 北緯38° 53.06′ 、東経141° 40.32′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1108号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 中井地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 52.94′ 、東経141° 40.24′ の点 イ 北緯38° 53.07′ 、東経141° 40.77′ の点 ウ 北緯38° 52.22′ 、東経141° 40.87′ の点 エ 北緯38° 52.20′ 、東経141° 40.65′ の点 オ 北緯38° 52.32′ 、東経141° 40.63′ の点 カ 北緯38° 52.28′ 、東経141° 40.44′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1109号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 51.47′ 、東経141° 39.86′ の点 イ 北緯38° 51.50′ 、東経141° 40.05′ の点 ウ 北緯38° 51.35′ 、東経141° 40.08′ の点 エ 北緯38° 51.33′ 、東経141° 39.88′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	ウ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (エのみ光達距離3キロメートル 以上)
区第1110号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 52.07′ 、東経141° 39.08′ の点 イ 北緯38° 51.85′ 、東経141° 39.32′ の点 ウ 北緯38° 51.80′ 、東経141° 39.30′ の点 エ 北緯38° 51.83′ 、東経141° 39.00′ の点 オ 北緯38° 51.94′ 、東経141° 38.99′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	エの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1111号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 中井鴨木、神止地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.72′ 、東経141° 38.31′ の点 イ 北緯38° 52.88′ 、東経141° 38.52′ の点 ウ 北緯38° 52.62′ 、東経141° 38.54′ の点 エ 北緯38° 52.59′ 、東経141° 38.59′ の点 オ 北緯38° 52.65′ 、東経141° 38.66′ の点 カ 北緯38° 52.27′ 、東経141° 38.97′ の点 キ 北緯38° 52.16′ 、東経141° 38.75′ の点 ク 北緯38° 52.40′ 、東経141° 38.56′ の点 ケ 北緯38° 52.43′ 、東経141° 38.54′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	ア、キ及びクの点に夜間識別可能な 赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) ケの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1112号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 上鮎立ウノトリ、 上鮎立かき磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ 線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.29′ 、東経141° 38.33′ の点 イ 北緯38° 53.26′ 、東経141° 38.35′ の点 ウ 北緯38° 53.20′ 、東経141° 38.24′ の点 エ 北緯38° 53.17′ 、東経141° 38.28′ の点 オ 北緯38° 53.14′ 、東経141° 38.27′ の点 カ 北緯38° 53.11′ 、東経141° 38.16′ の点 キ 北緯38° 52.98′ 、東経141° 38.43′ の点 ク 北緯38° 52.88′ 、東経141° 38.36′ の点 ケ 北緯38° 52.87′ 、東経141° 38.20′ の点 コ 北緯38° 53.14′ 、東経141° 37.98′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	ケの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) コの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第1113号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 鮎立天神、宿浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.76′、東経141° 37.96′ の点 イ 北緯38° 53.69′、東経141° 37.99′ の点 ウ 北緯38° 53.69′、東経141° 38.14′ の点 エ 北緯38° 53.56′、東経141° 38.16′ の点 オ 北緯38° 53.50′、東経141° 38.09′ の点 カ 北緯38° 53.30′、東経141° 38.13′ の点 キ 北緯38° 53.34′、東経141° 38.26′ の点 ク 北緯38° 53.29′、東経141° 38.28′ の点 ケ 北緯38° 53.20′、東経141° 37.98′ の点 コ 北緯38° 53.76′、東経141° 37.93′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	ケ及びコの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1114号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 宿浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 54.02′、東経141° 38.12′ の点 イ 北緯38° 53.99′、東経141° 38.06′ の点 ウ 北緯38° 53.81′、東経141° 38.04′ の点 エ 北緯38° 53.79′、東経141° 37.98′ の点 オ 北緯38° 53.80′、東経141° 37.95′ の点 カ 北緯38° 53.97′、東経141° 38.02′ の点 キ 北緯38° 54.02′、東経141° 38.06′ の点 ク 北緯38° 54.06′、東経141° 38.12′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	
区第1115号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 宿浦笹ヶ崎、浦、 東舞根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ア の順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.10′、東経141° 38.14′ の点 イ 北緯38° 54.04′、東経141° 38.00′ の点 ウ 北緯38° 53.71′、東経141° 37.90′ の点 エ 北緯38° 53.71′、東経141° 37.72′ の点 オ 北緯38° 53.83′、東経141° 37.61′ の点 カ 北緯38° 53.84′、東経141° 37.62′ の点 キ 北緯38° 53.82′、東経141° 37.71′ の点 ク 北緯38° 53.73′、東経141° 37.73′ の点 ケ 北緯38° 53.73′、東経141° 37.81′ の点 コ 北緯38° 53.81′、東経141° 37.87′ の点 サ 北緯38° 53.91′、東経141° 37.89′ の点 シ 北緯38° 53.93′、東経141° 37.93′ の点 ス 北緯38° 54.07′、東経141° 37.93′ の点 セ 北緯38° 54.11′、東経141° 38.13′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	
区第1116号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 西舞根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ 線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.86′、東経141° 37.52′ の点 イ 北緯38° 53.80′、東経141° 37.60′ の点 ウ 北緯38° 53.68′、東経141° 37.72′ の点 エ 北緯38° 53.68′、東経141° 37.86′ の点 オ 北緯38° 53.64′、東経141° 37.88′ の点 カ 北緯38° 53.47′、東経141° 37.91′ の点 キ 北緯38° 53.46′、東経141° 37.87′ の点 ク 北緯38° 53.66′、東経141° 37.83′ の点 ケ 北緯38° 53.66′、東経141° 37.64′ の点 コ 北緯38° 53.85′、東経141° 37.48′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	エ及びカの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (カのみ光達距離3キロメートル 以上)
区第1117号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 西舞根九九鳴浜、 西舞根貝浜長面地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ア の順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.53′、東経141° 37.25′ の点 イ 北緯38° 53.55′、東経141° 37.33′ の点 ウ 北緯38° 53.50′、東経141° 37.41′ の点 エ 北緯38° 53.53′、東経141° 37.57′ の点 オ 北緯38° 53.53′、東経141° 37.73′ の点 カ 北緯38° 53.42′、東経141° 37.81′ の点 キ 北緯38° 53.32′、東経141° 37.36′ の点 ク 北緯38° 53.24′、東経141° 37.12′ の点 ケ 北緯38° 53.16′、東経141° 37.04′ の点 コ 北緯38° 52.94′、東経141° 36.99′ の点 サ 北緯38° 52.93′、東経141° 36.93′ の点 シ 北緯38° 53.25′、東経141° 36.94′ の点 ス 北緯38° 53.31′、東経141° 37.07′ の点 セ 北緯38° 53.42′、東経141° 37.29′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	カ、キ、ケ及びコの点に夜間識別可能 な 赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第1118号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町 西舞根日向貝新場 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.86′ 、東経141° 36.78′ の点 イ 北緯38° 52.90′ 、東経141° 36.87′ の点 ウ 北緯38° 52.87′ 、東経141° 36.89′ の点 エ 北緯38° 52.84′ 、東経141° 36.80′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市唐桑町	
区第1201号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.01′ 、東経141° 36.70′ の点 イ 北緯38° 53.01′ 、東経141° 36.75′ の点 ウ 北緯38° 52.83′ 、東経141° 36.77′ の点 エ 北緯38° 52.81′ 、東経141° 36.71′ の点 オ 北緯38° 52.86′ 、東経141° 36.67′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	エの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1202号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.96′ 、東経141° 36.64′ の点 イ 北緯38° 52.95′ 、東経141° 36.68′ の点 ウ 北緯38° 52.85′ 、東経141° 36.65′ の点 エ 北緯38° 52.80′ 、東経141° 36.69′ の点 オ 北緯38° 52.75′ 、東経141° 36.50′ の点 カ 北緯38° 52.77′ 、東経141° 36.31′ の点 キ 北緯38° 52.79′ 、東経141° 36.34′ の点 ク 北緯38° 52.77′ 、東経141° 36.50′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	オ及びカ点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1203号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.95′ 、東経141° 36.18′ の点 イ 北緯38° 52.82′ 、東経141° 36.25′ の点 ウ 北緯38° 52.79′ 、東経141° 36.24′ の点 エ 北緯38° 52.92′ 、東経141° 36.09′ の点 オ 北緯38° 52.95′ 、東経141° 36.08′ の点 カ 北緯38° 52.97′ 、東経141° 36.12′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1204号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.55′ 、東経141° 35.79′ の点 イ 北緯38° 53.52′ 、東経141° 35.83′ の点 ウ 北緯38° 53.00′ 、東経141° 36.08′ の点 エ 北緯38° 52.98′ 、東経141° 36.04′ の点 オ 北緯38° 53.52′ 、東経141° 35.73′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第1205号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 小々汐地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.66′、東経141° 35.32′ の点 イ 北緯38° 53.69′、東経141° 35.48′ の点 ウ 北緯38° 53.65′、東経141° 35.66′ の点 エ 北緯38° 53.59′、東経141° 35.77′ の点 オ 北緯38° 53.59′、東経141° 35.71′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	ア及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1206号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 大浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.21′、東経141° 35.03′ の点 イ 北緯38° 54.21′、東経141° 35.14′ の点 ウ 北緯38° 54.10′、東経141° 35.23′ の点 エ 北緯38° 53.98′、東経141° 35.23′ の点 オ 北緯38° 53.86′、東経141° 35.25′ の点 カ 北緯38° 53.84′、東経141° 35.20′ の点 キ 北緯38° 53.90′、東経141° 35.13′ の点 ク 北緯38° 53.92′、東経141° 35.11′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	ア及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1207号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 松崎前浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.10′、東経141° 35.46′ の点 イ 北緯38° 53.01′、東経141° 35.69′ の点 ウ 北緯38° 52.95′、東経141° 35.45′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 松崎、赤岩	
区第1208号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 松崎アミダ鼻、 母体田片浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.92′、東経141° 35.47′ の点 イ 北緯38° 52.97′、東経141° 35.78′ の点 ウ 北緯38° 52.46′、東経141° 35.82′ の点 エ 北緯38° 52.47′、東経141° 35.53′ の点 オ 北緯38° 52.44′、東経141° 35.43′ の点 カ 北緯38° 52.56′、東経141° 35.38′ の点 キ 北緯38° 52.65′、東経141° 35.53′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 松崎、赤岩	イの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1209号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 松崎片浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.44′、東経141° 35.57′ の点 イ 北緯38° 52.42′、東経141° 35.82′ の点 ウ 北緯38° 52.30′、東経141° 35.82′ の点 エ 北緯38° 52.30′、東経141° 35.52′ の点 オ 北緯38° 52.40′、東経141° 35.49′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 松崎、赤岩	イの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1210号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.24′、東経141° 35.54′ の点 イ 北緯38° 52.24′、東経141° 35.83′ の点 ウ 北緯38° 51.80′、東経141° 35.85′ の点 エ 北緯38° 51.90′、東経141° 35.62′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 松崎、赤岩	イの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1211号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.07′、東経141° 35.24′ の点 イ 北緯38° 52.17′、東経141° 35.40′ の点 ウ 北緯38° 52.03′、東経141° 35.56′ の点 エ 北緯38° 51.91′、東経141° 35.60′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 松崎、赤岩	

区第1212号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 岩月千岩田、 岩月台の沢、 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.07′ 、東経141° 35.24′ の点 イ 北緯38° 51.93′ 、東経141° 35.54′ の点 ウ 北緯38° 51.57′ 、東経141° 35.46′ の点 エ 北緯38° 51.50′ 、東経141° 35.18′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	
区第1213号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 岩月千岩田、 岩月台の沢、 最知川原、 長磯七半沢、 長磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.92′ 、東経141° 35.57′ の点 イ 北緯38° 51.80′ 、東経141° 35.85′ の点 ウ 北緯38° 51.65′ 、東経141° 35.85′ の点 エ 北緯38° 51.57′ 、東経141° 35.85′ の点 オ 北緯38° 50.88′ 、東経141° 36.03′ の点 カ 北緯38° 50.84′ 、東経141° 36.05′ の点 キ 北緯38° 50.34′ 、東経141° 36.19′ の点 ク 北緯38° 50.28′ 、東経141° 35.80′ の点 ケ 北緯38° 50.98′ 、東経141° 35.60′ の点 コ 北緯38° 51.43′ 、東経141° 35.51′ の点 サ 北緯38° 51.57′ 、東経141° 35.49′ の点 シ 北緯38° 51.71′ 、東経141° 35.52′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	イ、ウ、オ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) エ、カの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1214号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 岩月台の沢、 最知川原、 最知地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.39′ 、東経141° 35.02′ の点 イ 北緯38° 51.37′ 、東経141° 35.10′ の点 ウ 北緯38° 51.49′ 、東経141° 35.24′ の点 エ 北緯38° 51.56′ 、東経141° 35.46′ の点 オ 北緯38° 50.87′ 、東経141° 35.60′ の点 カ 北緯38° 50.85′ 、東経141° 35.12′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	
区第1215号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 長磯七半沢、 長磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.79′ 、東経141° 35.23′ の点 イ 北緯38° 50.84′ 、東経141° 35.59′ の点 ウ 北緯38° 50.28′ 、東経141° 35.77′ の点 エ 北緯38° 50.22′ 、東経141° 35.50′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	
区第1216号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 波路上瀬向、 波路上岩井崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.22′ 、東経141° 35.78′ の点 イ 北緯38° 50.29′ 、東経141° 36.11′ の点 ウ 北緯38° 50.19′ 、東経141° 36.26′ の点 エ 北緯38° 50.06′ 、東経141° 36.29′ の点 オ 北緯38° 49.97′ 、東経141° 36.13′ の点 カ 北緯38° 50.12′ 、東経141° 35.96′ の点 キ 北緯38° 50.12′ 、東経141° 35.89′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	ウの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1217号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.97′ 、東経141° 36.17′ の点 イ 北緯38° 49.98′ 、東経141° 36.23′ の点 ウ 北緯38° 49.90′ 、東経141° 36.24′ の点 エ 北緯38° 49.86′ 、東経141° 36.28′ の点 オ 北緯38° 49.82′ 、東経141° 36.16′ の点 カ 北緯38° 49.86′ 、東経141° 36.12′ の点 キ 北緯38° 49.89′ 、東経141° 36.19′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	
区第1218号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.59′ 、東経141° 35.67′ の点 イ 北緯38° 49.57′ 、東経141° 35.70′ の点 ウ 北緯38° 49.39′ 、東経141° 35.56′ の点 エ 北緯38° 49.40′ 、東経141° 35.53′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	

区第1219号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.61′ 、東経141° 35.92′ の点 イ 北緯38° 49.48′ 、東経141° 36.19′ の点 ウ 北緯38° 49.12′ 、東経141° 35.91′ の点 エ 北緯38° 49.21′ 、東経141° 35.71′ の点 オ 北緯38° 49.39′ 、東経141° 35.86′ の点 カ 北緯38° 49.43′ 、東経141° 35.76′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	
区第1220号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.44′ 、東経141° 36.29′ の点 イ 北緯38° 49.83′ 、東経141° 36.48′ の点 ウ 北緯38° 49.17′ 、東経141° 36.88′ の点 エ 北緯38° 48.76′ 、東経141° 36.70′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1221号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 磯草地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.65′ 、東経141° 36.06′ の点 イ 北緯38° 52.67′ 、東経141° 36.28′ の点 ウ 北緯38° 52.51′ 、東経141° 36.20′ の点 エ 北緯38° 52.42′ 、東経141° 36.07′ の点 オ 北緯38° 52.33′ 、東経141° 36.12′ の点 カ 北緯38° 52.21′ 、東経141° 36.17′ の点 キ 北緯38° 52.20′ 、東経141° 36.26′ の点 ク 北緯38° 52.15′ 、東経141° 36.20′ の点 ケ 北緯38° 51.98′ 、東経141° 36.41′ の点 コ 北緯38° 51.97′ 、東経141° 36.40′ の点 サ 北緯38° 52.14′ 、東経141° 36.04′ の点 シ 北緯38° 52.38′ 、東経141° 35.99′ の点 ス 北緯38° 52.42′ 、東経141° 35.99′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	ア及びスの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) サの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1222号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 亀山地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.04′ 、東経141° 37.27′ の点 イ 北緯38° 53.00′ 、東経141° 37.30′ の点 ウ 北緯38° 52.92′ 、東経141° 37.31′ の点 エ 北緯38° 52.75′ 、東経141° 37.11′ の点 オ 北緯38° 52.67′ 、東経141° 36.88′ の点 カ 北緯38° 52.71′ 、東経141° 36.72′ の点 キ 北緯38° 52.68′ 、東経141° 36.49′ の点 ク 北緯38° 52.63′ 、東経141° 36.44′ の点 ケ 北緯38° 52.69′ 、東経141° 36.34′ の点 コ 北緯38° 52.75′ 、東経141° 36.96′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	ア、ケ及びコの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第1223号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 十八鳴浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.16′ 、東経141° 37.48′ の点 イ 北緯38° 53.18′ 、東経141° 37.62′ の点 ウ 北緯38° 52.87′ 、東経141° 37.93′ の点 エ 北緯38° 52.58′ 、東経141° 38.21′ の点 オ 北緯38° 52.50′ 、東経141° 38.26′ の点 カ 北緯38° 52.37′ 、東経141° 38.35′ の点 キ 北緯38° 52.15′ 、東経141° 38.47′ の点 ク 北緯38° 51.93′ 、東経141° 38.59′ の点 ケ 北緯38° 51.78′ 、東経141° 38.38′ の点 コ 北緯38° 51.60′ 、東経141° 38.36′ の点 サ 北緯38° 51.65′ 、東経141° 38.71′ の点 シ 北緯38° 51.62′ 、東経141° 38.72′ の点 ス 北緯38° 51.51′ 、東経141° 38.54′ の点 セ 北緯38° 51.31′ 、東経141° 37.79′ の点 ソ 北緯38° 51.49′ 、東経141° 37.65′ の点 タ 北緯38° 51.73′ 、東経141° 37.79′ の点 チ 北緯38° 51.96′ 、東経141° 38.17′ の点 ツ 北緯38° 52.34′ 、東経141° 37.94′ の点 テ 北緯38° 52.42′ 、東経141° 38.11′ の点 ト 北緯38° 52.60′ 、東経141° 38.01′ の点 ナ 北緯38° 52.59′ 、東経141° 37.97′ の点 ニ 北緯38° 52.77′ 、東経141° 37.78′ の点 ヌ 北緯38° 52.74′ 、東経141° 37.68′ の点 ネ 北緯38° 52.77′ 、東経141° 37.66′ の点 ノ 北緯38° 52.81′ 、東経141° 37.73′ の点 ハ 北緯38° 53.01′ 、東経141° 37.64′ の点 ヒ 北緯38° 53.06′ 、東経141° 37.52′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	ア、イ、ウ、オ、キ、ク及びシの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1224号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 長崎、大前見島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.12′ 、東経141° 37.57′ の点 イ 北緯38° 51.21′ 、東経141° 37.72′ の点 ウ 北緯38° 51.42′ 、東経141° 38.46′ の点 エ 北緯38° 51.15′ 、東経141° 38.58′ の点 オ 北緯38° 51.08′ 、東経141° 38.88′ の点 カ 北緯38° 50.89′ 、東経141° 38.92′ の点 キ 北緯38° 50.49′ 、東経141° 39.03′ の点 ク 北緯38° 50.36′ 、東経141° 38.84′ の点 ケ 北緯38° 50.75′ 、東経141° 38.55′ の点 コ 北緯38° 50.69′ 、東経141° 38.26′ の点 サ 北緯38° 50.78′ 、東経141° 38.22′ の点 シ 北緯38° 50.83′ 、東経141° 38.53′ の点 ス 北緯38° 51.18′ 、東経141° 38.39′ の点 セ 北緯38° 51.01′ 、東経141° 38.09′ の点 ソ 北緯38° 50.96′ 、東経141° 37.76′ の点 タ 北緯38° 51.01′ 、東経141° 37.60′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	オ及びカの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1225号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 新王平地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.71′ 、東経141° 38.18′ の点 イ 北緯38° 50.49′ 、東経141° 38.40′ の点 ウ 北緯38° 50.45′ 、東経141° 38.34′ の点 エ 北緯38° 50.69′ 、東経141° 38.11′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	
区第1226号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 横沼竜舞崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.30′ 、東経141° 37.78′ の点 イ 北緯38° 50.00′ 、東経141° 38.31′ の点 ウ 北緯38° 49.65′ 、東経141° 37.80′ の点 エ 北緯38° 49.82′ 、東経141° 37.54′ の点 オ 北緯38° 49.89′ 、東経141° 37.57′ の点 カ 北緯38° 49.84′ 、東経141° 37.64′ の点 キ 北緯38° 49.96′ 、東経141° 37.75′ の点 ク 北緯38° 50.03′ 、東経141° 37.65′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	
区第1227号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 横沼風待地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.49′ 、東経141° 37.63′ の点 イ 北緯38° 49.44′ 、東経141° 37.41′ の点 ウ 北緯38° 49.68′ 、東経141° 37.19′ の点 エ 北緯38° 50.28′ 、東経141° 36.63′ の点 オ 北緯38° 50.35′ 、東経141° 36.73′ の点 カ 北緯38° 50.05′ 、東経141° 37.03′ の点 キ 北緯38° 50.03′ 、東経141° 37.17′ の点 ク 北緯38° 49.82′ 、東経141° 37.40′ の点 ケ 北緯38° 49.73′ 、東経141° 37.35′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第1228号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 駒形、要害前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.86′、東経141° 36.34′ の点 イ 北緯38° 50.84′、東経141° 36.60′ の点 ウ 北緯38° 50.56′、東経141° 36.89′ の点 エ 北緯38° 50.45′、東経141° 36.91′ の点 オ 北緯38° 50.41′、東経141° 36.78′ の点 カ 北緯38° 50.46′、東経141° 36.73′ の点 キ 北緯38° 50.44′、東経141° 36.54′ の点 ク 北緯38° 50.64′、東経141° 36.45′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	アの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1229号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.98′、東経141° 36.77′ の点 イ 北緯38° 50.86′、東経141° 36.81′ の点 ウ 北緯38° 50.84′、東経141° 36.75′ の点 エ 北緯38° 50.88′、東経141° 36.72′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	
区第1230号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 浅根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.09′、東経141° 36.24′ の点 イ 北緯38° 51.13′、東経141° 36.42′ の点 ウ 北緯38° 51.15′、東経141° 36.59′ の点 エ 北緯38° 51.03′、東経141° 36.64′ の点 オ 北緯38° 51.00′、東経141° 36.73′ の点 カ 北緯38° 50.89′、東経141° 36.68′ の点 キ 北緯38° 50.89′、東経141° 36.61′ の点 ク 北緯38° 50.96′、東経141° 36.56′ の点 ケ 北緯38° 50.92′、東経141° 36.32′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	
区第1231号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市 大向地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.88′、東経141° 36.05′ の点 イ 北緯38° 51.88′、東経141° 36.35′ の点 ウ 北緯38° 51.82′、東経141° 36.35′ の点 エ 北緯38° 51.72′、東経141° 36.26′ の点 オ 北緯38° 51.62′、東経141° 36.26′ の点 カ 北緯38° 51.46′、東経141° 36.37′ の点 キ 北緯38° 51.45′、東経141° 36.35′ の点 ク 北緯38° 51.20′、東経141° 36.40′ の点 ケ 北緯38° 51.12′、東経141° 36.23′ の点 コ 北緯38° 51.25′、東経141° 36.16′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市大島	ア及びケの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) コの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1301号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.33′、東経141° 35.01′ の点 イ 北緯38° 48.77′、東経141° 35.71′ の点 ウ 北緯38° 48.56′、東経141° 35.50′ の点 エ 北緯38° 48.79′、東経141° 35.01′ の点 オ 北緯38° 49.04′、東経141° 34.66′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市本吉町 沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。

区第1302号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.74′ 、東経141° 34.98′ の点 イ 北緯38° 48.43′ 、東経141° 35.52′ の点 ウ 北緯38° 48.16′ 、東経141° 35.23′ の点 エ 北緯38° 48.46′ 、東経141° 34.71′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市本吉町 沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	
区第1303号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.42′ 、東経141° 34.50′ の点 イ 北緯38° 48.06′ 、東経141° 35.12′ の点 ウ 北緯38° 47.92′ 、東経141° 34.97′ の点 エ 北緯38° 48.27′ 、東経141° 34.36′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市本吉町 沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1304号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市本吉町 大谷、日門地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.72′ 、東経141° 34.22′ の点 イ 北緯38° 48.66′ 、東経141° 34.25′ の点 ウ 北緯38° 48.58′ 、東経141° 33.99′ の点 エ 北緯38° 48.44′ 、東経141° 34.03′ の点 オ 北緯38° 48.38′ 、東経141° 33.74′ の点 カ 北緯38° 48.61′ 、東経141° 33.67′ の点 キ 北緯38° 48.67′ 、東経141° 34.03′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市本吉町 沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	エ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1305号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市本吉町 前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.91′ 、東経141° 33.52′ の点 イ 北緯38° 47.54′ 、東経141° 34.18′ の点 ウ 北緯38° 47.33′ 、東経141° 33.99′ の点 エ 北緯38° 47.70′ 、東経141° 33.32′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	気仙沼市本吉町 沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第1306号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市本吉町 前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.82′ 、東経141° 32.95′ の点 イ 北緯38° 47.28′ 、東経141° 33.94′ の点 ウ 北緯38° 47.04′ 、東経141° 33.72′ の点 エ 北緯38° 47.58′ 、東経141° 32.74′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市本吉町 沖の田、後田、 土樋下、菖蒲沢、 石川原、寺沢、 直伝、道貫、 長畑、野々下、 洞沢、長根、 大谷、寺谷、 窪、三島、 滝根、九多九、 木戸、日門、 山谷、田の沢、 天ヶ沢、猿内、 大森、前浜、 谷地、府中、 大朴木、高、 赤牛、小金沢	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1307号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市本吉町 前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.63′ 、東経141° 32.51′ の点 イ 北緯38° 47.00′ 、東経141° 33.68′ の点 ウ 北緯38° 46.80′ 、東経141° 33.50′ の点 エ 北緯38° 47.47′ 、東経141° 32.34′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市本吉町 沖の田、後田、 土樋下、菖蒲沢、 石川原、寺沢、 直伝、道貫、 長畑、野々下、 洞沢、長根、 大谷、寺谷、 窪、三島、 滝根、九多九、 木戸、日門、 山谷、田の沢、 天ヶ沢、猿内、 大森、前浜、 谷地、府中、 大朴木、高、 赤牛、小金沢	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1308号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市本吉町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.34′ 、東経141° 32.25′ の点 イ 北緯38° 47.32′ 、東経141° 32.38′ の点 ウ 北緯38° 46.63′ 、東経141° 33.51′ の点 エ 北緯38° 46.51′ 、東経141° 33.43′ の点 オ 北緯38° 46.77′ 、東経141° 32.08′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市本吉町 幸土、大沢、 津谷長根、風越、 登米沢、道外	ウ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1309号	宮城県漁業協同組合	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 46.13′ 、東経141° 31.99′ の点 イ 北緯38° 46.30′ 、東経141° 34.41′ の点 ウ 北緯38° 45.73′ 、東経141° 34.52′ の点 エ 北緯38° 45.19′ 、東経141° 32.13′ の点 オ 北緯38° 45.42′ 、東経141° 32.09′ の点 カ 北緯38° 45.43′ 、東経141° 32.14′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	気仙沼市本吉町 中島、卯名沢、 泉、下宿、 平貝、菅の沢、 小浜、二十一浜、 長窪、柳沢、 蔵内、今朝磯、 歌生、北明戸、 蕨野、外尾	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1401号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.07′ 、東経141° 32.39′ の点 イ 北緯38° 45.13′ 、東経141° 32.72′ の点 ウ 北緯38° 44.94′ 、東経141° 32.73′ の点 エ 北緯38° 44.89′ 、東経141° 32.44′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町歌津	

区第1402号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.79′ 、東経141° 32.47′ の点 イ 北緯38° 44.84′ 、東経141° 32.73′ の点 ウ 北緯38° 44.78′ 、東経141° 32.73′ の点 エ 北緯38° 44.70′ 、東経141° 32.49′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津	
区第1403号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.53′ 、東経141° 32.51′ の点 イ 北緯38° 44.70′ 、東経141° 32.70′ の点 ウ 北緯38° 44.66′ 、東経141° 32.75′ の点 エ 北緯38° 44.59′ 、東経141° 32.69′ の点 オ 北緯38° 44.55′ 、東経141° 32.73′ の点 カ 北緯38° 44.45′ 、東経141° 32.65′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津	
区第1404号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町歌津港、田の浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.15′ 、東経141° 32.84′ の点 イ 北緯38° 45.28′ 、東経141° 33.55′ の点 ウ 北緯38° 45.54′ 、東経141° 35.04′ の点 エ 北緯38° 45.43′ 、東経141° 35.09′ の点 オ 北緯38° 44.50′ 、東経141° 33.11′ の点 カ 北緯38° 44.22′ 、東経141° 32.96′ の点 キ 北緯38° 44.27′ 、東経141° 32.85′ の点 ク 北緯38° 44.57′ 、東経141° 32.98′ の点 ケ 北緯38° 44.65′ 、東経141° 32.82′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1405号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町歌津田の浦、石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.45′ 、東経141° 33.20′ の点 イ 北緯38° 45.30′ 、東経141° 35.15′ の点 ウ 北緯38° 44.35′ 、東経141° 35.65′ の点 エ 北緯38° 43.88′ 、東経141° 35.63′ の点 オ 北緯38° 43.89′ 、東経141° 34.05′ の点 カ 北緯38° 44.37′ 、東経141° 34.04′ の点 キ 北緯38° 44.54′ 、東経141° 33.88′ の点 ク 北緯38° 44.37′ 、東経141° 33.46′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1406号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町歌津名足地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 43.78′ 、東経141° 34.16′ の点 イ 北緯38° 43.76′ 、東経141° 35.62′ の点 ウ 北緯38° 43.17′ 、東経141° 35.58′ の点 エ 北緯38° 43.31′ 、東経141° 34.13′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1407号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町歌津名足、泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 43.27′ 、東経141° 33.84′ の点 イ 北緯38° 43.10′ 、東経141° 35.58′ の点 ウ 北緯38° 42.30′ 、東経141° 35.54′ の点 エ 北緯38° 42.19′ 、東経141° 35.53′ の点 オ 北緯38° 41.93′ 、東経141° 35.49′ の点 カ 北緯38° 41.14′ 、東経141° 35.12′ の点 キ 北緯38° 40.75′ 、東経141° 34.93′ の点 ク 北緯38° 40.64′ 、東経141° 34.23′ の点 ケ 北緯38° 40.92′ 、東経141° 33.72′ の点 コ 北緯38° 42.00′ 、東経141° 34.08′ の点 サ 北緯38° 42.80′ 、東経141° 34.14′ の点 シ 北緯38° 42.86′ 、東経141° 33.81′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津	イ、ウ、エ、カ、キ、ク及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イ、キのみ光達距離3キロメートル以上)

区第1408号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 歌津泊浜、稲淵、 韭ノ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.71′、東経141° 31.27′ の点 イ 北緯38° 41.56′、東経141° 32.45′ の点 ウ 北緯38° 41.24′、東経141° 32.99′ の点 エ 北緯38° 41.19′、東経141° 33.06′ の点 オ 北緯38° 40.89′、東経141° 33.44′ の点 カ 北緯38° 40.45′、東経141° 34.06′ の点 キ 北緯38° 40.22′、東経141° 34.68′ の点 ク 北緯38° 40.06′、東経141° 34.60′ の点 ケ 北緯38° 40.22′、東経141° 33.81′ の点 コ 北緯38° 40.37′、東経141° 33.02′ の点 サ 北緯38° 40.41′、東経141° 32.83′ の点 シ 北緯38° 40.53′、東経141° 32.21′ の点 ス 北緯38° 40.56′、東経141° 32.10′ の点 セ 北緯38° 40.66′、東経141° 31.54′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町歌津	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ、サ、シ、ス及びセ の点に夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。 (エ、キ、ク、サ、スのみ光達 距離3キロメートル以上)
区第1409号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 41.65′、東経141° 33.22′ の点 イ 北緯38° 41.53′、東経141° 33.41′ の点 ウ 北緯38° 41.43′、東経141° 33.38′ の点 エ 北緯38° 41.54′、東経141° 33.19′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町歌津	
区第1410号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 歌津泊浜、稲淵地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 42.60′、東経141° 32.77′ の点 イ 北緯38° 42.58′、東経141° 32.90′ の点 ウ 北緯38° 42.35′、東経141° 33.27′ の点 エ 北緯38° 41.72′、東経141° 33.02′ の点 オ 北緯38° 41.70′、東経141° 32.84′ の点 カ 北緯38° 42.56′、東経141° 32.74′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町歌津	
区第1411号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 歌津泊浜、稲淵地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 42.52′、東経141° 32.71′ の点 イ 北緯38° 41.70′、東経141° 32.81′ の点 ウ 北緯38° 41.69′、東経141° 32.66′ の点 エ 北緯38° 42.16′、東経141° 32.05′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町歌津	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第1412号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 42.27′、東経141° 32.09′ の点 イ 北緯38° 42.21′、東経141° 31.97′ の点 ウ 北緯38° 42.33′、東経141° 31.81′ の点 エ 北緯38° 42.87′、東経141° 31.60′ の点 オ 北緯38° 42.96′、東経141° 31.86′ の点 カ 北緯38° 42.71′、東経141° 32.04′ の点 キ 北緯38° 42.53′、東経141° 31.96′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町歌津	イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な赤色の標識を設置しな ければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第1413号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜、 香木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に 結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.12′、東経141° 31.84′ の点 イ 北緯38° 41.67′、東経141° 31.33′ の点 ウ 北緯38° 41.71′、東経141° 31.28′ の点 エ 北緯38° 42.33′、東経141° 31.49′ の点 オ 北緯38° 42.41′、東経141° 31.38′ の点 カ 北緯38° 42.55′、東経141° 31.49′ の点 キ 北緯38° 42.49′、東経141° 31.56′ の点 ク 北緯38° 42.50′、東経141° 31.63′ の点 ケ 北緯38° 42.70′、東経141° 31.56′ の点 コ 北緯38° 42.69′、東経141° 31.51′ の点 サ 北緯38° 42.79′、東経141° 31.48′ の点 シ 北緯38° 42.83′、東経141° 31.57′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町歌津	ア及びシの点に夜間識別可能な 緑色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上)

区第1414号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町歌津寄木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.07′ 、東経141° 31.92′ の点 イ 北緯38° 41.85′ 、東経141° 32.20′ の点 ウ 北緯38° 41.41′ 、東経141° 31.56′ の点 エ 北緯38° 41.14′ 、東経141° 31.80′ の点 オ 北緯38° 40.73′ 、東経141° 31.20′ の点 カ 北緯38° 40.80′ 、東経141° 30.84′ の点 キ 北緯38° 41.07′ 、東経141° 30.82′ の点 ク 北緯38° 41.61′ 、東経141° 31.38′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津	イ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (カのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1415号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町歌津菰ノ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.35′ 、東経141° 30.35′ の点 イ 北緯38° 41.36′ 、東経141° 30.43′ の点 ウ 北緯38° 41.12′ 、東経141° 30.52′ の点 エ 北緯38° 41.07′ 、東経141° 30.60′ の点 オ 北緯38° 41.04′ 、東経141° 30.57′ の点 カ 北緯38° 41.09′ 、東経141° 30.50′ の点 キ 北緯38° 41.14′ 、東経141° 30.43′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津	
区第1501号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.32′ 、東経141° 30.02′ の点 イ 北緯38° 41.36′ 、東経141° 30.31′ の点 ウ 北緯38° 40.83′ 、東経141° 30.51′ の点 エ 北緯38° 40.87′ 、東経141° 30.33′ の点 オ 北緯38° 41.18′ 、東経141° 30.21′ の点 カ 北緯38° 41.17′ 、東経141° 30.07′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1502号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.17′ 、東経141° 30.07′ の点 イ 北緯38° 41.18′ 、東経141° 30.21′ の点 ウ 北緯38° 40.87′ 、東経141° 30.33′ の点 エ 北緯38° 40.91′ 、東経141° 30.15′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1503号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.50′ 、東経141° 30.03′ の点 イ 北緯38° 41.45′ 、東経141° 30.03′ の点 ウ 北緯38° 41.45′ 、東経141° 29.99′ の点 エ 北緯38° 41.50′ 、東経141° 29.99′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	
区第1504号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.27′ 、東経141° 29.73′ の点 イ 北緯38° 41.36′ 、東経141° 29.89′ の点 ウ 北緯38° 41.17′ 、東経141° 30.05′ の点 エ 北緯38° 40.99′ 、東経141° 30.09′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1505号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.27′ 、東経141° 29.64′ の点 イ 北緯38° 41.21′ 、東経141° 29.70′ の点 ウ 北緯38° 41.15′ 、東経141° 29.59′ の点 エ 北緯38° 41.23′ 、東経141° 29.55′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	
区第1506号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.80′ 、東経141° 29.98′ の点 イ 北緯38° 40.76′ 、東経141° 30.37′ の点 ウ 北緯38° 40.57′ 、東経141° 30.26′ の点 エ 北緯38° 40.61′ 、東経141° 29.87′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1507号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.57′ 、東経141° 30.26′ の点 イ 北緯38° 40.46′ 、東経141° 30.20′ の点 ウ 北緯38° 40.41′ 、東経141° 29.94′ の点 エ 北緯38° 40.43′ 、東経141° 29.81′ の点 オ 北緯38° 40.61′ 、東経141° 29.87′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。

区第1508号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.74′、東経141° 30.44′ の点 イ 北緯38° 40.74′、東経141° 30.51′ の点 ウ 北緯38° 39.82′、東経141° 30.66′ の点 エ 北緯38° 39.74′、東経141° 30.01′ の点 オ 北緯38° 39.69′、東経141° 29.78′ の点 カ 北緯38° 39.59′、東経141° 29.05′ の点 キ 北緯38° 40.17′、東経141° 28.78′ の点 ク 北緯38° 40.34′、東経141° 29.83′ の点 ケ 北緯38° 40.42′、東経141° 30.26′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	ウ、エ、オ、カ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウ、エ、オ、クのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1509号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.45′、東経141° 32.07′ の点 イ 北緯38° 40.18′、東経141° 32.02′ の点 ウ 北緯38° 40.39′、東経141° 31.10′ の点 エ 北緯38° 40.64′、東経141° 31.04′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	ア、イ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1510号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.33′、東経141° 30.83′ の点 イ 北緯38° 40.18′、東経141° 30.81′ の点 ウ 北緯38° 40.15′、東経141° 30.72′ の点 エ 北緯38° 40.31′、東経141° 30.73′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	
区第1511号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.11′、東経141° 32.00′ の点 イ 北緯38° 40.00′、東経141° 31.98′ の点 ウ 北緯38° 39.85′、東経141° 30.90′ の点 エ 北緯38° 40.01′、東経141° 30.89′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1512号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.48′、東経141° 29.50′ の点 イ 北緯38° 40.41′、東経141° 29.50′ の点 ウ 北緯38° 40.42′、東経141° 29.43′ の点 エ 北緯38° 40.48′、東経141° 29.42′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	
区第1513号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.43′、東経141° 29.05′ の点 イ 北緯38° 40.46′、東経141° 29.27′ の点 ウ 北緯38° 40.31′、東経141° 29.29′ の点 エ 北緯38° 40.29′、東経141° 29.08′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	
区第1514号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.54′、東経141° 28.58′ の点 イ 北緯38° 40.19′、東経141° 28.70′ の点 ウ 北緯38° 39.97′、東経141° 27.94′ の点 エ 北緯38° 40.14′、東経141° 27.93′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	

区第1515号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.14′ 、東経141° 28.72′ の点 イ 北緯38° 39.57′ 、東経141° 28.98′ の点 ウ 北緯38° 39.55′ 、東経141° 28.55′ の点 エ 北緯38° 39.68′ 、東経141° 28.49′ の点 オ 北緯38° 39.60′ 、東経141° 28.22′ の点 カ 北緯38° 39.76′ 、東経141° 27.76′ の点 キ 北緯38° 39.87′ 、東経141° 27.73′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	イ、オ及びカの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1516号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.60′ 、東経141° 28.22′ の点 イ 北緯38° 39.68′ 、東経141° 28.49′ の点 ウ 北緯38° 39.55′ 、東経141° 28.55′ の点 エ 北緯38° 39.54′ 、東経141° 28.40′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	エの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1517号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川大森地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.18′ 、東経141° 27.64′ の点 イ 北緯38° 40.11′ 、東経141° 27.67′ の点 ウ 北緯38° 39.98′ 、東経141° 27.60′ の点 エ 北緯38° 39.93′ 、東経141° 27.44′ の点 オ 北緯38° 40.17′ 、東経141° 27.24′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	エ及びオの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1518号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川林地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.06′ 、東経141° 26.83′ の点 イ 北緯38° 40.09′ 、東経141° 27.08′ の点 ウ 北緯38° 39.87′ 、東経141° 27.26′ の点 エ 北緯38° 39.75′ 、東経141° 27.49′ の点 オ 北緯38° 39.48′ 、東経141° 27.52′ の点 カ 北緯38° 39.50′ 、東経141° 27.70′ の点 キ 北緯38° 39.64′ 、東経141° 27.68′ の点 ク 北緯38° 39.47′ 、東経141° 27.99′ の点 ケ 北緯38° 39.38′ 、東経141° 28.01′ の点 コ 北緯38° 39.26′ 、東経141° 27.11′ の点 サ 北緯38° 39.35′ 、東経141° 27.10′ の点 シ 北緯38° 39.37′ 、東経141° 27.23′ の点 ス 北緯38° 39.50′ 、東経141° 27.22′ の点 セ 北緯38° 39.49′ 、東経141° 27.07′ の点 ソ 北緯38° 39.56′ 、東経141° 27.06′ の点 タ 北緯38° 39.55′ 、東経141° 26.96′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	イ、エ及びクの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) セ及びソの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1519号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町志津川林地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.75′ 、東経141° 27.49′ の点 イ 北緯38° 39.64′ 、東経141° 27.68′ の点 ウ 北緯38° 39.50′ 、東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 39.48′ 、東経141° 27.52′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町志津川	

区第1520号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 戸倉小涼、波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.16′ 、東経141° 26.82′ の点 イ 北緯38° 39.29′ 、東経141° 27.75′ の点 ウ 北緯38° 39.17′ 、東経141° 27.80′ の点 エ 北緯38° 39.31′ 、東経141° 28.67′ の点 オ 北緯38° 38.89′ 、東経141° 28.70′ の点 カ 北緯38° 39.04′ 、東経141° 27.85′ の点 キ 北緯38° 39.03′ 、東経141° 27.74′ の点 ク 北緯38° 38.66′ 、東経141° 27.35′ の点 ケ 北緯38° 38.67′ 、東経141° 26.69′ の点 コ 北緯38° 38.75′ 、東経141° 26.62′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町戸倉	イ、オ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1521号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.17′ 、東経141° 27.80′ の点 イ 北緯38° 39.29′ 、東経141° 27.75′ の点 ウ 北緯38° 39.32′ 、東経141° 27.98′ の点 エ 北緯38° 39.39′ 、東経141° 28.67′ の点 オ 北緯38° 39.31′ 、東経141° 28.67′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町戸倉	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1522号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 38.94′ 、東経141° 28.10′ の点 イ 北緯38° 38.81′ 、東経141° 28.47′ の点 ウ 北緯38° 38.71′ 、東経141° 28.47′ の点 エ 北緯38° 38.72′ 、東経141° 28.34′ の点 オ 北緯38° 38.76′ 、東経141° 28.18′ の点 カ 北緯38° 38.82′ 、東経141° 28.06′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町戸倉	
区第1523号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 戸倉椿島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.40′ 、東経141° 28.74′ の点 イ 北緯38° 39.42′ 、東経141° 28.98′ の点 ウ 北緯38° 39.40′ 、東経141° 29.46′ の点 エ 北緯38° 39.24′ 、東経141° 29.46′ の点 オ 北緯38° 39.25′ 、東経141° 29.16′ の点 カ 北緯38° 38.84′ 、東経141° 29.08′ の点 キ 北緯38° 38.84′ 、東経141° 28.86′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町戸倉	アの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1524号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 38.84′ 、東経141° 28.72′ の点 イ 北緯38° 38.79′ 、東経141° 28.87′ の点 ウ 北緯38° 38.82′ 、東経141° 29.01′ の点 エ 北緯38° 38.81′ 、東経141° 29.28′ の点 オ 北緯38° 38.62′ 、東経141° 29.15′ の点 カ 北緯38° 38.63′ 、東経141° 28.97′ の点 キ 北緯38° 38.74′ 、東経141° 28.68′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町戸倉	
区第1525号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町 戸倉滝浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.29′ 、東経141° 30.02′ の点 イ 北緯38° 39.21′ 、東経141° 30.37′ の点 ウ 北緯38° 38.49′ 、東経141° 30.10′ の点 エ 北緯38° 38.56′ 、東経141° 29.84′ の点 オ 北緯38° 38.71′ 、東経141° 29.89′ の点 カ 北緯38° 38.76′ 、東経141° 29.69′ の点 キ 北緯38° 38.64′ 、東経141° 29.64′ の点 ク 北緯38° 38.76′ 、東経141° 29.26′ の点 ケ 北緯38° 38.87′ 、東経141° 29.33′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡 南三陸町戸倉	ア、イ及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、イの点のみ光達距離3キロメートル以上)

区第1526号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町戸倉長清水地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.61′ 、東経141° 30.08′ の点 イ 北緯38° 39.63′ 、東経141° 30.29′ の点 ウ 北緯38° 39.75′ 、東経141° 31.07′ の点 エ 北緯38° 39.88′ 、東経141° 31.97′ の点 オ 北緯38° 39.46′ 、東経141° 31.89′ の点 カ 北緯38° 39.46′ 、東経141° 31.07′ の点 キ 北緯38° 39.45′ 、東経141° 30.25′ の点 ク 北緯38° 39.49′ 、東経141° 30.09′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町戸倉	ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、ウ、エ、オのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1527号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町戸倉長清水地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.13′ 、東経141° 30.64′ の点 イ 北緯38° 39.08′ 、東経141° 30.84′ の点 ウ 北緯38° 38.56′ 、東経141° 30.85′ の点 エ 北緯38° 38.34′ 、東経141° 30.71′ の点 オ 北緯38° 38.46′ 、東経141° 30.35′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町戸倉	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1528号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町戸倉寺浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.15′ 、東経141° 31.16′ の点 イ 北緯38° 39.14′ 、東経141° 31.64′ の点 ウ 北緯38° 38.99′ 、東経141° 32.67′ の点 エ 北緯38° 38.77′ 、東経141° 32.93′ の点 オ 北緯38° 38.26′ 、東経141° 32.89′ の点 カ 北緯38° 38.47′ 、東経141° 31.59′ の点 キ 北緯38° 38.30′ 、東経141° 31.51′ の点 ク 北緯38° 38.34′ 、東経141° 31.33′ の点 ケ 北緯38° 38.47′ 、東経141° 31.40′ の点 コ 北緯38° 38.69′ 、東経141° 31.39′ の点 サ 北緯38° 38.69′ 、東経141° 31.14′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町戸倉	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1529号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町戸倉神割崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 38.23′ 、東経141° 32.27′ の点 イ 北緯38° 37.92′ 、東経141° 33.89′ の点 ウ 北緯38° 37.62′ 、東経141° 34.24′ の点 エ 北緯38° 37.37′ 、東経141° 34.14′ の点 オ 北緯38° 37.72′ 、東経141° 32.37′ の点 カ 北緯38° 37.80′ 、東経141° 32.36′ の点 キ 北緯38° 37.88′ 、東経141° 32.23′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町戸倉	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第1530号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町戸倉寺浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.73′ 、東経141° 33.53′ の点 イ 北緯38° 39.47′ 、東経141° 33.50′ の点 ウ 北緯38° 39.47′ 、東経141° 32.70′ の点 エ 北緯38° 39.46′ 、東経141° 31.96′ の点 オ 北緯38° 39.88′ 、東経141° 32.04′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津、志津川、戸倉	ア、イ、ウ、エ及びオの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1531号	宮城県漁業協同組合	本吉郡南三陸町野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.97′ 、東経141° 34.46′ の点 イ 北緯38° 39.75′ 、東経141° 34.11′ の点 ウ 北緯38° 39.87′ 、東経141° 33.09′ の点 エ 北緯38° 39.99′ 、東経141° 32.06′ の点 オ 北緯38° 40.43′ 、東経141° 32.14′ の点 カ 北緯38° 40.20′ 、東経141° 33.30′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	本吉郡南三陸町歌津、志津川、戸倉	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、イのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2101号	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜字小滝地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 37.52′ 、東経141° 32.34′ の点 イ 北緯38° 36.94′ 、東経141° 31.97′ の点 ウ 北緯38° 36.98′ 、東経141° 31.77′ の点 エ 北緯38° 37.58′ 、東経141° 32.15′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市北上町十三浜	

区第2102号	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜字小滝地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 37.33′、東経141° 34.11′ の点 イ 北緯38° 36.15′、東経141° 33.62′ の点 ウ 北緯38° 36.40′、東経141° 33.09′ の点 エ 北緯38° 36.57′、東経141° 33.29′ の点 オ 北緯38° 37.03′、東経141° 32.56′ の点 カ 北緯38° 36.76′、東経141° 32.38′ の点 キ 北緯38° 36.91′、東経141° 32.07′ の点 ク 北緯38° 37.64′、東経141° 32.53′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市北上町十三浜	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (アのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2103号	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜字大指地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 36.09′、東経141° 33.56′ の点 イ 北緯38° 35.48′、東経141° 32.88′ の点 ウ 北緯38° 36.45′、東経141° 31.48′ の点 エ 北緯38° 36.89′、東経141° 31.87′ の点 オ 北緯38° 36.72′、東経141° 32.12′ の点 カ 北緯38° 36.44′、東経141° 32.04′ の点 キ 北緯38° 36.31′、東経141° 32.29′ の点 ク 北緯38° 36.47′、東経141° 32.63′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市北上町十三浜	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (アのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2104号	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜字小指地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 35.42′、東経141° 32.75′ の点 イ 北緯38° 35.18′、東経141° 32.23′ の点 ウ 北緯38° 36.09′、東経141° 30.98′ の点 エ 北緯38° 36.38′、東経141° 31.36′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市北上町十三浜	
区第2105号	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜字小指地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 35.13′、東経141° 32.14′ の点 イ 北緯38° 34.91′、東経141° 31.68′ の点 ウ 北緯38° 35.75′、東経141° 30.54′ の点 エ 北緯38° 36.03′、東経141° 30.89′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市北上町十三浜	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2106号	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜字相川地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 35.97′、東経141° 30.49′ の点 イ 北緯38° 35.94′、東経141° 30.45′ の点 ウ 北緯38° 36.09′、東経141° 30.26′ の点 エ 北緯38° 36.11′、東経141° 30.29′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市北上町十三浜	
区第2107号	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜字小泊地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 35.81′、東経141° 30.38′ の点 イ 北緯38° 35.77′、東経141° 30.29′ の点 ウ 北緯38° 36.02′、東経141° 30.16′ の点 エ 北緯38° 36.04′、東経141° 30.22′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市北上町十三浜	
区第2108号	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜字小泊、大室地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 34.87′、東経141° 31.60′ の点 イ 北緯38° 34.47′、東経141° 30.77′ の点 ウ 北緯38° 35.19′、東経141° 29.81′ の点 エ 北緯38° 35.70′、東経141° 30.46′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市北上町十三浜	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2109号	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜字小室地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 34.44′、東経141° 30.71′ の点 イ 北緯38° 34.31′、東経141° 30.46′ の点 ウ 北緯38° 34.58′、東経141° 30.10′ の点 エ 北緯38° 34.48′、東経141° 29.89′ の点 オ 北緯38° 34.87′、東経141° 29.39′ の点 カ 北緯38° 35.16′、東経141° 29.76′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市北上町十三浜	ア、イ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イのみ光達距離3キロメートル以上)

区第2201号	宮城県漁業協同組合	石巻市 尾崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.05′ 、東経141° 28.02′ の点 イ 北緯38° 32.70′ 、東経141° 28.03′ の点 ウ 北緯38° 32.75′ 、東経141° 27.83′ の点 エ 北緯38° 32.68′ 、東経141° 27.77′ の点 オ 北緯38° 33.11′ 、東経141° 27.75′ の点 カ 北緯38° 33.10′ 、東経141° 27.88′ の点 キ 北緯38° 33.17′ 、東経141° 27.85′ の点 ク 北緯38° 33.17′ 、東経141° 27.94′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市長面、尾崎	
区第2202号	宮城県漁業協同組合	石巻市 長面地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.12′ 、東経141° 27.53′ の点 イ 北緯38° 33.13′ 、東経141° 27.68′ の点 ウ 北緯38° 32.65′ 、東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 32.52′ 、東経141° 27.60′ の点 オ 北緯38° 32.64′ 、東経141° 27.41′ の点 カ 北緯38° 32.75′ 、東経141° 27.50′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市長面、尾崎	
区第2301号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 名振鹿子走地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.39′ 、東経141° 29.07′ の点 イ 北緯38° 33.50′ 、東経141° 29.29′ の点 ウ 北緯38° 33.38′ 、東経141° 29.38′ の点 エ 北緯38° 33.27′ 、東経141° 29.15′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町名振	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2302号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 名振横沼地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.42′ 、東経141° 29.73′ の点 イ 北緯38° 33.35′ 、東経141° 30.06′ の点 ウ 北緯38° 32.32′ 、東経141° 29.70′ の点 エ 北緯38° 32.38′ 、東経141° 29.38′ の点 オ 北緯38° 32.55′ 、東経141° 29.36′ の点 カ 北緯38° 33.27′ 、東経141° 29.61′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町名振	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2303号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 32.29′ 、東経141° 30.22′ の点 イ 北緯38° 32.19′ 、東経141° 30.38′ の点 ウ 北緯38° 32.09′ 、東経141° 30.47′ の点 エ 北緯38° 32.03′ 、東経141° 30.41′ の点 オ 北緯38° 32.07′ 、東経141° 30.33′ の点 カ 北緯38° 32.13′ 、東経141° 30.16′ の点 キ 北緯38° 32.25′ 、東経141° 30.18′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町船越	
区第2304号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 32.41′ 、東経141° 30.32′ の点 イ 北緯38° 32.81′ 、東経141° 30.71′ の点 ウ 北緯38° 32.71′ 、東経141° 30.78′ の点 エ 北緯38° 32.48′ 、東経141° 30.68′ の点 オ 北緯38° 32.35′ 、東経141° 30.43′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町船越	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2305号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 32.94′ 、東経141° 31.07′ の点 イ 北緯38° 32.83′ 、東経141° 31.44′ の点 ウ 北緯38° 32.50′ 、東経141° 31.28′ の点 エ 北緯38° 32.54′ 、東経141° 31.04′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町船越	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。

区第2306号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.35′ 、東経141° 31.49′ の点 イ 北緯38° 33.30′ 、東経141° 31.67′ の点 ウ 北緯38° 33.02′ 、東経141° 31.86′ の点 エ 北緯38° 32.85′ 、東経141° 31.41′ の点 オ 北緯38° 32.96′ 、東経141° 31.09′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町船越	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2307号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 船越荒カワウソ根 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 32.13′ 、東経141° 32.45′ の点 イ 北緯38° 32.49′ 、東経141° 32.79′ の点 ウ 北緯38° 32.13′ 、東経141° 33.01′ の点 エ 北緯38° 31.97′ 、東経141° 32.63′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町大須	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2308号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 大須宇島 大岩崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.03′ 、東経141° 32.65′ の点 イ 北緯38° 31.02′ 、東経141° 32.86′ の点 ウ 北緯38° 30.86′ 、東経141° 32.85′ の点 エ 北緯38° 30.87′ 、東経141° 32.64′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町大須	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2309号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 熊沢ふのり浜崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.56′ 、東経141° 32.41′ の点 イ 北緯38° 30.63′ 、東経141° 32.72′ の点 ウ 北緯38° 30.62′ 、東経141° 32.86′ の点 エ 北緯38° 30.47′ 、東経141° 32.91′ の点 オ 北緯38° 30.48′ 、東経141° 32.80′ の点 カ 北緯38° 30.41′ 、東経141° 32.49′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町熊沢	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2310号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 桑浜字羽坂崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.63′ 、東経141° 32.35′ の点 イ 北緯38° 29.57′ 、東経141° 32.55′ の点 ウ 北緯38° 29.30′ 、東経141° 32.54′ の点 エ 北緯38° 29.30′ 、東経141° 32.34′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町桑浜	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2311号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 桑浜名雷崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.26′ 、東経141° 31.18′ の点 イ 北緯38° 29.34′ 、東経141° 31.23′ の点 ウ 北緯38° 29.15′ 、東経141° 31.96′ の点 エ 北緯38° 29.00′ 、東経141° 31.90′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町桑浜	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2312号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 桑浜鯨崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.41′ 、東経141° 30.92′ の点 イ 北緯38° 29.48′ 、東経141° 30.97′ の点 ウ 北緯38° 29.39′ 、東経141° 31.23′ の点 エ 北緯38° 29.27′ 、東経141° 31.15′ の点 オ 北緯38° 29.30′ 、東経141° 31.05′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町桑浜	ア、エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。

区第2313号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 桑浜鯨崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.48′、東経141° 30.97′ の点 イ 北緯38° 29.56′、東経141° 31.34′ の点 ウ 北緯38° 29.39′、東経141° 31.23′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町桑浜	
区第2314号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 29.59′、東経141° 30.72′ の点 イ 北緯38° 29.59′、東経141° 30.81′ の点 ウ 北緯38° 29.45′、東経141° 30.84′ の点 エ 北緯38° 29.45′、東経141° 30.75′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町立浜	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2315号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結ん だ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.25′、東経141° 30.41′ の点 イ 北緯38° 30.30′、東経141° 30.78′ の点 ウ 北緯38° 30.25′、東経141° 30.79′ の点 エ 北緯38° 30.23′、東経141° 30.70′ の点 オ 北緯38° 30.14′、東経141° 30.72′ の点 カ 北緯38° 30.17′、東経141° 30.82′ の点 キ 北緯38° 29.76′、東経141° 30.89′ の点 ク 北緯38° 29.74′、東経141° 30.81′ の点 ケ 北緯38° 29.66′、東経141° 30.84′ の点 コ 北緯38° 29.63′、東経141° 30.66′ の点 サ 北緯38° 29.74′、東経141° 30.54′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町立浜	ア及びサの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2316号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 30.37′、東経141° 30.59′ の点 イ 北緯38° 30.39′、東経141° 30.72′ の点 ウ 北緯38° 30.33′、東経141° 30.73′ の点 エ 北緯38° 30.32′、東経141° 30.60′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町立浜	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2317号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 30.46′、東経141° 30.70′ の点 イ 北緯38° 30.54′、東経141° 30.79′ の点 ウ 北緯38° 30.43′、東経141° 30.86′ の点 エ 北緯38° 30.35′、東経141° 30.78′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町立浜	
区第2318号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 30.64′、東経141° 30.60′ の点 イ 北緯38° 30.62′、東経141° 30.70′ の点 ウ 北緯38° 30.56′、東経141° 30.69′ の点 エ 北緯38° 30.57′、東経141° 30.59′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町大浜	
区第2319号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 30.34′、東経141° 30.41′ の点 イ 北緯38° 30.58′、東経141° 30.46′ の点 ウ 北緯38° 30.59′、東経141° 30.51′ の点 エ 北緯38° 30.36′、東経141° 30.54′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町大浜	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2320号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 30.35′、東経141° 30.17′ の点 イ 北緯38° 30.42′、東経141° 30.19′ の点 ウ 北緯38° 30.48′、東経141° 30.25′ の点 エ 北緯38° 30.58′、東経141° 30.27′ の点 オ 北緯38° 30.58′、東経141° 30.46′ の点 カ 北緯38° 30.34′、東経141° 30.41′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町大浜	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2321号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 30.47′、東経141° 29.75′ の点 イ 北緯38° 30.58′、東経141° 29.83′ の点 ウ 北緯38° 30.41′、東経141° 30.13′ の点 エ 北緯38° 30.35′、東経141° 30.09′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町小島	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (エのみ光達距離3キロメートル 以上)

区第2322号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.63′、東経141° 29.45′ の点 イ 北緯38° 30.68′、東経141° 29.49′ の点 ウ 北緯38° 30.65′、東経141° 29.55′ の点 エ 北緯38° 30.60′、東経141° 29.51′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町小島	
区第2323号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.76′、東経141° 29.24′ の点 イ 北緯38° 30.81′、東経141° 29.29′ の点 ウ 北緯38° 30.77′、東経141° 29.36′ の点 エ 北緯38° 30.72′、東経141° 29.30′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町小島	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2324号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.86′、東経141° 29.06′ の点 イ 北緯38° 30.91′、東経141° 29.12′ の点 ウ 北緯38° 30.82′、東経141° 29.27′ の点 エ 北緯38° 30.77′、東経141° 29.22′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町小島	
区第2325号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 明神地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.99′、東経141° 28.86′ の点 イ 北緯38° 31.11′、東経141° 28.93′ の点 ウ 北緯38° 31.07′、東経141° 29.00′ の点 エ 北緯38° 31.03′、東経141° 28.96′ の点 オ 北緯38° 30.94′、東経141° 29.09′ の点 カ 北緯38° 30.89′、東経141° 29.03′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町明神	ア及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2326号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 明神地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.09′、東経141° 28.69′ の点 イ 北緯38° 31.14′、東経141° 28.73′ の点 ウ 北緯38° 31.12′、東経141° 28.78′ の点 エ 北緯38° 31.13′、東経141° 28.81′ の点 オ 北緯38° 31.10′、東経141° 28.86′ の点 カ 北緯38° 31.04′、東経141° 28.81′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町明神	カの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2327号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 雄勝地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.21′、東経141° 28.36′ の点 イ 北緯38° 31.24′、東経141° 28.36′ の点 ウ 北緯38° 31.19′、東経141° 28.66′ の点 エ 北緯38° 31.13′、東経141° 28.62′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町雄勝	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2328号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 船戸地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.06′、東経141° 28.30′ の点 イ 北緯38° 30.99′、東経141° 28.19′ の点 ウ 北緯38° 31.04′、東経141° 28.15′ の点 エ 北緯38° 31.11′、東経141° 28.26′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町雄勝	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2329号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 唐桑地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.14′、東経141° 28.41′ の点 イ 北緯38° 31.08′、東経141° 28.56′ の点 ウ 北緯38° 30.93′、東経141° 28.82′ の点 エ 北緯38° 30.83′、東経141° 28.72′ の点 オ 北緯38° 30.90′、東経141° 28.64′ の点 カ 北緯38° 30.91′、東経141° 28.66′ の点 キ 北緯38° 31.02′、東経141° 28.52′ の点 ク 北緯38° 31.05′、東経141° 28.55′ の点 ケ 北緯38° 31.11′、東経141° 28.39′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町雄勝	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。

区第2330号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 唐桑地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.88′、東経141° 28.87′ の点 イ 北緯38° 30.79′、東経141° 29.02′ の点 ウ 北緯38° 30.74′、東経141° 28.90′ の点 エ 北緯38° 30.79′、東経141° 28.80′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町雄勝	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2331号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.73′、東経141° 29.01′ の点 イ 北緯38° 30.77′、東経141° 29.05′ の点 ウ 北緯38° 30.46′、東経141° 29.39′ の点 エ 北緯38° 30.43′、東経141° 29.34′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町水浜、 分浜	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル 以上)
区第2332号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 30.30′、東経141° 29.36′ の点 イ 北緯38° 30.40′、東経141° 29.48′ の点 ウ 北緯38° 30.30′、東経141° 29.59′ の点 エ 北緯38° 30.14′、東経141° 29.40′ の点 オ 北緯38° 30.18′、東経141° 29.35′ の点 カ 北緯38° 30.24′、東経141° 29.43′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町水浜、 分浜	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。
区第2333号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 30.08′、東経141° 29.37′ の点 イ 北緯38° 30.28′、東経141° 29.62′ の点 ウ 北緯38° 30.19′、東経141° 29.71′ の点 エ 北緯38° 30.01′、東経141° 29.44′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町水浜、 分浜	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2334号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 29.96′、東経141° 29.43′ の点 イ 北緯38° 30.17′、東経141° 29.72′ の点 ウ 北緯38° 30.13′、東経141° 29.77′ の点 エ 北緯38° 29.99′、東経141° 29.69′ の点 オ 北緯38° 30.02′、東経141° 29.59′ の点 カ 北緯38° 29.94′、東経141° 29.53′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町水浜、 分浜	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2335号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 30.00′、東経141° 29.82′ の点 イ 北緯38° 30.04′、東経141° 29.84′ の点 ウ 北緯38° 30.05′、東経141° 29.90′ の点 エ 北緯38° 29.85′、東経141° 30.13′ の点 オ 北緯38° 29.68′、東経141° 30.18′ の点 カ 北緯38° 29.67′、東経141° 30.03′ の点 キ 北緯38° 29.73′、東経141° 29.97′ の点 ク 北緯38° 29.73′、東経141° 29.91′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町水浜、 分浜	ウ、エ及びオの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (ウ、エのみ光達距離3キロ メートル以上)
区第2336号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 29.51′、東経141° 29.81′ の点 イ 北緯38° 29.64′、東経141° 30.10′ の点 ウ 北緯38° 29.64′、東経141° 30.20′ の点 エ 北緯38° 28.76′、東経141° 30.40′ の点 オ 北緯38° 28.73′、東経141° 30.25′ の点 カ 北緯38° 28.92′、東経141° 30.22′ の点 キ 北緯38° 28.84′、東経141° 29.90′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町水浜、 分浜	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2337号	宮城県漁業協同組合	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 29.23′、東経141° 29.61′ の点 イ 北緯38° 29.34′、東経141° 29.59′ の点 ウ 北緯38° 29.34′、東経141° 29.75′ の点 エ 北緯38° 29.13′、東経141° 29.79′ の点 オ 北緯38° 29.12′、東経141° 29.71′ の点 カ 北緯38° 29.23′、東経141° 29.69′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市雄勝町水浜、 分浜	

区第2401号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.40′ 、東経141° 29.76′ の点 イ 北緯38° 28.47′ 、東経141° 29.80′ の点 ウ 北緯38° 28.65′ 、東経141° 30.04′ の点 エ 北緯38° 28.63′ 、東経141° 30.12′ の点 オ 北緯38° 28.30′ 、東経141° 30.17′ の点 カ 北緯38° 28.08′ 、東経141° 30.21′ の点 キ 北緯38° 28.04′ 、東経141° 29.97′ の点 ク 北緯38° 28.00′ 、東経141° 29.75′ の点 ケ 北緯38° 27.99′ 、東経141° 29.53′ の点 コ 北緯38° 28.10′ 、東経141° 29.40′ の点 サ 北緯38° 28.12′ 、東経141° 29.39′ の点 シ 北緯38° 28.20′ 、東経141° 29.44′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町指ヶ浜	エ、オ、カ、キ及びクの点に 夜間識別可能な標識を設置 しなければならない。 (エ、カ、キ、クのみ光達距離 3キロメートル以上)
区第2402号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 28.03′ 、東経141° 29.10′ の点 イ 北緯38° 28.04′ 、東経141° 29.30′ の点 ウ 北緯38° 27.98′ 、東経141° 29.42′ の点 エ 北緯38° 27.96′ 、東経141° 29.21′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町指ヶ浜	
区第2403号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 27.95′ 、東経141° 28.90′ の点 イ 北緯38° 28.11′ 、東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 28.15′ 、東経141° 28.94′ の点 エ 北緯38° 28.13′ 、東経141° 28.97′ の点 オ 北緯38° 28.16′ 、東経141° 29.06′ の点 カ 北緯38° 28.05′ 、東経141° 29.28′ の点 キ 北緯38° 28.04′ 、東経141° 29.04′ の点 ク 北緯38° 27.96′ 、東経141° 29.18′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町指ヶ浜	
区第2404号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 28.00′ 、東経141° 28.84′ の点 イ 北緯38° 27.96′ 、東経141° 28.66′ の点 ウ 北緯38° 27.86′ 、東経141° 28.67′ の点 エ 北緯38° 27.86′ 、東経141° 28.63′ の点 オ 北緯38° 28.00′ 、東経141° 28.62′ の点 カ 北緯38° 28.01′ 、東経141° 28.69′ の点 キ 北緯38° 28.04′ 、東経141° 28.69′ の点 ク 北緯38° 28.07′ 、東経141° 28.82′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町御前浜	
区第2405号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 27.95′ 、東経141° 28.69′ の点 イ 北緯38° 27.97′ 、東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 27.87′ 、東経141° 28.88′ の点 エ 北緯38° 27.86′ 、東経141° 28.70′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町御前浜	
区第2406号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 27.80′ 、東経141° 28.64′ の点 イ 北緯38° 27.82′ 、東経141° 28.64′ の点 ウ 北緯38° 27.84′ 、東経141° 28.89′ の点 エ 北緯38° 27.80′ 、東経141° 28.90′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町御前浜	

区第2407号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.84′、東経141° 28.93′ の点 イ 北緯38° 27.90′、東経141° 30.02′ の点 ウ 北緯38° 27.70′、東経141° 30.10′ の点 エ 北緯38° 27.67′、東経141° 30.07′ の点 オ 北緯38° 27.71′、東経141° 29.94′ の点 カ 北緯38° 27.65′、東経141° 29.66′ の点 キ 北緯38° 27.78′、東経141° 29.56′ の点 ク 北緯38° 27.79′、東経141° 29.49′ の点 ケ 北緯38° 27.70′、東経141° 29.30′ の点 コ 北緯38° 27.79′、東経141° 28.94′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町尾浦	
区第2408号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.90′、東経141° 30.09′ の点 イ 北緯38° 27.92′、東経141° 30.32′ の点 ウ 北緯38° 27.73′、東経141° 30.41′ の点 エ 北緯38° 27.71′、東経141° 30.17′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町尾浦	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2409号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.69′、東経141° 30.29′ の点 イ 北緯38° 27.71′、東経141° 30.43′ の点 ウ 北緯38° 27.43′、東経141° 30.55′ の点 エ 北緯38° 27.40′、東経141° 30.42′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町尾浦	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。
区第2410号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.68′、東経141° 30.19′ の点 イ 北緯38° 27.69′、東経141° 30.26′ の点 ウ 北緯38° 27.40′、東経141° 30.39′ の点 エ 北緯38° 27.36′、東経141° 30.21′ の点 オ 北緯38° 27.52′、東経141° 30.15′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町尾浦	
区第2411号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.49′、東経141° 30.12′ の点 イ 北緯38° 27.35′、東経141° 30.19′ の点 ウ 北緯38° 27.27′、東経141° 29.82′ の点 エ 北緯38° 27.33′、東経141° 29.80′ の点 オ 北緯38° 27.37′、東経141° 30.00′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町尾浦	
区第2412号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.34′、東経141° 30.33′ の点 イ 北緯38° 27.15′、東経141° 30.36′ の点 ウ 北緯38° 27.17′、東経141° 30.45′ の点 エ 北緯38° 27.08′、東経141° 30.51′ の点 オ 北緯38° 26.99′、東経141° 30.46′ の点 カ 北緯38° 27.02′、東経141° 30.36′ の点 キ 北緯38° 26.93′、東経141° 30.29′ の点 ク 北緯38° 26.96′、東経141° 30.21′ の点 ケ 北緯38° 27.00′、東経141° 30.16′ の点 コ 北緯38° 27.19′、東経141° 30.13′ の点 サ 北緯38° 27.17′、東経141° 30.03′ の点 シ 北緯38° 27.11′、東経141° 30.04′ の点 ス 北緯38° 27.02′、東経141° 29.94′ の点 セ 北緯38° 27.20′、東経141° 29.79′ の点 ソ 北緯38° 27.31′、東経141° 30.24′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町尾浦	
区第2413号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.17′、東経141° 30.36′ の点 イ 北緯38° 27.34′、東経141° 30.34′ の点 ウ 北緯38° 27.36′、東経141° 30.43′ の点 エ 北緯38° 27.21′、東経141° 30.51′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町尾浦	
区第2414号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.36′、東経141° 30.46′ の点 イ 北緯38° 27.39′、東経141° 30.58′ の点 ウ 北緯38° 27.18′、東経141° 30.68′ の点 エ 北緯38° 27.22′、東経141° 30.54′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町尾浦	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第2415号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.04′ 、東経141° 30.68′ の点 イ 北緯38° 27.13′ 、東経141° 30.71′ の点 ウ 北緯38° 27.05′ 、東経141° 30.74′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町竹浦	
区第2416号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.90′ 、東経141° 30.78′ の点 イ 北緯38° 26.52′ 、東経141° 30.59′ の点 ウ 北緯38° 26.60′ 、東経141° 30.56′ の点 エ 北緯38° 26.81′ 、東経141° 30.66′ の点 オ 北緯38° 26.85′ 、東経141° 30.56′ の点 カ 北緯38° 26.95′ 、東経141° 30.63′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町竹浦	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2417号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.61′ 、東経141° 30.15′ の点 イ 北緯38° 26.68′ 、東経141° 30.45′ の点 ウ 北緯38° 26.45′ 、東経141° 30.55′ の点 エ 北緯38° 26.24′ 、東経141° 30.45′ の点 オ 北緯38° 26.20′ 、東経141° 30.30′ の点 カ 北緯38° 26.38′ 、東経141° 30.22′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町竹浦	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2418号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52′ 、東経141° 29.81′ の点 イ 北緯38° 26.59′ 、東経141° 30.09′ の点 ウ 北緯38° 26.48′ 、東経141° 30.12′ の点 エ 北緯38° 26.47′ 、東経141° 30.05′ の点 オ 北緯38° 26.38′ 、東経141° 30.06′ の点 カ 北緯38° 26.39′ 、東経141° 30.10′ の点 キ 北緯38° 26.35′ 、東経141° 30.15′ の点 ク 北緯38° 26.32′ 、東経141° 30.17′ の点 ケ 北緯38° 26.16′ 、東経141° 30.18′ の点 コ 北緯38° 26.07′ 、東経141° 29.86′ の点 サ 北緯38° 26.18′ 、東経141° 29.78′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町竹浦	
区第2419号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町竹浦アワブク浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.31′ 、東経141° 29.33′ の点 イ 北緯38° 26.40′ 、東経141° 29.33′ の点 ウ 北緯38° 26.39′ 、東経141° 29.54′ の点 エ 北緯38° 26.33′ 、東経141° 29.54′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町竹浦	
区第2420号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町竹浦アワブク浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.23′ 、東経141° 29.33′ の点 イ 北緯38° 26.28′ 、東経141° 29.33′ の点 ウ 北緯38° 26.30′ 、東経141° 29.54′ の点 エ 北緯38° 26.25′ 、東経141° 29.54′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町竹浦	
区第2421号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.21′ 、東経141° 29.54′ の点 イ 北緯38° 26.01′ 、東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 25.99′ 、東経141° 29.34′ の点 エ 北緯38° 26.20′ 、東経141° 29.31′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町竹浦	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2422号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.32′ 、東経141° 29.14′ の点 イ 北緯38° 26.36′ 、東経141° 29.22′ の点 ウ 北緯38° 26.40′ 、東経141° 29.23′ の点 エ 北緯38° 26.40′ 、東経141° 29.29′ の点 オ 北緯38° 26.31′ 、東経141° 29.27′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町竹浦	

区第2423号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.29′ 、東経141° 29.16′ の点 イ 北緯38° 26.28′ 、東経141° 29.26′ の点 ウ 北緯38° 26.21′ 、東経141° 29.25′ の点 エ 北緯38° 26.21′ 、東経141° 29.22′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町竹浦	
区第2424号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.03′ 、東経141° 29.00′ の点 イ 北緯38° 26.17′ 、東経141° 28.99′ の点 ウ 北緯38° 26.18′ 、東経141° 29.15′ の点 エ 北緯38° 26.13′ 、東経141° 29.15′ の点 オ 北緯38° 26.10′ 、東経141° 29.12′ の点 カ 北緯38° 26.03′ 、東経141° 29.12′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町竹浦	
区第2425号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04′ 、東経141° 28.88′ の点 イ 北緯38° 26.15′ 、東経141° 28.87′ の点 ウ 北緯38° 26.14′ 、東経141° 28.95′ の点 エ 北緯38° 26.02′ 、東経141° 28.96′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町桐ヶ崎	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2426号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.27′ 、東経141° 28.73′ の点 イ 北緯38° 26.30′ 、東経141° 28.81′ の点 ウ 北緯38° 26.19′ 、東経141° 28.87′ の点 エ 北緯38° 26.18′ 、東経141° 28.81′ の点 オ 北緯38° 26.06′ 、東経141° 28.76′ の点 カ 北緯38° 26.08′ 、東経141° 28.68′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町桐ヶ崎	
区第2427号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 26.28′ 、東経141° 28.53′ の点 イ 北緯38° 26.27′ 、東経141° 28.65′ の点 ウ 北緯38° 26.22′ 、東経141° 28.64′ の点 エ 北緯38° 26.20′ 、東経141° 28.64′ の点 オ 北緯38° 26.10′ 、東経141° 28.61′ の点 カ 北緯38° 26.12′ 、東経141° 28.49′ の点 キ 北緯38° 26.22′ 、東経141° 28.53′ の点 ク 北緯38° 26.24′ 、東経141° 28.52′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町桐ヶ崎	
区第2428号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの 順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.39′ 、東経141° 28.41′ の点 イ 北緯38° 26.38′ 、東経141° 28.44′ の点 ウ 北緯38° 26.33′ 、東経141° 28.45′ の点 エ 北緯38° 26.29′ 、東経141° 28.49′ の点 オ 北緯38° 26.24′ 、東経141° 28.49′ の点 カ 北緯38° 26.23′ 、東経141° 28.49′ の点 キ 北緯38° 26.19′ 、東経141° 28.48′ の点 ク 北緯38° 26.13′ 、東経141° 28.46′ の点 ケ 北緯38° 26.19′ 、東経141° 28.18′ の点 コ 北緯38° 26.32′ 、東経141° 28.17′ の点 サ 北緯38° 26.33′ 、東経141° 28.27′ の点 シ 北緯38° 26.35′ 、東経141° 28.31′ の点 ス 北緯38° 26.39′ 、東経141° 28.32′ の点 セ 北緯38° 26.39′ 、東経141° 28.37′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町桐ヶ崎	
区第2429号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 石浜崎山崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 26.23′ 、東経141° 27.96′ の点 イ 北緯38° 26.30′ 、東経141° 28.06′ の点 ウ 北緯38° 26.29′ 、東経141° 28.13′ の点 エ 北緯38° 26.19′ 、東経141° 28.14′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町石浜	
区第2430号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.48′ 、東経141° 27.74′ の点 イ 北緯38° 26.52′ 、東経141° 27.80′ の点 ウ 北緯38° 26.41′ 、東経141° 27.90′ の点 エ 北緯38° 26.37′ 、東経141° 27.86′ の点 オ 北緯38° 26.35′ 、東経141° 27.81′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町石浜	ア及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。

区第2431号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.25′ 、東経141° 27.51′ の点 イ 北緯38° 26.30′ 、東経141° 27.55′ の点 ウ 北緯38° 26.24′ 、東経141° 27.68′ の点 エ 北緯38° 26.17′ 、東経141° 27.62′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町小乗浜	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。
区第2432号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04′ 、東経141° 27.79′ の点 イ 北緯38° 26.12′ 、東経141° 27.83′ の点 ウ 北緯38° 26.11′ 、東経141° 27.87′ の点 エ 北緯38° 26.02′ 、東経141° 27.80′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町小乗浜	
区第2433号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.92′ 、東経141° 27.93′ の点 イ 北緯38° 26.03′ 、東経141° 28.02′ の点 ウ 北緯38° 25.98′ 、東経141° 28.12′ の点 エ 北緯38° 25.87′ 、東経141° 28.02′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町高白浜	
区第2434号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 25.69′ 、東経141° 28.16′ の点 イ 北緯38° 25.62′ 、東経141° 28.26′ の点 ウ 北緯38° 25.52′ 、東経141° 28.05′ の点 エ 北緯38° 25.59′ 、東経141° 27.96′ の点 オ 北緯38° 25.69′ 、東経141° 28.05′ の点 カ 北緯38° 25.64′ 、東経141° 28.11′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町高白浜	
区第2435号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 25.70′ 、東経141° 28.14′ の点 イ 北緯38° 25.66′ 、東経141° 28.11′ の点 ウ 北緯38° 25.70′ 、東経141° 28.06′ の点 エ 北緯38° 25.74′ 、東経141° 28.10′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町高白浜	
区第2436号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 25.84′ 、東経141° 28.05′ の点 イ 北緯38° 25.97′ 、東経141° 28.16′ の点 ウ 北緯38° 25.77′ 、東経141° 28.53′ の点 エ 北緯38° 25.60′ 、東経141° 28.38′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町高白浜	イ及びウの点に夜間識別可能な 緑色の標識を設置しなければなら ない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2437号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 横浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 25.55′ 、東経141° 28.44′ の点 イ 北緯38° 25.71′ 、東経141° 28.56′ の点 ウ 北緯38° 25.19′ 、東経141° 28.73′ の点 エ 北緯38° 25.19′ 、東経141° 28.58′ の点 オ 北緯38° 25.43′ 、東経141° 28.50′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町横浦	
区第2438号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 25.11′ 、東経141° 28.57′ の点 イ 北緯38° 25.05′ 、東経141° 28.77′ の点 ウ 北緯38° 24.76′ 、東経141° 28.86′ の点 エ 北緯38° 24.63′ 、東経141° 28.78′ の点 オ 北緯38° 24.65′ 、東経141° 28.69′ の点 カ 北緯38° 24.37′ 、東経141° 28.50′ の点 キ 北緯38° 24.43′ 、東経141° 28.39′ の点 ク 北緯38° 24.73′ 、東経141° 28.56′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町横浦	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2439号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 24.35′ 、東経141° 28.53′ イ 北緯38° 24.63′ 、東経141° 28.72′ ウ 北緯38° 24.63′ 、東経141° 28.78′ エ 北緯38° 24.34′ 、東経141° 28.61′		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町横浦	

区第2440号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 大石原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.25′ 、東経141° 28.44′ の点 イ 北緯38° 24.29′ 、東経141° 28.47′ の点 ウ 北緯38° 24.28′ 、東経141° 28.57′ の点 エ 北緯38° 24.25′ 、東経141° 28.54′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町大石原	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2441号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 大石原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ 線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.86′ 、東経141° 28.19′ の点 イ 北緯38° 23.95′ 、東経141° 28.07′ の点 ウ 北緯38° 23.98′ 、東経141° 28.11′ の点 エ 北緯38° 24.01′ 、東経141° 28.06′ の点 オ 北緯38° 24.29′ 、東経141° 28.42′ の点 カ 北緯38° 24.29′ 、東経141° 28.43′ の点 キ 北緯38° 24.23′ 、東経141° 28.42′ の点 ク 北緯38° 24.22′ 、東経141° 28.52′ の点 ケ 北緯38° 24.15′ 、東経141° 28.46′ の点 コ 北緯38° 24.14′ 、東経141° 28.43′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町大石原	
区第2442号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 24.05′ 、東経141° 28.35′ の点 イ 北緯38° 24.01′ 、東経141° 28.45′ の点 ウ 北緯38° 23.75′ 、東経141° 28.25′ の点 エ 北緯38° 23.80′ 、東経141° 28.14′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町野々浜	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2443号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 23.91′ 、東経141° 28.40′ の点 イ 北緯38° 23.83′ 、東経141° 28.46′ の点 ウ 北緯38° 23.72′ 、東経141° 28.43′ の点 エ 北緯38° 23.68′ 、東経141° 28.35′ の点 オ 北緯38° 23.68′ 、東経141° 28.30′ の点 カ 北緯38° 23.73′ 、東経141° 28.27′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町野々浜	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2444号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に 結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.18′ 、東経141° 28.64′ の点 イ 北緯38° 24.17′ 、東経141° 28.71′ の点 ウ 北緯38° 23.96′ 、東経141° 28.82′ の点 エ 北緯38° 23.95′ 、東経141° 28.76′ の点 オ 北緯38° 24.04′ 、東経141° 28.68′ の点 カ 北緯38° 24.00′ 、東経141° 28.61′ の点 キ 北緯38° 23.95′ 、東経141° 28.61′ の点 ク 北緯38° 23.96′ 、東経141° 28.53′ の点 ケ 北緯38° 23.91′ 、東経141° 28.48′ の点 コ 北緯38° 23.86′ 、東経141° 28.51′ の点 サ 北緯38° 23.85′ 、東経141° 28.50′ の点 シ 北緯38° 23.93′ 、東経141° 28.43′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町飯子浜	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。
区第2445号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 24.41′ 、東経141° 28.88′ の点 イ 北緯38° 24.36′ 、東経141° 28.95′ の点 ウ 北緯38° 24.18′ 、東経141° 28.79′ の点 エ 北緯38° 24.26′ 、東経141° 28.75′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町飯子浜	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2446号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.15′ 、東経141° 28.81′ の点 イ 北緯38° 24.35′ 、東経141° 28.97′ の点 ウ 北緯38° 24.29′ 、東経141° 29.03′ の点 エ 北緯38° 24.14′ 、東経141° 28.97′ の点 オ 北緯38° 24.06′ 、東経141° 28.83′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町飯子浜	オの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。

区第2447号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.43′、東経141° 28.92′ の点 イ 北緯38° 24.56′、東経141° 29.02′ の点 ウ 北緯38° 24.37′、東経141° 29.30′ の点 エ 北緯38° 24.35′、東経141° 29.29′ の点 オ 北緯38° 24.33′、東経141° 29.19′ の点 カ 北緯38° 24.27′、東経141° 29.13′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町飯子浜	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2448号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.83′、東経141° 29.25′ の点 イ 北緯38° 24.69′、東経141° 29.45′ の点 ウ 北緯38° 24.52′、東経141° 29.29′ の点 エ 北緯38° 24.57′、東経141° 29.21′ の点 オ 北緯38° 24.49′、東経141° 29.13′ の点 カ 北緯38° 24.56′、東経141° 29.02′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町塚浜	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2449号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.55′、東経141° 29.20′ の点 イ 北緯38° 24.51′、東経141° 29.27′ の点 ウ 北緯38° 24.44′、東経141° 29.21′ の点 エ 北緯38° 24.48′、東経141° 29.15′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町塚浜	
区第2450号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.97′、東経141° 29.28′ の点 イ 北緯38° 25.32′、東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 25.11′、東経141° 29.99′ の点 エ 北緯38° 24.76′、東経141° 29.73′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町塚浜	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2451号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 小屋取地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.38′、東経141° 30.47′ の点 イ 北緯38° 24.44′、東経141° 30.54′ の点 ウ 北緯38° 24.72′、東経141° 30.80′ の点 エ 北緯38° 24.55′、東経141° 31.07′ の点 オ 北緯38° 24.21′、東経141° 30.74′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町 塚浜、小屋取	ア、ウ及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル 以上)
区第2452号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 浦宿地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.14′、東経141° 24.01′ の点 イ 北緯38° 26.08′、東経141° 24.33′ の点 ウ 北緯38° 25.99′、東経141° 24.31′ の点 エ 北緯38° 26.05′、東経141° 23.99′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町 浦宿、大沢、針浜	
区第2453号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 25.95′、東経141° 25.06′ の点 イ 北緯38° 25.81′、東経141° 25.04′ の点 ウ 北緯38° 25.83′、東経141° 24.44′ の点 エ 北緯38° 25.72′、東経141° 23.91′ の点 オ 北緯38° 25.86′、東経141° 23.95′ の点 カ 北緯38° 25.91′、東経141° 24.11′ の点 キ 北緯38° 25.95′、東経141° 24.54′ の点 ク 北緯38° 25.90′、東経141° 24.93′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町 浦宿、大沢、針浜	
区第2454号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 針浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ 線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.53′、東経141° 23.87′ の点 イ 北緯38° 25.69′、東経141° 24.33′ の点 ウ 北緯38° 25.71′、東経141° 24.62′ の点 エ 北緯38° 25.68′、東経141° 25.03′ の点 オ 北緯38° 25.54′、東経141° 25.01′ の点 カ 北緯38° 25.60′、東経141° 24.65′ の点 キ 北緯38° 25.62′、東経141° 24.60′ の点 ク 北緯38° 25.59′、東経141° 24.29′ の点 ケ 北緯38° 25.24′、東経141° 23.95′ の点 コ 北緯38° 25.28′、東経141° 23.81′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡女川町 浦宿、大沢、針浜	

区第2455号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島小名計磯 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.51′ 、東経141° 30.78′ の点 イ 北緯38° 28.50′ 、東経141° 30.88′ の点 ウ 北緯38° 28.05′ 、東経141° 30.70′ の点 エ 北緯38° 28.09′ 、東経141° 30.61′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2456号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島宇ノ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.78′ 、東経141° 30.66′ の点 イ 北緯38° 27.95′ 、東経141° 30.63′ の点 ウ 北緯38° 27.87′ 、東経141° 30.89′ の点 エ 北緯38° 27.78′ 、東経141° 30.83′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2457号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 27.70′ 、東経141° 30.67′ の点 イ 北緯38° 27.72′ 、東経141° 30.88′ の点 ウ 北緯38° 27.61′ 、東経141° 30.93′ の点 エ 北緯38° 27.58′ 、東経141° 30.83′ の点 オ 北緯38° 27.57′ 、東経141° 30.83′ の点 カ 北緯38° 27.53′ 、東経141° 30.78′ の点 キ 北緯38° 27.54′ 、東経141° 30.73′ の点 ク 北緯38° 27.51′ 、東経141° 30.70′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2458号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島蛸ノ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 27.32′ 、東経141° 30.93′ の点 イ 北緯38° 27.38′ 、東経141° 30.76′ の点 ウ 北緯38° 27.47′ 、東経141° 30.72′ の点 エ 北緯38° 27.49′ 、東経141° 30.95′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル 以上)
区第2459号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 27.27′ 、東経141° 30.97′ の点 イ 北緯38° 27.35′ 、東経141° 31.03′ の点 ウ 北緯38° 27.33′ 、東経141° 31.10′ の点 エ 北緯38° 27.23′ 、東経141° 31.07′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	
区第2460号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 27.19′ 、東経141° 30.92′ の点 イ 北緯38° 27.25′ 、東経141° 30.95′ の点 ウ 北緯38° 27.20′ 、東経141° 31.08′ の点 エ 北緯38° 27.18′ 、東経141° 31.04′ の点 オ 北緯38° 27.15′ 、東経141° 31.05′ の点 カ 北緯38° 27.14′ 、東経141° 31.05′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	

区第2461号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 27.13′ 、東経141° 30.88′ の点 イ 北緯38° 27.15′ 、東経141° 30.90′ の点 ウ 北緯38° 27.13′ 、東経141° 30.96′ の点 エ 北緯38° 27.11′ 、東経141° 30.95′ の点 オ 北緯38° 27.08′ 、東経141° 31.03′ の点 カ 北緯38° 27.05′ 、東経141° 31.02′ の点 キ 北緯38° 27.08′ 、東経141° 30.91′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2462号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 26.84′ 、東経141° 31.04′ の点 イ 北緯38° 26.94′ 、東経141° 31.04′ の点 ウ 北緯38° 26.92′ 、東経141° 31.09′ の点 エ 北緯38° 26.85′ 、東経141° 31.10′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	
区第2463号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 26.99′ 、東経141° 30.93′ の点 イ 北緯38° 26.95′ 、東経141° 31.01′ の点 ウ 北緯38° 26.57′ 、東経141° 31.04′ の点 エ 北緯38° 26.57′ 、東経141° 30.95′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2464号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島別当浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.52′ 、東経141° 31.05′ の点 イ 北緯38° 26.38′ 、東経141° 31.13′ の点 ウ 北緯38° 26.26′ 、東経141° 30.99′ の点 エ 北緯38° 26.27′ 、東経141° 30.94′ の点 オ 北緯38° 26.52′ 、東経141° 30.94′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2465号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島四子崎、 沖合見地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.17′ 東経141° 31.39′ の点 イ 北緯38° 26.13′ 東経141° 32.85′ の点 ウ 北緯38° 25.90′ 東経141° 32.72′ の点 エ 北緯38° 25.79′ 東経141° 32.42′ の点 オ 北緯38° 25.80′ 東経141° 32.15′ の点 カ 北緯38° 25.81′ 東経141° 31.83′ の点 キ 北緯38° 25.95′ 東経141° 31.23′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	ア、イ、エ、カ及びキの点に夜間識 別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2466号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 出島寺間崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 27.09′ 、東経141° 32.25′ の点 イ 北緯38° 27.15′ 、東経141° 32.43′ の点 ウ 北緯38° 26.81′ 、東経141° 32.62′ の点 エ 北緯38° 26.75′ 、東経141° 32.44′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2467号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 鞍掛島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 28.42′ 、東経141° 31.67′ の点 イ 北緯38° 28.41′ 、東経141° 31.76′ の点 ウ 北緯38° 28.16′ 、東経141° 32.34′ の点 エ 北緯38° 27.68′ 、東経141° 32.45′ の点 オ 北緯38° 27.50′ 、東経141° 32.03′ の点 カ 北緯38° 27.80′ 、東経141° 31.84′ の点 キ 北緯38° 27.98′ 、東経141° 31.46′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。
区第2468号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 毘沙門島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 28.57′ 、東経141° 30.97′ の点 イ 北緯38° 28.54′ 、東経141° 31.15′ の点 ウ 北緯38° 28.40′ 、東経141° 31.11′ の点 エ 北緯38° 28.43′ 、東経141° 30.93′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町出島	ア点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第2469号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.90′ 、東経141° 35.16′ の点 イ 北緯38° 23.89′ 、東経141° 35.20′ の点 ウ 北緯38° 23.85′ 、東経141° 35.18′ の点 エ 北緯38° 23.81′ 、東経141° 35.27′ の点 オ 北緯38° 23.83′ 、東経141° 35.28′ の点 カ 北緯38° 23.82′ 、東経141° 35.38′ の点 キ 北緯38° 23.72′ 、東経141° 35.48′ の点 ク 北緯38° 23.67′ 、東経141° 35.33′ の点 ケ 北緯38° 23.44′ 、東経141° 35.14′ の点 コ 北緯38° 23.57′ 、東経141° 34.89′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町江島	
区第2470号	宮城県漁業協同組合	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.59′ 、東経141° 35.58′ の点 イ 北緯38° 23.49′ 、東経141° 35.68′ の点 ウ 北緯38° 23.37′ 、東経141° 35.49′ の点 エ 北緯38° 23.41′ 、東経141° 35.46′ の点 オ 北緯38° 23.53′ 、東経141° 35.46′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	牡鹿郡 女川町江島	
区第2501号	宮城県漁業協同組合	石巻市寄磯浜 内立、田島浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.34′ 、東経141° 31.66′ の点 イ 北緯38° 24.02′ 、東経141° 31.42′ の点 ウ 北緯38° 24.24′ 、東経141° 30.87′ の点 エ 北緯38° 24.50′ 、東経141° 31.23′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市寄磯浜、 前網浜	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。
区第2502号	宮城県漁業協同組合	石巻市寄磯浜 寺ノ下地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.15′ 、東経141° 31.26′ の点 イ 北緯38° 23.10′ 、東経141° 31.48′ の点 ウ 北緯38° 22.81′ 、東経141° 31.63′ の点 エ 北緯38° 22.79′ 、東経141° 31.96′ の点 オ 北緯38° 23.10′ 、東経141° 32.39′ の点 カ 北緯38° 23.00′ 、東経141° 32.50′ の点 キ 北緯38° 22.42′ 、東経141° 31.95′ の点 ク 北緯38° 22.71′ 、東経141° 31.13′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市寄磯浜	ア、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (カ、キ、クのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2503号	宮城県漁業協同組合	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.13′ 、東経141° 31.22′ の点 イ 北緯38° 22.71′ 、東経141° 31.09′ の点 ウ 北緯38° 22.73′ 、東経141° 30.67′ の点 エ 北緯38° 23.07′ 、東経141° 30.81′ の点 オ 北緯38° 23.06′ 、東経141° 30.95′ の点 カ 北緯38° 23.15′ 、東経141° 31.05′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市前網浜	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2504号	宮城県漁業協同組合	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.30′ 、東経141° 30.86′ の点 イ 北緯38° 23.28′ 、東経141° 30.93′ の点 ウ 北緯38° 23.21′ 、東経141° 30.90′ の点 エ 北緯38° 23.23′ 、東経141° 30.83′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市前網浜	
区第2505号	宮城県漁業協同組合	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.32′ 、東経141° 30.56′ の点 イ 北緯38° 23.25′ 、東経141° 30.76′ の点 ウ 北緯38° 22.72′ 、東経141° 30.56′ の点 エ 北緯38° 22.73′ 、東経141° 30.48′ の点 オ 北緯38° 22.90′ 、東経141° 30.34′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市前網浜	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第2506号	宮城県漁業協同組合	石巻市鮫浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.83′ 、東経141° 29.62′ の点 イ 北緯38° 22.85′ 、東経141° 29.84′ の点 ウ 北緯38° 22.89′ 、東経141° 29.84′ の点 エ 北緯38° 22.91′ 、東経141° 30.11′ の点 オ 北緯38° 22.87′ 、東経141° 30.12′ の点 カ 北緯38° 22.89′ 、東経141° 30.31′ の点 キ 北緯38° 22.73′ 、東経141° 30.45′ の点 ク 北緯38° 22.71′ 、東経141° 30.08′ の点 ケ 北緯38° 22.69′ 、東経141° 29.64′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市鮫浦	キ、ク及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2507号	宮城県漁業協同組合	石巻市鮫浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.65′ 、東経141° 29.11′ の点 イ 北緯38° 22.75′ 、東経141° 29.12′ の点 ウ 北緯38° 22.72′ 、東経141° 29.51′ の点 エ 北緯38° 22.62′ 、東経141° 29.50′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市鮫浦	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2508号	宮城県漁業協同組合	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.51′ 、東経141° 29.18′ の点 イ 北緯38° 22.61′ 、東経141° 29.20′ の点 ウ 北緯38° 22.58′ 、東経141° 29.67′ の点 エ 北緯38° 22.47′ 、東経141° 29.65′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市谷川浜、 大谷川浜	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2509号	宮城県漁業協同組合	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.29′ 、東経141° 29.29′ の点 イ 北緯38° 22.45′ 、東経141° 29.31′ の点 ウ 北緯38° 22.44′ 、東経141° 29.44′ の点 エ 北緯38° 22.28′ 、東経141° 29.42′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市谷川浜、 大谷川浜	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2510号	宮城県漁業協同組合	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.23′ 、東経141° 29.53′ の点 イ 北緯38° 22.27′ 、東経141° 29.57′ の点 ウ 北緯38° 22.24′ 、東経141° 29.60′ の点 エ 北緯38° 22.21′ 、東経141° 29.56′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市谷川浜、 大谷川浜	
区第2511号	宮城県漁業協同組合	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.27′ 、東経141° 29.70′ の点 イ 北緯38° 22.30′ 、東経141° 29.74′ の点 ウ 北緯38° 22.28′ 、東経141° 29.76′ の点 エ 北緯38° 22.25′ 、東経141° 29.72′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市谷川浜、 大谷川浜	

区第2512号	宮城県漁業協同組合	石巻市谷川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.32′、東経141° 29.78′ の点 イ 北緯38° 22.47′、東経141° 29.80′ の点 ウ 北緯38° 22.46′、東経141° 29.92′ の点 エ 北緯38° 22.31′、東経141° 29.92′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市谷川浜、大谷川浜	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2513号	宮城県漁業協同組合	石巻市谷川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.36′、東経141° 30.12′ の点 イ 北緯38° 22.16′、東経141° 30.06′ の点 ウ 北緯38° 22.19′、東経141° 29.87′ の点 エ 北緯38° 22.23′、東経141° 29.89′ の点 オ 北緯38° 22.24′、東経141° 30.04′ の点 カ 北緯38° 22.37′、東経141° 30.07′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市谷川浜、大谷川浜	
区第2514号	宮城県漁業協同組合	石巻市谷川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.41′、東経141° 29.98′ の点 イ 北緯38° 22.54′、東経141° 29.99′ の点 ウ 北緯38° 22.57′、東経141° 31.16′ の点 エ 北緯38° 22.37′、東経141° 30.99′ の点 オ 北緯38° 22.43′、東経141° 30.06′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市谷川浜、大谷川浜	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2515号	宮城県漁業協同組合	石巻市崎釜崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.84′、東経141° 32.21′ の点 イ 北緯38° 21.59′、東経141° 31.54′ の点 ウ 北緯38° 22.17′、東経141° 31.25′ の点 エ 北緯38° 22.30′、東経141° 31.04′ の点 オ 北緯38° 22.49′、東経141° 31.34′ の点 カ 北緯38° 22.34′、東経141° 31.73′ の点 キ 北緯38° 22.09′、東経141° 31.97′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市泊浜	ア、カ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (カのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2516号	宮城県漁業協同組合	石巻市泊浜山王島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.37′、東経141° 31.95′ の点 イ 北緯38° 21.43′、東経141° 32.15′ の点 ウ 北緯38° 21.11′、東経141° 32.29′ の点 エ 北緯38° 20.75′、東経141° 32.30′ の点 オ 北緯38° 20.74′、東経141° 32.07′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市泊浜	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2517号	牡鹿漁業協同組合	石巻市新山浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.10′、東経141° 32.21′ の点 イ 北緯38° 20.10′、東経141° 32.32′ の点 ウ 北緯38° 19.73′、東経141° 32.32′ の点 エ 北緯38° 19.73′、東経141° 32.21′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市新山浜	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。

区第2518号	牡鹿漁業協同組合	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.56′ 、東経141° 30.35′ の点 イ 北緯38° 17.53′ 、東経141° 30.47′ の点 ウ 北緯38° 16.95′ 、東経141° 30.47′ の点 エ 北緯38° 16.95′ 、東経141° 30.20′ の点 オ 北緯38° 17.22′ 、東経141° 30.23′ の点 カ 北緯38° 17.21′ 、東経141° 30.37′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市鮎川浜	エの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2519号	牡鹿漁業協同組合	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.55′ 、東経141° 30.28′ の点 イ 北緯38° 17.56′ 、東経141° 30.35′ の点 ウ 北緯38° 17.21′ 、東経141° 30.37′ の点 エ 北緯38° 17.22′ 、東経141° 30.23′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市鮎川浜	ア及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2520号	牡鹿漁業協同組合	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.85′ 、東経141° 30.25′ の点 イ 北緯38° 16.85′ 、東経141° 30.50′ の点 ウ 北緯38° 16.65′ 、東経141° 30.50′ の点 エ 北緯38° 16.65′ 、東経141° 30.25′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市鮎川浜	ア及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2521号	牡鹿漁業協同組合	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.59′ 、東経141° 29.96′ の点 イ 北緯38° 17.67′ 、東経141° 30.10′ の点 ウ 北緯38° 17.62′ 、東経141° 30.13′ の点 エ 北緯38° 17.53′ 、東経141° 29.99′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市鮎川浜	
区第2522号	牡鹿漁業協同組合	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.60′ 、東経141° 30.15′ の点 イ 北緯38° 17.56′ 、東経141° 30.17′ の点 ウ 北緯38° 17.48′ 、東経141° 30.00′ の点 エ 北緯38° 17.51′ 、東経141° 29.98′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市鮎川浜	イ及びウの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。
区第2523号	牡鹿漁業協同組合	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.51′ 東経141° 29.98′ の点 イ 北緯38° 17.46′ 東経141° 29.98′ の点 ウ 北緯38° 17.40′ 東経141° 29.85′ の点 エ 北緯38° 17.39′ 東経141° 29.70′ の点 オ 北緯38° 17.43′ 東経141° 29.70′ の点 カ 北緯38° 17.47′ 東経141° 29.87′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市鮎川浜	ウ及びエの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2524号	牡鹿漁業協同組合	石巻市十八成浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.55′ 、東経141° 29.34′ の点 イ 北緯38° 17.63′ 、東経141° 29.14′ の点 ウ 北緯38° 17.73′ 、東経141° 29.17′ の点 エ 北緯38° 17.81′ 、東経141° 29.18′ の点 オ 北緯38° 18.26′ 、東経141° 29.29′ の点 カ 北緯38° 18.19′ 、東経141° 29.54′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市十八成浜	ア及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (アのみ光達距離3キロメートル以上)

区第2525号	牡鹿漁業協同組合	石巻市十八成浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.81′ 、東経141° 29.18′ の点 イ 北緯38° 18.21′ 、東経141° 28.65′ の点 ウ 北緯38° 18.35′ 、東経141° 28.97′ の点 エ 北緯38° 18.26′ 、東経141° 29.29′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市十八成浜	ア、イ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2526号	牡鹿漁業協同組合	石巻市十八成浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.02′ 、東経141° 28.23′ の点 イ 北緯38° 18.08′ 、東経141° 28.39′ の点 ウ 北緯38° 18.00′ 、東経141° 28.52′ の点 エ 北緯38° 18.08′ 、東経141° 28.69′ の点 オ 北緯38° 17.73′ 、東経141° 29.17′ の点 カ 北緯38° 17.63′ 、東経141° 29.14′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市十八成浜	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2527号	牡鹿漁業協同組合	石巻市十八成浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.74′ 東経141° 28.07′ の点 イ 北緯38° 18.02′ 東経141° 28.23′ の点 ウ 北緯38° 17.63′ 東経141° 29.14′ の点 エ 北緯38° 17.58′ 東経141° 29.26′ の点 オ 北緯38° 17.32′ 東経141° 29.10′ の点 カ 北緯38° 17.31′ 東経141° 28.93′ の点 キ 北緯38° 17.42′ 東経141° 28.71′ の点 ク 北緯38° 17.54′ 東経141° 28.49′ の点 ケ 北緯38° 17.63′ 東経141° 28.29′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市十八成浜	ア、オ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、オ、クのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2528号	宮城県漁業協同組合	石巻市小湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.39′ 、東経141° 28.46′ の点 イ 北緯38° 18.43′ 、東経141° 28.54′ の点 ウ 北緯38° 18.31′ 、東経141° 28.69′ の点 エ 北緯38° 18.35′ 、東経141° 28.79′ の点 オ 北緯38° 18.39′ 、東経141° 28.79′ の点 カ 北緯38° 18.40′ 、東経141° 28.82′ の点 キ 北緯38° 18.33′ 、東経141° 28.83′ の点 ク 北緯38° 18.25′ 、東経141° 28.63′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小湊浜	ア及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2529号	宮城県漁業協同組合	石巻市小湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.10′ 、東経141° 28.27′ の点 イ 北緯38° 18.20′ 、東経141° 28.33′ の点 ウ 北緯38° 18.24′ 、東経141° 28.41′ の点 エ 北緯38° 18.24′ 、東経141° 28.53′ の点 オ 北緯38° 18.21′ 、東経141° 28.55′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小湊浜	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2530号	宮城県漁業協同組合	石巻市小湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.81′ 、東経141° 28.25′ の点 イ 北緯38° 18.81′ 、東経141° 28.27′ の点 ウ 北緯38° 18.67′ 、東経141° 28.41′ の点 エ 北緯38° 18.43′ 、東経141° 28.48′ の点 オ 北緯38° 18.42′ 、東経141° 28.45′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小湊浜	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2531号	宮城県漁業協同組合	石巻市小湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.78′ 、東経141° 28.17′ の点 イ 北緯38° 18.79′ 、東経141° 28.22′ の点 ウ 北緯38° 18.35′ 、東経141° 28.36′ の点 エ 北緯38° 18.32′ 、東経141° 28.31′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小湊浜	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。

区第2532号	宮城県漁業協同組合	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.27′ 、東経141° 27.95′ の点 イ 北緯38° 18.40′ 、東経141° 28.20′ の点 ウ 北緯38° 18.32′ 、東経141° 28.31′ の点 エ 北緯38° 18.15′ 、東経141° 28.20′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2533号	宮城県漁業協同組合	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 19.15′ 、東経141° 26.20′ の点 イ 北緯38° 18.78′ 、東経141° 26.94′ の点 ウ 北緯38° 18.87′ 、東経141° 26.99′ の点 エ 北緯38° 18.76′ 、東経141° 27.52′ の点 オ 北緯38° 18.49′ 、東経141° 27.43′ の点 カ 北緯38° 18.12′ 、東経141° 28.18′ の点 キ 北緯38° 17.80′ 、東経141° 27.96′ の点 ク 北緯38° 18.84′ 、東経141° 25.92′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	ア、キ及びクの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。
区第2534号	宮城県漁業協同組合	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結ん だ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.32′ 、東経141° 26.62′ の点 イ 北緯38° 19.56′ 、東経141° 27.27′ の点 ウ 北緯38° 19.64′ 、東経141° 27.63′ の点 エ 北緯38° 19.63′ 、東経141° 27.72′ の点 オ 北緯38° 19.51′ 、東経141° 27.87′ の点 カ 北緯38° 19.45′ 、東経141° 27.84′ の点 キ 北緯38° 19.39′ 、東経141° 27.49′ の点 ク 北緯38° 19.08′ 、東経141° 27.00′ の点 ケ 北緯38° 19.26′ 、東経141° 27.13′ の点 コ 北緯38° 19.37′ 、東経141° 27.04′ の点 サ 北緯38° 19.30′ 、東経141° 26.65′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	ア、ウ及びキの点に夜間識別 可能な標識を設置しなけ ばならない。
区第2535号	宮城県漁業協同組合	石巻市給分浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 19.86′ 、東経141° 28.16′ の点 イ 北緯38° 19.75′ 、東経141° 28.25′ の点 ウ 北緯38° 19.71′ 、東経141° 28.24′ の点 エ 北緯38° 19.66′ 、東経141° 28.16′ の点 オ 北緯38° 19.72′ 、東経141° 27.99′ の点 カ 北緯38° 19.55′ 、東経141° 27.89′ の点 キ 北緯38° 19.65′ 、東経141° 27.77′ の点 ク 北緯38° 19.71′ 、東経141° 27.80′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	ア及びクの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。
区第2536号	宮城県漁業協同組合	石巻市給分浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 19.94′ 、東経141° 28.33′ の点 イ 北緯38° 19.95′ 、東経141° 28.37′ の点 ウ 北緯38° 19.76′ 、東経141° 28.39′ の点 エ 北緯38° 19.77′ 、東経141° 28.34′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市給分浜、 大原浜	
区第2537号	宮城県漁業協同組合	石巻市給分浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 20.02′ 、東経141° 28.10′ の点 イ 北緯38° 20.04′ 、東経141° 28.09′ の点 ウ 北緯38° 20.05′ 、東経141° 28.15′ の点 エ 北緯38° 20.06′ 、東経141° 28.23′ の点 オ 北緯38° 20.02′ 、東経141° 28.23′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市給分浜、 大原浜	

区第2538号	宮城県漁業協同組合	石巻市大原浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.72′、東経141° 27.11′ の点 イ 北緯38° 20.08′、東経141° 27.88′ の点 ウ 北緯38° 19.94′、東経141° 28.07′ の点 エ 北緯38° 19.60′、東経141° 27.18′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市給分浜、大原浜	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2539号	宮城県漁業協同組合	石巻市小網倉浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.93′、東経141° 27.65′ の点 イ 北緯38° 20.92′、東経141° 27.71′ の点 ウ 北緯38° 20.56′、東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 20.45′、東経141° 27.83′ の点 オ 北緯38° 20.02′、東経141° 27.60′ の点 カ 北緯38° 19.84′、東経141° 27.21′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小網倉浜	ア及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2540号	宮城県漁業協同組合	石巻市小網倉浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.61′、東経141° 27.30′ の点 イ 北緯38° 20.68′、東経141° 27.33′ の点 ウ 北緯38° 20.71′、東経141° 27.28′ の点 エ 北緯38° 20.83′、東経141° 27.27′ の点 オ 北緯38° 20.80′、東経141° 27.40′ の点 カ 北緯38° 20.91′、東経141° 27.45′ の点 キ 北緯38° 20.90′、東経141° 27.49′ の点 ク 北緯38° 20.60′、東経141° 27.36′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小網倉浜	キの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2541号	宮城県漁業協同組合	石巻市小網倉浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.25′、東経141° 26.99′ の点 イ 北緯38° 20.37′、東経141° 27.05′ の点 ウ 北緯38° 20.39′、東経141° 27.12′ の点 エ 北緯38° 20.46′、東経141° 27.19′ の点 オ 北緯38° 20.49′、東経141° 27.16′ の点 カ 北緯38° 20.61′、東経141° 27.30′ の点 キ 北緯38° 20.60′、東経141° 27.36′ の点 ク 北緯38° 20.39′、東経141° 27.27′ の点 ケ 北緯38° 20.14′、東経141° 27.17′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小網倉浜	クの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2542号	宮城県漁業協同組合	石巻市小網倉浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16′、東経141° 26.90′ の点 イ 北緯38° 20.04′、東経141° 27.08′ の点 ウ 北緯38° 19.80′、東経141° 26.97′ の点 エ 北緯38° 19.59′、東経141° 27.12′ の点 オ 北緯38° 19.37′、東経141° 26.53′ の点 カ 北緯38° 19.48′、東経141° 26.34′ の点 キ 北緯38° 19.92′、東経141° 26.77′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小網倉浜	ア、イ、ウ、エ、オ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2543号	宮城県漁業協同組合	石巻市小網倉浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.48′、東経141° 26.34′ の点 イ 北緯38° 19.37′、東経141° 26.53′ の点 ウ 北緯38° 19.34′、東経141° 26.46′ の点 エ 北緯38° 19.44′、東経141° 26.30′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 7月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小網倉浜	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エのみ光達距離3キロメートル以上)

区第2544号	宮城県漁業協同組合	石巻市長渡浜 日蔭浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.53′ 、東経141° 29.11′ の点 イ 北緯38° 16.58′ 、東経141° 29.23′ の点 ウ 北緯38° 16.39′ 、東経141° 29.36′ の点 エ 北緯38° 16.34′ 、東経141° 29.24′ の点		第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市長渡浜	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2545号	宮城県漁業協同組合	石巻市網地浜 ゆなぎ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.07′ 、東経141° 28.33′ の点 イ 北緯38° 17.00′ 、東経141° 28.54′ の点 ウ 北緯38° 16.87′ 、東経141° 28.82′ の点 エ 北緯38° 16.80′ 、東経141° 28.75′ の点 オ 北緯38° 16.91′ 、東経141° 28.55′ の点 カ 北緯38° 16.95′ 、東経141° 28.52′ の点 キ 北緯38° 16.94′ 、東経141° 28.43′ の点 ク 北緯38° 16.97′ 、東経141° 28.34′ の点 ケ 北緯38° 17.02′ 、東経141° 28.30′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市網地浜	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。
区第2546号	宮城県漁業協同組合	石巻市網地浜 釜ノ間地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.20′ 、東経141° 27.83′ の点 イ 北緯38° 17.23′ 、東経141° 28.08′ の点 ウ 北緯38° 17.04′ 、東経141° 28.10′ の点 エ 北緯38° 17.03′ 、東経141° 27.84′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市網地浜	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。
区第2547号	宮城県漁業協同組合	石巻市長渡浜 牛浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.20′ 、東経141° 29.33′ の点 イ 北緯38° 16.24′ 、東経141° 29.45′ の点 ウ 北緯38° 15.81′ 、東経141° 29.74′ の点 エ 北緯38° 15.78′ 、東経141° 29.61′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市長渡浜	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。
区第2601号	宮城県漁業協同組合	石巻市福貴浦、 鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′ 、東経141° 26.82′ の点 イ 北緯38° 20.96′ 、東経141° 26.91′ の点 ウ 北緯38° 20.39′ 、東経141° 26.94′ の点 エ 北緯38° 19.96′ 、東経141° 26.71′ の点 オ 北緯38° 19.47′ 、東経141° 26.24′ の点 カ 北緯38° 19.57′ 、東経141° 26.06′ の点 キ 北緯38° 19.63′ 、東経141° 26.09′ の点 ク 北緯38° 20.02′ 、東経141° 26.38′ の点 ケ 北緯38° 20.24′ 、東経141° 26.54′ の点 コ 北緯38° 20.32′ 、東経141° 26.59′ の点 サ 北緯38° 20.47′ 、東経141° 26.63′ の点 シ 北緯38° 20.86′ 、東経141° 26.72′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市福貴浦、 鹿立、狐崎浜、 竹浜、牧浜	ア、カ、ク及びサの点に夜間識別 可能な赤色の標識を設置しなけ ればならない。 (光達距離3キロメートル以上) エ、オ、ケ及びコの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければな らない。

区第2602号	宮城県漁業協同組合	石巻市福貴浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.199′、東経141° 26.869′ の点 イ 北緯38° 21.194′、東経141° 26.906′ の点 ウ 北緯38° 21.149′、東経141° 26.897′ の点 エ 北緯38° 21.149′、東経141° 26.853′ の点 オ 北緯38° 21.183′、東経141° 26.861′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市福貴浦	
区第2603号	宮城県漁業協同組合	石巻市福貴浦、鹿立、胴上浜、狐崎浜、ホダ浦、金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.20′、東経141° 24.69′ の点 イ 北緯38° 20.67′、東経141° 24.95′ の点 ウ 北緯38° 20.75′、東経141° 24.99′ の点 エ 北緯38° 20.84′、東経141° 25.20′ の点 オ 北緯38° 20.80′、東経141° 25.24′ の点 カ 北緯38° 20.65′、東経141° 25.24′ の点 キ 北緯38° 20.59′、東経141° 25.42′ の点 ク 北緯38° 20.83′、東経141° 25.85′ の点 ケ 北緯38° 20.61′、東経141° 25.94′ の点 コ 北緯38° 20.47′、東経141° 25.80′ の点 サ 北緯38° 20.38′、東経141° 26.19′ の点 シ 北緯38° 20.68′、東経141° 26.51′ の点 ス 北緯38° 20.77′、東経141° 26.41′ の点 セ 北緯38° 20.98′、東経141° 26.66′ の点 ソ 北緯38° 20.95′、東経141° 26.71′ の点 タ 北緯38° 20.87′、東経141° 26.66′ の点 チ 北緯38° 20.48′、東経141° 26.57′ の点 ツ 北緯38° 20.33′、東経141° 26.53′ の点 テ 北緯38° 20.26′、東経141° 26.46′ の点 ト 北緯38° 20.04′、東経141° 26.31′ の点 ナ 北緯38° 19.50′、東経141° 25.93′ の点 ニ 北緯38° 19.66′、東経141° 25.67′ の点 ヌ 北緯38° 19.78′、東経141° 25.47′ の点 ネ 北緯38° 19.81′、東経141° 25.41′ の点 ノ 北緯38° 20.01′、東経141° 25.04′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市福貴浦、鹿立、狐崎浜、竹浜、牧浜	ソ、チ、ト及びナの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (ナのみ光達距離3キロメートル以上) ア、イ、ニ、ヌ、ネ及びノの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、イ、ヌのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2604号	宮城県漁業協同組合	石巻市福貴浦鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.864′、東経141° 26.432′ の点 イ 北緯38° 20.857′、東経141° 26.440′ の点 ウ 北緯38° 20.830′、東経141° 26.415′ の点 エ 北緯38° 20.829′、東経141° 26.409′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市福貴浦	
区第2605号	宮城県漁業協同組合	石巻市福貴浦鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.789′、東経141° 26.374′ の点 イ 北緯38° 20.786′、東経141° 26.377′ の点 ウ 北緯38° 20.753′、東経141° 26.374′ の点 エ 北緯38° 20.753′、東経141° 26.356′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市福貴浦	
区第2606号	宮城県漁業協同組合	石巻市狐崎浜、金台浜、竹浜、牧浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、アの順に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.56′、東経141° 23.29′ の点 イ 北緯38° 20.84′、東経141° 23.89′ の点 ウ 北緯38° 21.36′、東経141° 23.60′ の点 エ 北緯38° 21.54′、東経141° 23.72′ の点 オ 北緯38° 21.85′、東経141° 25.01′ の点 カ 北緯38° 22.04′、東経141° 25.78′ の点 キ 北緯38° 22.15′、東経141° 26.26′ の点 ク 北緯38° 22.22′、東経141° 26.54′ の点 ケ 北緯38° 22.02′、東経141° 26.45′ の点 コ 北緯38° 22.02′、東経141° 26.36′ の点 サ 北緯38° 22.05′、東経141° 26.36′ の点 シ 北緯38° 21.88′、東経141° 25.75′ の点 ス 北緯38° 21.37′、東経141° 25.34′ の点 セ 北緯38° 21.31′、東経141° 25.19′ の点 ソ 北緯38° 21.42′、東経141° 25.07′ の点 タ 北緯38° 21.30′、東経141° 24.86′ の点 チ 北緯38° 21.04′、東経141° 25.07′ の点 ツ 北緯38° 20.89′、東経141° 24.99′ の点 テ 北緯38° 20.55′、東経141° 24.28′ の点 ト 北緯38° 20.47′、東経141° 24.10′ の点 ナ 北緯38° 20.28′、東経141° 23.71′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市福貴浦、鹿立、狐崎浜、竹浜、牧浜	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ツ、テ、ト及びナの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、イ、ウ、エ、ツ、テ、ト、ナのみ光達距離3キロメートル以上)
区第2607号	宮城県漁業協同組合	石巻市竹浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.881′、東経141° 25.985′ の点 イ 北緯38° 21.868′、東経141° 25.991′ の点 ウ 北緯38° 21.848′、東経141° 25.964′ の点 エ 北緯38° 21.859′、東経141° 25.959′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市竹浜	

区第2608号	宮城県漁業協同組合	石巻市牧浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.955′、東経141° 26.471′ の点 イ 北緯38° 21.947′、東経141° 26.485′ の点 ウ 北緯38° 21.923′、東経141° 26.456′ の点 エ 北緯38° 21.932′、東経141° 26.446′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市牧浜	
区第2609号	宮城県漁業協同組合	石巻市牧浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.264′、東経141° 26.767′ の点 イ 北緯38° 22.273′、東経141° 26.849′ の点 ウ 北緯38° 22.262′、東経141° 26.848′ の点 エ 北緯38° 22.249′、東経141° 26.773′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市牧浜	
区第2610号	宮城県漁業協同組合	石巻市牧浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.280′、東経141° 26.912′ の点 イ 北緯38° 22.282′、東経141° 26.930′ の点 ウ 北緯38° 22.269′、東経141° 26.933′ の点 エ 北緯38° 22.265′、東経141° 26.917′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市牧浜	
区第2611号	宮城県漁業協同組合	石巻市牧浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.279′、東経141° 26.975′ の点 イ 北緯38° 22.282′、東経141° 27.014′ の点 ウ 北緯38° 22.261′、東経141° 27.008′ の点 エ 北緯38° 22.263′、東経141° 26.993′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市牧浜	
区第2612号	宮城県漁業協同組合	石巻市荻浜、侍浜、月浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、アの順に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.98′、東経141° 23.45′ の点 イ 北緯38° 22.51′、東経141° 24.37′ の点 ウ 北緯38° 22.56′、東経141° 24.46′ の点 エ 北緯38° 22.72′、東経141° 24.75′ の点 オ 北緯38° 22.78′、東経141° 24.82′ の点 カ 北緯38° 23.31′、東経141° 25.42′ の点 キ 北緯38° 23.41′、東経141° 25.59′ の点 ク 北緯38° 23.30′、東経141° 25.46′ の点 ケ 北緯38° 23.07′、東経141° 25.33′ の点 コ 北緯38° 23.01′、東経141° 25.40′ の点 サ 北緯38° 22.82′、東経141° 25.57′ の点 シ 北緯38° 22.76′、東経141° 25.62′ の点 ス 北緯38° 22.65′、東経141° 25.67′ の点 セ 北緯38° 22.85′、東経141° 26.00′ の点 ソ 北緯38° 22.79′、東経141° 26.10′ の点 タ 北緯38° 22.47′、東経141° 25.83′ の点 チ 北緯38° 22.41′、東経141° 25.75′ の点 ツ 北緯38° 22.26′、東経141° 26.16′ の点 テ 北緯38° 22.28′、東経141° 26.26′ の点 ト 北緯38° 22.44′、東経141° 26.36′ の点 ナ 北緯38° 22.53′、東経141° 26.93′ の点 ニ 北緯38° 22.45′、東経141° 27.13′ の点 ヌ 北緯38° 22.23′、東経141° 26.23′ の点 ネ 北緯38° 22.10′、東経141° 25.70′ の点 ノ 北緯38° 22.08′、東経141° 25.58′ の点 ハ 北緯38° 21.88′、東経141° 24.80′ の点 ヒ 北緯38° 21.87′、東経141° 24.72′ の点 フ 北緯38° 21.60′、東経141° 23.65′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市侍浜、月浦、荻浜	ア、イ、ウ、エ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びフの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、ニ、ノ、フのみ光達距離3キロメートル以上) エ、オ、ネ、ノ、エの順に結んだ線によって囲まれた区域に航路を設けなければならない。
区第2613号	宮城県漁業協同組合	石巻市荻浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.275′、東経141° 27.015′ の点 イ 北緯38° 22.286′、東経141° 27.042′ の点 ウ 北緯38° 22.271′、東経141° 27.047′ の点 エ 北緯38° 22.262′、東経141° 27.018′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市荻浜	
区第2614号	宮城県漁業協同組合	石巻市荻浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.301′、東経141° 27.125′ の点 イ 北緯38° 22.302′、東経141° 27.223′ の点 ウ 北緯38° 22.286′、東経141° 27.221′ の点 エ 北緯38° 22.289′、東経141° 27.124′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市荻浜	

区第2615号	宮城県漁業協同組合	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.58′、東経141° 27.19′ の点 イ 北緯38° 22.57′、東経141° 27.22′ の点 ウ 北緯38° 22.56′、東経141° 27.22′ の点 エ 北緯38° 22.52′、東経141° 27.19′ の点 オ 北緯38° 22.50′、東経141° 27.20′ の点 カ 北緯38° 22.49′、東経141° 27.19′ の点 キ 北緯38° 22.49′、東経141° 27.20′ の点 ク 北緯38° 22.50′、東経141° 27.21′ の点 ケ 北緯38° 22.50′、東経141° 27.22′ の点 コ 北緯38° 22.48′、東経141° 27.20′ の点 サ 北緯38° 22.51′、東経141° 27.15′ の点 シ 北緯38° 22.54′、東経141° 27.19′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市荻浜	
区第2616号	宮城県漁業協同組合	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 22.530′、東経141° 26.407′ の点 イ 北緯38° 22.530′、東経141° 26.457′ の点 ウ 北緯38° 22.526′、東経141° 26.495′ の点 エ 北緯38° 22.537′、東経141° 26.517′ の点 オ 北緯38° 22.541′、東経141° 26.543′ の点 カ 北緯38° 22.539′、東経141° 26.573′ の点 キ 北緯38° 22.520′、東経141° 26.572′ の点 ク 北緯38° 22.496′、東経141° 26.406′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市荻浜	
区第2617号	宮城県漁業協同組合	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 22.492′、東経141° 26.357′ の点 イ 北緯38° 22.493′、東経141° 26.379′ の点 ウ 北緯38° 22.408′、東経141° 26.289′ の点 エ 北緯38° 22.412′、東経141° 26.279′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市荻浜	
区第2618号	宮城県漁業協同組合	石巻市侍浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 22.622′、東経141° 26.174′ の点 イ 北緯38° 22.616′、東経141° 26.180′ の点 ウ 北緯38° 22.598′、東経141° 26.169′ の点 エ 北緯38° 22.608′、東経141° 26.158′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市侍浜	
区第2619号	桃浦かき生産者合同会	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.69′、東経141° 25.74′ の点 イ 北緯38° 23.61′、東経141° 25.85′ の点 ウ 北緯38° 23.41′、東経141° 25.60′ の点 エ 北緯38° 23.31′、東経141° 25.42′ の点 オ 北緯38° 23.15′、東経141° 25.25′ の点 カ 北緯38° 22.80′、東経141° 24.79′ の点 キ 北緯38° 22.90′、東経141° 24.67′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	個別	—	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。
区第2620号	桃浦かき生産者合同会	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.84′、東経141° 24.60′ の点 イ 北緯38° 22.74′、東経141° 24.72′ の点 ウ 北緯38° 22.59′、東経141° 24.46′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	個別	—	ア及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。

区第2621号	桃浦かき生産者合同会	石巻市桃浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.66′ 、東経141° 23.94′ の点 イ 北緯38° 22.57′ 、東経141° 24.29′ の点 ウ 北緯38° 22.06′ 、東経141° 23.40′ の点 エ 北緯38° 22.32′ 、東経141° 23.26′ の点 オ 北緯38° 22.46′ 、東経141° 23.63′ の点 カ 北緯38° 22.53′ 、東経141° 23.59′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。船舶の通常航行に支障を及ぼしてはならない。
区第2622号	桃浦かき生産者合同会	石巻市桃浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.64′ 、東経141° 25.33′ の点 イ 北緯38° 23.56′ 、東経141° 25.42′ の点 ウ 北緯38° 22.89′ 、東経141° 24.51′ の点 エ 北緯38° 22.63′ 、東経141° 24.37′ の点 オ 北緯38° 22.77′ 、東経141° 23.86′ の点 カ 北緯38° 23.16′ 、東経141° 24.51′ の点 キ 北緯38° 23.25′ 、東経141° 24.53′ の点 ク 北緯38° 23.14′ 、東経141° 24.66′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。船舶の通常航行に支障を及ぼしてはならない。
区第2623号	宮城県漁業協同組合	石巻市桃浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.79′ 、東経141° 25.64′ の点 イ 北緯38° 23.76′ 、東経141° 25.68′ の点 ウ 北緯38° 23.56′ 、東経141° 25.42′ の点 エ 北緯38° 23.62′ 、東経141° 25.35′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市桃浦	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2624号	宮城県漁業協同組合	石巻市小竹浜、折浜、蛤浜桃浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.98′ 東経141° 22.88′ の点 イ 北緯38° 23.04′ 東経141° 23.37′ の点 ウ 北緯38° 23.32′ 東経141° 23.56′ の点 エ 北緯38° 23.56′ 東経141° 24.02′ の点 オ 北緯38° 23.89′ 東経141° 24.29′ の点 カ 北緯38° 24.01′ 東経141° 24.44′ の点 キ 北緯38° 23.62′ 東経141° 24.66′ の点 ク 北緯38° 23.44′ 東経141° 24.87′ の点 ケ 北緯38° 23.71′ 東経141° 25.24′ の点 コ 北緯38° 23.64′ 東経141° 25.33′ の点 サ 北緯38° 23.14′ 東経141° 24.66′ の点 シ 北緯38° 23.25′ 東経141° 24.53′ の点 ス 北緯38° 22.83′ 東経141° 23.82′ の点 セ 北緯38° 22.68′ 東経141° 23.83′ の点 ソ 北緯38° 22.58′ 東経141° 23.56′ の点 タ 北緯38° 22.46′ 東経141° 23.63′ の点 チ 北緯38° 22.32′ 東経141° 23.26′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小竹浜、折浜、蛤浜、桃浦	チの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2625号	宮城県漁業協同組合	石巻市佐須浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.98′ 、東経141° 22.15′ の点 イ 北緯38° 23.70′ 、東経141° 22.05′ の点 ウ 北緯38° 23.54′ 、東経141° 22.03′ の点 エ 北緯38° 23.43′ 、東経141° 21.96′ の点 オ 北緯38° 23.50′ 、東経141° 21.76′ の点 カ 北緯38° 24.13′ 、東経141° 21.91′ の点 キ 北緯38° 24.11′ 、東経141° 22.05′ の点 ク 北緯38° 24.07′ 、東経141° 22.04′ の点 ケ 北緯38° 24.05′ 、東経141° 22.10′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市佐須浜	オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (オのみ光達距離3キロメートル以上)

区第2626号	宮城県漁業協同組合	石巻市流留 沢田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.57′、東経141° 22.77′ の点 イ 北緯38° 25.65′、東経141° 22.79′ の点 ウ 北緯38° 25.73′、東経141° 22.85′ の点 エ 北緯38° 25.91′、東経141° 23.09′ の点 オ 北緯38° 25.96′、東経141° 23.04′ の点 カ 北緯38° 26.11′、東経141° 23.23′ の点 キ 北緯38° 26.09′、東経141° 23.72′ の点 ク 北緯38° 26.12′、東経141° 23.97′ の点 ケ 北緯38° 25.81′、東経141° 23.89′ の点 コ 北緯38° 25.66′、東経141° 23.42′ の点 サ 北緯38° 25.59′、東経141° 23.45′ の点 シ 北緯38° 25.58′、東経141° 23.41′ の点 ス 北緯38° 25.56′、東経141° 23.38′ の点 セ 北緯38° 25.52′、東経141° 23.19′ の点 ソ 北緯38° 25.39′、東経141° 22.91′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市沢田、流留、折立	
区第2627号	宮城県漁業協同組合	石巻市流留 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.37′、東経141° 22.80′ の点 イ 北緯38° 25.37′、東経141° 22.79′ の点 ウ 北緯38° 25.41′、東経141° 22.79′ の点 エ 北緯38° 25.45′、東経141° 22.76′ の点 オ 北緯38° 25.52′、東経141° 22.72′ の点 カ 北緯38° 25.68′、東経141° 22.74′ の点 キ 北緯38° 25.68′、東経141° 22.75′ の点 ク 北緯38° 25.52′、東経141° 22.74′ の点 ケ 北緯38° 25.45′、東経141° 22.77′ の点 コ 北緯38° 25.41′、東経141° 22.82′ の点 サ 北緯38° 25.41′、東経141° 22.81′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市沢田、流留、折立	
区第2628号	宮城県漁業協同組合	石巻市田代浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.34′、東経141° 25.66′ の点 イ 北緯38° 18.01′、東経141° 25.85′ の点 ウ 北緯38° 17.89′、東経141° 25.50′ の点 エ 北緯38° 18.23′、東経141° 25.31′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市田代浜	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2629号	宮城県漁業協同組合	石巻市田代浜 鵜糞崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.86′、東経141° 24.68′ の点 イ 北緯38° 18.74′、東経141° 24.77′ の点 ウ 北緯38° 18.58′、東経141° 24.48′ の点 エ 北緯38° 18.70′、東経141° 24.38′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市田代浜	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2630号	宮城県漁業協同組合	石巻市小竹浜 生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.97′、東経141° 21.58′ の点 イ 北緯38° 22.46′、東経141° 22.66′ の点 ウ 北緯38° 21.82′、東経141° 23.31′ の点 エ 北緯38° 21.56′、東経141° 23.42′ の点 オ 北緯38° 21.14′、東経141° 22.46′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小竹浜、佐須浜、渡波、沢田、流留、折立	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2631号	宮城県漁業協同組合	石巻市小竹浜 生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.26′、東経141° 21.66′ の点 イ 北緯38° 23.09′、東経141° 21.79′ の点 ウ 北緯38° 22.64′、東経141° 22.13′ の点 エ 北緯38° 22.75′、東経141° 22.38′ の点 オ 北緯38° 22.50′、東経141° 22.67′ の点 カ 北緯38° 22.00′、東経141° 21.58′ の点 キ 北緯38° 22.44′、東経141° 21.40′ の点 ク 北緯38° 22.89′、東経141° 21.23′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市小竹浜、佐須浜、渡波、沢田、流留、折立	ア、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)

区第2632号	宮城県漁業協同組合	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81′ 、東経141° 21.02′ の点 イ 北緯38° 24.19′ 、東経141° 21.04′ の点 ウ 北緯38° 24.08′ 、東経141° 21.66′ の点 エ 北緯38° 23.77′ 、東経141° 21.59′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市渡波 (佐須浜を含む。)	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な標識を設置 しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2633号	宮城県漁業協同組合	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81′ 、東経141° 21.01′ の点 イ 北緯38° 23.77′ 、東経141° 21.59′ の点 ウ 北緯38° 23.45′ 、東経141° 21.51′ の点 エ 北緯38° 23.50′ 、東経141° 21.00′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市渡波 (佐須浜を含む。)	ウ及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2634号	宮城県漁業協同組合	石巻市渡波 祝田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によ って囲まれた区域 ア 北緯38° 24.38′ 、東経141° 22.00′ の点 イ 北緯38° 24.61′ 、東経141° 21.99′ の点 ウ 北緯38° 24.61′ 、東経141° 22.01′ の点 エ 北緯38° 24.59′ 、東経141° 22.01′ の点 オ 北緯38° 24.58′ 、東経141° 22.02′ の点 カ 北緯38° 24.55′ 、東経141° 22.03′ の点 キ 北緯38° 24.54′ 、東経141° 22.01′ の点 ク 北緯38° 24.44′ 、東経141° 22.11′ の点 ケ 北緯38° 24.38′ 、東経141° 22.11′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。
区第2635号	宮城県漁業協同組合	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 24.68′ 、東経141° 20.85′ の点 イ 北緯38° 24.57′ 、東経141° 21.69′ の点 ウ 北緯38° 24.18′ 、東経141° 21.73′ の点 エ 北緯38° 24.27′ 、東経141° 21.05′ の点 オ 北緯38° 24.61′ 、東経141° 20.85′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な標識を設置 しなければならない。
区第2636号	宮城県漁業協同組合	石巻市魚町 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 23.99′ 、東経141° 20.60′ の点 イ 北緯38° 23.32′ 、東経141° 20.51′ の点 ウ 北緯38° 23.19′ 、東経141° 20.33′ の点 エ 北緯38° 23.22′ 、東経141° 19.85′ の点 オ 北緯38° 23.48′ 、東経141° 19.66′ の点 カ 北緯38° 23.94′ 、東経141° 19.56′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの 点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)
区第2637号	宮城県漁業協同組合	石巻市折立 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 25.34′ 、東経141° 22.85′ の点 イ 北緯38° 25.49′ 、東経141° 23.19′ の点 ウ 北緯38° 25.57′ 、東経141° 23.49′ の点 エ 北緯38° 25.65′ 、東経141° 23.44′ の点 オ 北緯38° 25.79′ 、東経141° 23.89′ の点 カ 北緯38° 25.57′ 、東経141° 23.84′ の点 キ 北緯38° 25.20′ 、東経141° 22.80′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	
区第2638号	宮城県漁業協同組合	石巻市渡波 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によ って囲まれた区域 ア 北緯38° 25.07′ 、東経141° 22.44′ の点 イ 北緯38° 25.10′ 、東経141° 22.44′ の点 ウ 北緯38° 25.15′ 、東経141° 22.60′ の点 エ 北緯38° 25.28′ 、東経141° 22.74′ の点 オ 北緯38° 25.36′ 、東経141° 22.79′ の点 カ 北緯38° 25.36′ 、東経141° 22.81′ の点 キ 北緯38° 25.31′ 、東経141° 22.80′ の点 ク 北緯38° 25.23′ 、東経141° 22.77′ の点 ケ 北緯38° 25.16′ 、東経141° 22.73′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	

区第2639号	宮城県漁業協同組合	石巻市渡波地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.98′、東経141° 22.50′ の点 イ 北緯38° 25.00′、東経141° 22.47′ の点 ウ 北緯38° 25.07′、東経141° 22.59′ の点 エ 北緯38° 25.52′、東経141° 23.82′ の点 オ 北緯38° 25.06′、東経141° 23.73′ の点 カ 北緯38° 25.07′、東経141° 23.98′ の点 キ 北緯38° 24.88′、東経141° 24.00′ の点 ク 北緯38° 24.93′、東経141° 23.72′ の点 ケ 北緯38° 24.90′、東経141° 23.69′ の点 コ 北緯38° 24.88′、東経141° 23.68′ の点 サ 北緯38° 24.87′、東経141° 23.61′ の点 シ 北緯38° 24.89′、東経141° 23.59′ の点 ス 北緯38° 24.89′、東経141° 23.53′ の点 セ 北緯38° 24.87′、東経141° 23.50′ の点 ソ 北緯38° 24.87′、東経141° 23.47′ の点 タ 北緯38° 24.89′、東経141° 23.47′ の点 チ 北緯38° 24.90′、東経141° 23.41′ の点 ツ 北緯38° 24.88′、東経141° 23.34′ の点 テ 北緯38° 24.89′、東経141° 23.31′ の点 ト 北緯38° 24.88′、東経141° 23.27′ の点 ナ 北緯38° 24.91′、東経141° 23.23′ の点 ニ 北緯38° 24.90′、東経141° 23.17′ の点 ノ 北緯38° 24.94′、東経141° 23.14′ の点 ハ 北緯38° 24.98′、東経141° 23.09′ の点 ヒ 北緯38° 24.99′、東経141° 23.06′ の点 ホ 北緯38° 24.98′、東経141° 22.94′ の点 ヘ 北緯38° 24.88′、東経141° 22.84′ の点 フ 北緯38° 24.87′、東経141° 22.76′ の点 ホ 北緯38° 24.92′、東経141° 22.69′ の点 ホ 北緯38° 25.04′、東経141° 22.70′ の点 マ 北緯38° 25.05′、東経141° 22.57′ の点 ミ 北緯38° 25.03′、東経141° 22.55′ の点 ム 北緯38° 25.00′、東経141° 22.51′ の点	第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市渡波（佐須浜を除く。）	
区第2640号	石巻市漁業協同組合	石巻市魚町地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.93′、東経141° 19.34′ の点 イ 北緯38° 23.94′、東経141° 19.56′ の点 ウ 北緯38° 23.48′、東経141° 19.66′ の点	第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 7月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市（旧石巻市（旧沢田町、旧渡波町、旧荻浜村を除く。）に限る。）	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上）
区第2641号	宮城県漁業協同組合	石巻市小竹浜生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.97′、東経141° 21.58′ の点 イ 北緯38° 21.14′、東経141° 22.46′ の点 ウ 北緯38° 21.12′、東経141° 22.42′ の点 エ 北緯38° 21.24′、東経141° 22.29′ の点 オ 北緯38° 21.59′、東経141° 21.92′ の点 カ 北緯38° 21.95′、東経141° 21.55′ の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	石巻市渡波（佐須浜を除く。）	ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上）
区第3101号	宮城県漁業協同組合	東松島市大曲地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.17′、東経141° 14.93′ の点 イ 北緯38° 23.68′、東経141° 15.17′ の点 ウ 北緯38° 22.64′、東経141° 14.63′ の点 エ 北緯38° 22.15′、東経141° 14.23′ の点 オ 北緯38° 21.45′、東経141° 13.66′ の点 カ 北緯38° 22.75′、東経141° 12.80′ の点 キ 北緯38° 22.86′、東経141° 12.71′ の点 ク 北緯38° 23.33′、東経141° 12.43′ の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市大曲	イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光達距離3キロメートル以上）
区第3102号	宮城県漁業協同組合	東松島市牛網、浜市地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.29′、東経141° 12.27′ の点 イ 北緯38° 22.79′、東経141° 12.60′ の点 ウ 北緯38° 22.64′、東経141° 12.69′ の点 エ 北緯38° 21.26′、東経141° 13.62′ の点 オ 北緯38° 20.43′、東経141° 12.97′ の点 カ 北緯38° 21.87′、東経141° 11.34′ の点 キ 北緯38° 21.95′、東経141° 11.09′ の点 ク 北緯38° 22.47′、東経141° 10.65′ の点	第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市牛網、浜市、大塚、東名、野蒜	エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。（光達距離4キロメートル以上）

区第3103号	宮城県漁業協同組合	東松島市 野蒜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.17′、東経141° 10.37′ の点 イ 北緯38° 21.96′、東経141° 10.43′ の点 ウ 北緯38° 21.52′、東経141° 9.60′ の点 エ 北緯38° 21.63′、東経141° 9.56′ の点 オ 北緯38° 21.85′、東経141° 9.65′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	
区第3104号	宮城県漁業協同組合	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.24′、東経141° 7.99′ の点 イ 北緯38° 22.54′、東経141° 7.82′ の点 ウ 北緯38° 22.58′、東経141° 7.88′ の点 エ 北緯38° 22.27′、東経141° 8.05′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	
区第3105号	宮城県漁業協同組合	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.47′、東経141° 7.55′ の点 イ 北緯38° 22.47′、東経141° 7.67′ の点 ウ 北緯38° 22.47′、東経141° 7.70′ の点 エ 北緯38° 22.47′、東経141° 7.79′ の点 オ 北緯38° 22.33′、東経141° 7.84′ の点 カ 北緯38° 22.17′、東経141° 7.83′ の点 キ 北緯38° 22.06′、東経141° 7.49′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	
区第3106号	宮城県漁業協同組合	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.58′、東経141° 7.88′ の点 イ 北緯38° 21.62′、東経141° 7.65′ の点 ウ 北緯38° 21.74′、東経141° 7.50′ の点 エ 北緯38° 21.97′、東経141° 7.53′ の点 オ 北緯38° 22.10′、東経141° 7.87′ の点 カ 北緯38° 21.63′、東経141° 7.82′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	
区第3107号	宮城県漁業協同組合	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.47′、東経141° 7.91′ の点 イ 北緯38° 21.52′、東経141° 7.48′ の点 ウ 北緯38° 21.58′、東経141° 7.48′ の点 エ 北緯38° 21.52′、東経141° 7.92′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	

区第3108号	宮城県漁業協同組合	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.46′ 、東経141° 7.96′ の点 イ 北緯38° 21.49′ 、東経141° 7.97′ の点 ウ 北緯38° 21.50′ 、東経141° 8.11′ の点 エ 北緯38° 21.46′ 、東経141° 8.41′ の点 オ 北緯38° 21.43′ 、東経141° 8.38′ の点 カ 北緯38° 21.41′ 、東経141° 8.23′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	
区第3109号	宮城県漁業協同組合	東松島市 洲崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.53′ 、東経141° 8.29′ の点 イ 北緯38° 21.58′ 、東経141° 8.31′ の点 ウ 北緯38° 21.55′ 、東経141° 8.59′ の点 エ 北緯38° 21.51′ 、東経141° 8.89′ の点 オ 北緯38° 21.47′ 、東経141° 8.88′ の点 カ 北緯38° 21.49′ 、東経141° 8.57′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	
区第3110号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸室浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.65′ 、東経141° 10.61′ の点 イ 北緯38° 21.65′ 、東経141° 11.14′ の点 ウ 北緯38° 21.75′ 、東経141° 11.30′ の点 エ 北緯38° 20.40′ 、東経141° 12.75′ の点 オ 北緯38° 19.73′ 、東経141° 12.16′ の点 カ 北緯38° 20.88′ 、東経141° 10.88′ の点 キ 北緯38° 21.15′ 、東経141° 10.61′ の点 ク 北緯38° 21.07′ 、東経141° 10.48′ の点 ケ 北緯38° 21.26′ 、東経141° 10.18′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	ア、ウ、エ、オ及びケの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ア、ウ、エ、ケは光達距離2キロメートル以上、オは光達距離4キロメートル以上)
区第3111号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸二本松鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.92′ 、東経141° 10.45′ の点 イ 北緯38° 21.68′ 、東経141° 10.51′ の点 ウ 北緯38° 21.30′ 、東経141° 10.11′ の点 エ 北緯38° 21.26′ 、東経141° 9.97′ の点 オ 北緯38° 21.34′ 、東経141° 9.90′ の点 カ 北緯38° 21.35′ 、東経141° 9.77′ の点 キ 北緯38° 21.27′ 、東経141° 9.75′ の点 ク 北緯38° 21.24′ 、東経141° 9.62′ の点 ケ 北緯38° 21.51′ 、東経141° 9.61′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)

区第3112号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸大蛇崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.38′ 、東経141° 8.92′ の点 イ 北緯38° 21.42′ 、東経141° 8.89′ の点 ウ 北緯38° 21.43′ 、東経141° 8.90′ の点 エ 北緯38° 21.39′ 、東経141° 8.95′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	
区第3113号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸岩山鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.06′ 、東経141° 9.57′ の点 イ 北緯38° 21.10′ 、東経141° 9.61′ の点 ウ 北緯38° 21.07′ 、東経141° 9.67′ の点 エ 北緯38° 20.96′ 、東経141° 9.71′ の点 オ 北緯38° 20.94′ 、東経141° 9.67′ の点 カ 北緯38° 21.01′ 、東経141° 9.60′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	
区第3114号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸長谷浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′ 、東経141° 9.42′ の点 イ 北緯38° 21.00′ 、東経141° 9.52′ の点 ウ 北緯38° 20.70′ 、東経141° 9.62′ の点 エ 北緯38° 20.62′ 、東経141° 9.56′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	
区第3115号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸下松 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.13′ 、東経141° 9.90′ の点 イ 北緯38° 21.05′ 、東経141° 9.90′ の点 ウ 北緯38° 21.06′ 、東経141° 9.82′ の点 エ 北緯38° 21.13′ 、東経141° 9.82′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	

区第3116号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸畳石鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.22′ 、東経141° 10.06′ の点 イ 北緯38° 21.19′ 、東経141° 10.11′ の点 ウ 北緯38° 21.08′ 、東経141° 10.14′ の点 エ 北緯38° 21.07′ 、東経141° 10.06′ の点 オ 北緯38° 21.14′ 、東経141° 9.97′ の点 カ 北緯38° 21.19′ 、東経141° 10.01′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	
区第3117号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸畳石鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.84′ 、東経141° 10.12′ の点 イ 北緯38° 20.80′ 、東経141° 10.08′ の点 ウ 北緯38° 20.83′ 、東経141° 9.96′ の点 エ 北緯38° 20.87′ 、東経141° 9.97′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	
区第3118号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸畳石鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78′ 、東経141° 10.03′ の点 イ 北緯38° 20.76′ 、東経141° 10.04′ の点 ウ 北緯38° 20.72′ 、東経141° 9.92′ の点 エ 北緯38° 20.74′ 、東経141° 9.89′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	
区第3119号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸室浜 父島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.72′ 、東経141° 10.17′ の点 イ 北緯38° 20.63′ 、東経141° 10.06′ の点 ウ 北緯38° 20.66′ 、東経141° 10.02′ の点 エ 北緯38° 20.75′ 、東経141° 10.13′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	

区第3120号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸室浜 船越島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82′、東経141° 10.25′ の点 イ 北緯38° 20.72′、東経141° 10.27′ の点 ウ 北緯38° 20.70′、東経141° 10.21′ の点 エ 北緯38° 20.82′、東経141° 10.20′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	
区第3121号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸室浜 船越島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.58′、東経141° 10.59′ の点 イ 北緯38° 20.46′、東経141° 10.47′ の点 ウ 北緯38° 20.77′、東経141° 10.36′ の点 エ 北緯38° 20.81′、東経141° 10.45′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	
区第3122号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸男島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.71′、東経141° 10.83′ の点 イ 北緯38° 19.63′、東経141° 12.06′ の点 ウ 北緯38° 19.17′、東経141° 11.66′ の点 エ 北緯38° 19.15′、東経141° 11.30′ の点 オ 北緯38° 19.57′、東経141° 10.79′ の点 カ 北緯38° 19.63′、東経141° 10.67′ の点 キ 北緯38° 19.88′、東経141° 10.09′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	イ及びオの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) ウ及びエの点に夜間識別可能な 赤色の標識を設置しなければならない。 (ウは光達距離4キロメートル 以上、エは光達距離2キロ メートル以上)
区第3123号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.30′、東経141° 10.91′ の点 イ 北緯38° 19.26′、東経141° 10.88′ の点 ウ 北緯38° 19.34′、東経141° 10.65′ の点 エ 北緯38° 19.39′、東経141° 10.68′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	

区第3124号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.09′ 、東経141° 10.68′ の点 イ 北緯38° 19.24′ 、東経141° 11.02′ の点 ウ 北緯38° 19.03′ 、東経141° 11.16′ の点 エ 北緯38° 18.90′ 、東経141° 11.10′ の点 オ 北緯38° 18.83′ 、東経141° 10.90′ の点 カ 北緯38° 19.01′ 、東経141° 10.70′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 8月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	アの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) カの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3125号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 19.01′ 、東経141° 11.53′ の点 イ 北緯38° 18.68′ 、東経141° 11.24′ の点 ウ 北緯38° 18.52′ 、東経141° 10.91′ の点 エ 北緯38° 18.76′ 、東経141° 10.81′ の点 オ 北緯38° 18.83′ 、東経141° 11.18′ の点 カ 北緯38° 19.01′ 、東経141° 11.34′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	アの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上) ウの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3126号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 19.10′ 、東経141° 10.56′ の点 イ 北緯38° 19.07′ 、東経141° 10.04′ の点 ウ 北緯38° 19.50′ 、東経141° 9.84′ の点 エ 北緯38° 19.51′ 、東経141° 10.06′ の点 オ 北緯38° 19.36′ 、東経141° 10.11′ の点 カ 北緯38° 19.33′ 、東経141° 10.45′ の点 キ 北緯38° 19.22′ 、東経141° 10.46′ の点 ク 北緯38° 19.22′ 、東経141° 10.54′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	ア及びイの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3127号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 19.00′ 、東経141° 10.57′ の点 イ 北緯38° 18.46′ 、東経141° 10.78′ の点 ウ 北緯38° 18.25′ 、東経141° 10.35′ の点 エ 北緯38° 18.96′ 、東経141° 10.06′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (ア、イ、エは光達距離2キロ メートル以上、ウは光達距離 4キロメートル以上)

区第3128号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.06′ 、東経141° 9.95′ の点 イ 北緯38° 19.02′ 、東経141° 9.77′ の点 ウ 北緯38° 19.38′ 、東経141° 9.50′ の点 エ 北緯38° 19.50′ 、東経141° 9.77′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	アの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) イの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3129号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.93′ 、東経141° 9.59′ の点 イ 北緯38° 18.79′ 、東経141° 9.68′ の点 ウ 北緯38° 18.80′ 、東経141° 9.89′ の点 エ 北緯38° 18.93′ 、東経141° 9.81′ の点 オ 北緯38° 18.97′ 、東経141° 9.98′ の点 カ 北緯38° 18.23′ 、東経141° 10.28′ の点 キ 北緯38° 18.15′ 、東経141° 9.76′ の点 ク 北緯38° 18.44′ 、東経141° 9.16′ の点 ケ 北緯38° 18.65′ 、東経141° 8.97′ の点 コ 北緯38° 18.71′ 、東経141° 8.77′ の点 サ 北緯38° 18.73′ 、東経141° 8.53′ の点 シ 北緯38° 18.77′ 、東経141° 8.27′ の点 ス 北緯38° 18.95′ 、東経141° 8.24′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	ア、エ及びスの点に夜間識別 可能な緑色の標識を設置しな ければならない。 (光達距離2キロメートル以上) オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びシの 点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (オは光達距離2キロメートル 以上、カ、キ、ク、ケ、コ、シは 光達距離4キロメートル以上)
区第3130号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.31′ 、東経141° 9.41′ の点 イ 北緯38° 19.28′ 、東経141° 9.44′ の点 ウ 北緯38° 19.25′ 、東経141° 9.35′ の点 エ 北緯38° 19.28′ 、東経141° 9.32′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	
区第3131号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.84′ 、東経141° 8.64′ の点 イ 北緯38° 19.70′ 、東経141° 8.82′ の点 ウ 北緯38° 19.36′ 、東経141° 9.07′ の点 エ 北緯38° 19.30′ 、東経141° 9.25′ の点 オ 北緯38° 19.03′ 、東経141° 9.33′ の点 カ 北緯38° 19.03′ 、東経141° 9.20′ の点 キ 北緯38° 19.04′ 、東経141° 8.50′ の点 ク 北緯38° 19.29′ 、東経141° 8.44′ の点 ケ 北緯38° 19.49′ 、東経141° 8.88′ の点 コ 北緯38° 19.71′ 、東経141° 8.64′ の点 サ 北緯38° 19.81′ 、東経141° 8.56′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	オの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) キの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)

区第3132号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.99′ 、東経141° 7.98′ の点 イ 北緯38° 19.99′ 、東経141° 8.06′ の点 ウ 北緯38° 19.67′ 、東経141° 8.15′ の点 エ 北緯38° 19.71′ 、東経141° 8.26′ の点 オ 北緯38° 19.62′ 、東経141° 8.32′ の点 カ 北緯38° 19.54′ 、東経141° 8.18′ の点 キ 北緯38° 19.03′ 、東経141° 8.32′ の点 ク 北緯38° 19.03′ 、東経141° 8.22′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	クの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3133号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17′ 、東経141° 7.92′ の点 イ 北緯38° 20.26′ 、東経141° 7.89′ の点 ウ 北緯38° 20.26′ 、東経141° 7.92′ の点 エ 北緯38° 20.17′ 、東経141° 7.96′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	
区第3134号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.59′ 、東経141° 8.01′ の点 イ 北緯38° 20.58′ 、東経141° 8.05′ の点 ウ 北緯38° 20.38′ 、東経141° 8.06′ の点 エ 北緯38° 20.38′ 、東経141° 8.03′ の点 オ 北緯38° 20.46′ 、東経141° 8.00′ の点 カ 北緯38° 20.47′ 、東経141° 7.97′ の点 キ 北緯38° 20.36′ 、東経141° 7.92′ の点 ク 北緯38° 20.36′ 、東経141° 7.89′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	
区第3135号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82′ 、東経141° 8.02′ の点 イ 北緯38° 20.57′ 、東経141° 8.19′ の点 ウ 北緯38° 20.37′ 、東経141° 8.24′ の点 エ 北緯38° 20.36′ 、東経141° 8.22′ の点 オ 北緯38° 20.54′ 、東経141° 8.14′ の点 カ 北緯38° 20.68′ 、東経141° 8.05′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	

区第3136号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.84′ 、東経141° 8.25′ の点 イ 北緯38° 20.69′ 、東経141° 8.35′ の点 ウ 北緯38° 20.69′ 、東経141° 8.26′ の点 エ 北緯38° 20.84′ 、東経141° 8.17′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	
区第3137号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.18′ 、東経141° 8.17′ の点 イ 北緯38° 21.25′ 、東経141° 8.27′ の点 ウ 北緯38° 20.87′ 、東経141° 8.58′ の点 エ 北緯38° 20.88′ 、東経141° 8.65′ の点 オ 北緯38° 20.85′ 、東経141° 8.66′ の点 カ 北緯38° 20.82′ 、東経141° 8.68′ の点 キ 北緯38° 20.80′ 、東経141° 8.67′ の点 ク 北緯38° 20.78′ 、東経141° 8.69′ の点 ケ 北緯38° 20.79′ 、東経141° 8.72′ の点 コ 北緯38° 20.74′ 、東経141° 8.77′ の点 サ 北緯38° 20.71′ 、東経141° 8.74′ の点 シ 北緯38° 20.56′ 、東経141° 8.85′ の点 ス 北緯38° 20.56′ 、東経141° 8.54′ の点 セ 北緯38° 21.05′ 、東経141° 8.22′ の点 ソ 北緯38° 21.14′ 、東経141° 8.23′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	
区第3138号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.32′ 、東経141° 8.35′ の点 イ 北緯38° 21.39′ 、東経141° 8.45′ の点 ウ 北緯38° 21.42′ 、東経141° 8.76′ の点 エ 北緯38° 21.33′ 、東経141° 8.70′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	
区第3139号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.37′ 、東経141° 8.86′ の点 イ 北緯38° 21.42′ 、東経141° 8.82′ の点 ウ 北緯38° 21.43′ 、東経141° 8.85′ の点 エ 北緯38° 21.39′ 、東経141° 8.89′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜	
区第3140号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.99′ 、東経141° 8.06′ の点 イ 北緯38° 21.01′ 、東経141° 8.03′ の点 ウ 北緯38° 21.17′ 、東経141° 8.05′ の点 エ 北緯38° 21.10′ 、東経141° 8.18′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 里浜、月浜、 大浜、室浜	
区第3141号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸室浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.40′ 、東経141° 12.75′ の点 イ 北緯38° 20.29′ 、東経141° 12.86′ の点 ウ 北緯38° 19.58′ 、東経141° 12.31′ の点 エ 北緯38° 19.73′ 、東経141° 12.16′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	イ及びウの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (イは光達距離2キロメートル 以上、ウは光達距離4キロ メートル以上)

区第3142号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸男島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.63′、東経141° 12.06′ の点 イ 北緯38° 19.48′、東経141° 12.22′ の点 ウ 北緯38° 19.18′、東経141° 11.92′ の点 エ 北緯38° 19.17′、東経141° 11.66′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) ウの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)
区第3143号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 19.01′、東経141° 11.53′ の点 イ 北緯38° 18.91′、東経141° 11.66′ の点 ウ 北緯38° 18.56′、東経141° 11.32′ の点 エ 北緯38° 18.35′、東経141° 10.97′ の点 オ 北緯38° 18.52′、東経141° 10.91′ の点 カ 北緯38° 18.68′、東経141° 11.24′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	イの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上) ウ及びエの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (ウは光達距離4キロメートル 以上、エは光達距離2キロ メートル以上)
区第3144号	宮城県漁業協同組合	東松島市 宮戸大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.46′、東経141° 10.78′ の点 イ 北緯38° 18.27′、東経141° 10.85′ の点 ウ 北緯38° 18.25′、東経141° 10.35′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	東松島市宮戸 室浜、大浜	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3201号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 伊勢島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 20.65′、東経141° 4.30′ の点 イ 北緯38° 20.95′、東経141° 3.77′ の点 ウ 北緯38° 20.99′、東経141° 3.82′ の点 エ 北緯38° 20.97′、東経141° 4.14′ の点 オ 北緯38° 21.20′、東経141° 4.15′ の点 カ 北緯38° 20.85′、東経141° 4.38′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	ア、オ及びカの点に夜間識別 可能な緑色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3202号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 伊勢島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 20.62′、東経141° 4.38′ の点 イ 北緯38° 20.85′、東経141° 4.46′ の点 ウ 北緯38° 21.30′、東経141° 4.19′ の点 エ 北緯38° 21.57′、東経141° 4.35′ の点 オ 北緯38° 20.90′、東経141° 4.82′ の点 カ 北緯38° 20.76′、東経141° 4.58′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	ア、イ及びウの点に夜間識別 可能な赤色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) エ及びオの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3203号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 焼島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.67′、東経141° 4.40′ の点 イ 北緯38° 21.71′、東経141° 4.73′ の点 ウ 北緯38° 20.95′、東経141° 4.90′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	ア、イ及びウの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3204号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 九ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 21.02′、東経141° 4.96′ の点 イ 北緯38° 21.72′、東経141° 4.79′ の点 ウ 北緯38° 21.81′、東経141° 5.44′ の点 エ 北緯38° 21.48′、東経141° 5.30′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	ア、イ及びウの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)

区第3205号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 九ノ島地先	の順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.18′ 、東経141° 4.64′ の点 イ 北緯38° 22.42′ 、東経141° 4.41′ の点 ウ 北緯38° 22.55′ 、東経141° 4.56′ の点 エ 北緯38° 22.48′ 、東経141° 4.85′ の点 オ 北緯38° 22.52′ 、東経141° 4.93′ の点 カ 北緯38° 22.01′ 、東経141° 5.49′ の点 キ 北緯38° 21.91′ 、東経141° 5.47′ の点 ク 北緯38° 21.88′ 、東経141° 5.36′ の点 ケ 北緯38° 21.94′ 、東経141° 5.24′ の点 コ 北緯38° 21.93′ 、東経141° 5.09′ の点 サ 北緯38° 21.96′ 、東経141° 4.92′ の点 シ 北緯38° 22.03′ 、東経141° 4.90′ の点 ス 北緯38° 22.02′ 、東経141° 4.68′ の点 セ 北緯38° 22.10′ 、東経141° 4.54′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	
区第3206号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 福浦島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 22.15′ 、東経141° 4.15′ の点 イ 北緯38° 22.20′ 、東経141° 4.25′ の点 ウ 北緯38° 22.19′ 、東経141° 4.27′ の点 エ 北緯38° 22.22′ 、東経141° 4.30′ の点 オ 北緯38° 21.98′ 、東経141° 4.65′ の点 カ 北緯38° 21.94′ 、東経141° 4.54′ の点 キ 北緯38° 22.04′ 、東経141° 4.45′ の点 ク 北緯38° 22.11′ 、東経141° 4.32′ の点 ケ 北緯38° 22.13′ 、東経141° 4.17′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 10月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	
区第3207号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 福浦島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.24′ 、東経141° 4.32′ の点 イ 北緯38° 22.28′ 、東経141° 4.36′ の点 ウ 北緯38° 22.16′ 、東経141° 4.50′ の点 エ 北緯38° 22.14′ 、東経141° 4.48′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 10月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	
区第3208号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 九ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 22.49′ 、東経141° 5.08′ の点 イ 北緯38° 22.56′ 、東経141° 5.01′ の点 ウ 北緯38° 22.72′ 、東経141° 5.33′ の点 エ 北緯38° 22.65′ 、東経141° 5.41′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	
区第3209号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 21.82′ 、東経141° 5.57′ の点 イ 北緯38° 21.99′ 、東経141° 5.62′ の点 ウ 北緯38° 22.41′ 、東経141° 5.17′ の点 エ 北緯38° 22.61′ 、東経141° 5.54′ の点 オ 北緯38° 22.35′ 、東経141° 5.96′ の点 カ 北緯38° 22.10′ 、東経141° 6.22′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	
区第3210号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.77′ 、東経141° 5.54′ の点 イ 北緯38° 21.97′ 、東経141° 6.01′ の点 ウ 北緯38° 22.00′ 、東経141° 6.13′ の点 エ 北緯38° 22.06′ 、東経141° 6.26′ の点 オ 北緯38° 21.69′ 、東経141° 6.64′ の点 カ 北緯38° 21.30′ 、東経141° 5.76′ の点 キ 北緯38° 21.23′ 、東経141° 5.58′ の点 ク 北緯38° 21.00′ 、東経141° 5.08′ の点 ケ 北緯38° 21.61′ 、東経141° 5.49′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	ア、オ、カ、キ及びクの点に夜間 識別可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3211号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 20.83′ 、東経141° 4.98′ の点 イ 北緯38° 20.85′ 、東経141° 4.98′ の点 ウ 北緯38° 21.07′ 、東経141° 5.49′ の点 エ 北緯38° 21.02′ 、東経141° 5.47′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	イ及びウの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上)

区第3212号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.06′ 、東経141° 5.61′ の点 イ 北緯38° 21.11′ 、東経141° 5.64′ の点 ウ 北緯38° 21.44′ 、東経141° 6.35′ の点 エ 北緯38° 21.77′ 、東経141° 7.07′ の点 オ 北緯38° 21.66′ 、東経141° 7.18′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3213号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.64′ 、東経141° 7.09′ の点 イ 北緯38° 22.26′ 、東経141° 7.21′ の点 ウ 北緯38° 21.89′ 、東経141° 7.03′ の点 エ 北緯38° 21.71′ 、東経141° 6.67′ の点 オ 北緯38° 22.03′ 、東経141° 6.34′ の点 カ 北緯38° 22.11′ 、東経141° 6.47′ の点 キ 北緯38° 21.99′ 、東経141° 6.60′ の点 ク 北緯38° 22.38′ 、東経141° 6.96′ の点 ケ 北緯38° 22.37′ 、東経141° 7.09′ の点 コ 北緯38° 22.41′ 、東経141° 7.13′ の点 サ 北緯38° 22.67′ 、東経141° 6.96′ の点 シ 北緯38° 22.82′ 、東経141° 6.59′ の点 ス 北緯38° 22.94′ 、東経141° 6.61′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	ウの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3214号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.69′ 、東経141° 7.26′ の点 イ 北緯38° 21.81′ 、東経141° 7.16′ の点 ウ 北緯38° 21.94′ 、東経141° 7.45′ の点 エ 北緯38° 21.76′ 、東経141° 7.42′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	イの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3215号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 22.60′ 、東経141° 7.42′ の点 イ 北緯38° 22.39′ 、東経141° 7.37′ の点 ウ 北緯38° 22.37′ 、東経141° 7.47′ の点 エ 北緯38° 22.03′ 、東経141° 7.38′ の点 オ 北緯38° 21.91′ 、東経141° 7.09′ の点 カ 北緯38° 22.25′ 、東経141° 7.26′ の点 キ 北緯38° 22.66′ 、東経141° 7.13′ の点 ク 北緯38° 22.92′ 、東経141° 6.66′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	
区第3216号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 22.27′ 、東経141° 6.57′ の点 イ 北緯38° 22.42′ 、東経141° 6.43′ の点 ウ 北緯38° 22.56′ 、東経141° 6.66′ の点 エ 北緯38° 22.41′ 、東経141° 6.80′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	
区第3217号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 恵比須島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.32′ 、東経141° 3.90′ の点 イ 北緯38° 21.31′ 、東経141° 3.88′ の点 ウ 北緯38° 21.33′ 、東経141° 3.79′ の点 エ 北緯38° 21.39′ 、東経141° 3.76′ の点 オ 北緯38° 21.43′ 、東経141° 3.83′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	
区第3218号	宮城県漁業協同組合	宮城郡松島町 恵比須島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 21.18′ 、東経141° 3.98′ の点 イ 北緯38° 21.17′ 、東経141° 3.94′ の点 ウ 北緯38° 21.26′ 、東経141° 3.88′ の点 エ 北緯38° 21.27′ 、東経141° 3.92′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡松島町	

区第3301号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	宮城郡利府町 箕輪島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82′、東経141° 3.77′ の点 イ 北緯38° 20.90′、東経141° 3.61′ の点 ウ 北緯38° 20.95′、東経141° 3.65′ の点 エ 北緯38° 20.87′、東経141° 3.81′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3302号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	宮城郡利府町 在城島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.47′、東経141° 4.26′ の点 イ 北緯38° 20.71′、東経141° 3.81′ の点 ウ 北緯38° 20.82′、東経141° 3.93′ の点 エ 北緯38° 20.64′、東経141° 4.28′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	アの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3303号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	宮城郡利府町 箕輪島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 20.58′、東経141° 3.24′ の点 イ 北緯38° 20.64′、東経141° 3.22′ の点 ウ 北緯38° 20.67′、東経141° 3.37′ の点 エ 北緯38° 20.72′、東経141° 3.37′ の点 オ 北緯38° 20.77′、東経141° 3.70′ の点 カ 北緯38° 20.67′、東経141° 3.74′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3304号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	宮城郡利府町 庵島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 20.55′、東経141° 2.99′ の点 イ 北緯38° 20.61′、東経141° 2.98′ の点 ウ 北緯38° 20.61′、東経141° 3.17′ の点 エ 北緯38° 20.56′、東経141° 3.17′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3305号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	宮城郡利府町 浜田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.58′、東経141° 2.75′ の点 イ 北緯38° 20.73′、東経141° 2.68′ の点 ウ 北緯38° 20.79′、東経141° 2.79′ の点 エ 北緯38° 20.72′、東経141° 2.93′ の点 オ 北緯38° 20.58′、東経141° 2.92′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3306号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	宮城郡利府町 浜田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 20.78′、東経141° 2.64′ の点 イ 北緯38° 20.88′、東経141° 2.59′ の点 ウ 北緯38° 20.90′、東経141° 2.64′ の点 エ 北緯38° 20.81′、東経141° 2.73′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3307号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 20.48′、東経141° 2.36′ の点 イ 北緯38° 20.56′、東経141° 2.29′ の点 ウ 北緯38° 20.74′、東経141° 2.61′ の点 エ 北緯38° 20.65′、東経141° 2.67′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3308号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 20.48′、東経141° 2.69′ の点 イ 北緯38° 20.51′、東経141° 2.66′ の点 ウ 北緯38° 20.58′、東経141° 2.74′ の点 エ 北緯38° 20.55′、東経141° 2.78′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	

区第3309号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.42′ 、東経141° 2.73′ の点 イ 北緯38° 20.48′ 、東経141° 2.71′ の点 ウ 北緯38° 20.52′ 、東経141° 2.77′ の点 エ 北緯38° 20.53′ 、東経141° 2.90′ の点 オ 北緯38° 20.45′ 、東経141° 2.92′ の点 カ 北緯38° 20.47′ 、東経141° 2.85′ の点 キ 北緯38° 20.44′ 、東経141° 2.83′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3310号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 20.33′ 、東経141° 2.88′ の点 イ 北緯38° 20.33′ 、東経141° 2.85′ の点 ウ 北緯38° 20.37′ 、東経141° 2.84′ の点 エ 北緯38° 20.44′ 、東経141° 2.95′ の点 オ 北緯38° 20.41′ 、東経141° 2.98′ の点 カ 北緯38° 20.37′ 、東経141° 2.88′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3311号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.37′ 、東経141° 3.09′ の点 イ 北緯38° 20.53′ 、東経141° 2.94′ の点 ウ 北緯38° 20.53′ 、東経141° 3.29′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3312号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市内裡島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.23′ 、東経141° 3.15′ の点 イ 北緯38° 20.30′ 、東経141° 3.13′ の点 ウ 北緯38° 20.33′ 、東経141° 3.10′ の点 エ 北緯38° 20.39′ 、東経141° 3.17′ の点 オ 北緯38° 20.32′ 、東経141° 3.26′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3313号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.31′ 、東経141° 3.33′ の点 イ 北緯38° 20.41′ 、東経141° 3.19′ の点 ウ 北緯38° 20.51′ 、東経141° 3.33′ の点 エ 北緯38° 20.52′ 、東経141° 3.36′ の点 オ 北緯38° 20.42′ 、東経141° 3.44′ の点 カ 北緯38° 20.33′ 、東経141° 3.47′ の点 キ 北緯38° 20.35′ 、東経141° 3.37′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3314号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.37′ 、東経141° 3.52′ の点 イ 北緯38° 20.54′ 、東経141° 3.43′ の点 ウ 北緯38° 20.57′ 、東経141° 3.55′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3315号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市都島、杉の入 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、 ソ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.29′ 、東経141° 3.48′ の点 イ 北緯38° 20.20′ 、東経141° 3.49′ の点 ウ 北緯38° 20.10′ 、東経141° 3.46′ の点 エ 北緯38° 19.85′ 、東経141° 3.31′ の点 オ 北緯38° 19.91′ 、東経141° 3.28′ の点 カ 北緯38° 19.96′ 、東経141° 3.26′ の点 キ 北緯38° 19.98′ 、東経141° 3.23′ の点 ク 北緯38° 20.01′ 、東経141° 3.19′ の点 ケ 北緯38° 20.08′ 、東経141° 3.11′ の点 コ 北緯38° 20.11′ 、東経141° 3.15′ の点 サ 北緯38° 20.06′ 、東経141° 3.25′ の点 シ 北緯38° 20.09′ 、東経141° 3.28′ の点 ス 北緯38° 20.23′ 、東経141° 3.32′ の点 セ 北緯38° 20.30′ 、東経141° 3.39′ の点 ソ 北緯38° 20.27′ 、東経141° 3.45′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	

区第3316号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市新浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.41′、東経141° 3.18′ の点 イ 北緯38° 19.41′、東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 19.52′、東経141° 2.91′ の点 エ 北緯38° 19.80′、東経141° 3.20′ の点 オ 北緯38° 19.86′、東経141° 3.23′ の点 カ 北緯38° 19.91′、東経141° 3.17′ の点 キ 北緯38° 19.94′、東経141° 3.19′ の点 ク 北緯38° 19.87′、東経141° 3.23′ の点 ケ 北緯38° 19.83′、東経141° 3.25′ の点 コ 北緯38° 19.76′、東経141° 3.26′ の点 サ 北緯38° 19.60′、東経141° 3.23′ の点 シ 北緯38° 19.47′、東経141° 3.24′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	ア、イ及びシの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3317号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17′、東経141° 4.23′ の点 イ 北緯38° 20.25′、東経141° 4.05′ の点 ウ 北緯38° 20.04′、東経141° 3.84′ の点 エ 北緯38° 19.72′、東経141° 3.53′ の点 オ 北緯38° 19.68′、東経141° 3.70′ の点 カ 北緯38° 19.41′、東経141° 3.44′ の点 キ 北緯38° 19.40′、東経141° 3.36′ の点 ク 北緯38° 19.48′、東経141° 3.29′ の点 ケ 北緯38° 19.53′、東経141° 3.29′ の点 コ 北緯38° 19.60′、東経141° 3.29′ の点 サ 北緯38° 19.69′、東経141° 3.30′ の点 シ 北緯38° 19.76′、東経141° 3.33′ の点 ス 北緯38° 19.93′、東経141° 3.43′ の点 セ 北緯38° 20.08′、東経141° 3.52′ の点 ソ 北緯38° 20.19′、東経141° 3.56′ の点 タ 北緯38° 20.26′、東経141° 3.56′ の点 チ 北緯38° 20.34′、東経141° 3.53′ の点 ツ 北緯38° 20.61′、東経141° 3.58′ の点 テ 北緯38° 20.58′、東経141° 3.83′ の点 ト 北緯38° 20.48′、東経141° 4.04′ の点 ナ 北緯38° 20.30′、東経141° 4.25′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	ア及びナの点に夜間識別可能な 緑色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上) キ、テ及びトの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3318号	宮城県漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩竈市牛生 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.04′、東経141° 2.91′ の点 イ 北緯38° 19.19′、東経141° 3.00′ の点 ウ 北緯38° 19.21′、東経141° 3.19′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	
区第3319号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 馬背島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.65′、東経141° 6.69′ の点 イ 北緯38° 20.67′、東経141° 6.55′ の点 ウ 北緯38° 20.75′、東経141° 6.41′ の点 エ 北緯38° 21.15′、東経141° 6.05′ の点 オ 北緯38° 21.49′、東経141° 6.98′ の点 カ 北緯38° 21.40′、東経141° 7.07′ の点 キ 北緯38° 21.29′、東経141° 6.83′ の点 ク 北緯38° 21.22′、東経141° 6.87′ の点 ケ 北緯38° 21.05′、東経141° 6.47′ の点 コ 北緯38° 20.73′、東経141° 6.58′ の点 サ 北緯38° 20.72′、東経141° 6.69′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3320号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.92′、東経141° 7.03′ の点 イ 北緯38° 21.11′、東経141° 7.04′ の点 ウ 北緯38° 21.11′、東経141° 7.10′ の点 エ 北緯38° 20.92′、東経141° 7.07′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	

区第3321号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′ 、東経141° 7.28′ の点 イ 北緯38° 21.15′ 、東経141° 7.21′ の点 ウ 北緯38° 21.16′ 、東経141° 7.26′ の点 エ 北緯38° 21.01′ 、東経141° 7.32′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3322号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.15′ 、東経141° 7.04′ の点 イ 北緯38° 21.18′ 、東経141° 7.01′ の点 ウ 北緯38° 21.27′ 、東経141° 7.17′ の点 エ 北緯38° 21.25′ 、東経141° 7.20′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3323号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 大森島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.95′ 、東経141° 6.65′ の点 イ 北緯38° 21.00′ 、東経141° 6.59′ の点 ウ 北緯38° 21.12′ 、東経141° 6.76′ の点 エ 北緯38° 21.08′ 、東経141° 6.81′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3324号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.27′ 、東経141° 7.21′ の点 イ 北緯38° 21.41′ 、東経141° 7.12′ の点 ウ 北緯38° 21.50′ 、東経141° 7.05′ の点 エ 北緯38° 21.58′ 、東経141° 7.27′ の点 オ 北緯38° 21.40′ 、東経141° 7.46′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3325号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.23′ 、東経141° 7.50′ の点 イ 北緯38° 21.39′ 、東経141° 7.48′ の点 ウ 北緯38° 21.42′ 、東経141° 7.55′ の点 エ 北緯38° 21.25′ 、東経141° 7.56′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3326号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.96′ 、東経141° 7.54′ の点 イ 北緯38° 21.21′ 、東経141° 7.64′ の点 ウ 北緯38° 21.43′ 、東経141° 7.63′ の点 エ 北緯38° 21.42′ 、東経141° 7.72′ の点 オ 北緯38° 21.23′ 、東経141° 7.71′ の点 カ 北緯38° 20.97′ 、東経141° 7.61′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3327号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′ 、東経141° 7.70′ の点 イ 北緯38° 21.19′ 、東経141° 7.78′ の点 ウ 北緯38° 21.41′ 、東経141° 7.80′ の点 エ 北緯38° 21.38′ 、東経141° 7.97′ の点 オ 北緯38° 21.20′ 、東経141° 7.97′ の点 カ 北緯38° 20.98′ 、東経141° 7.86′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3328号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.22′ 、東経141° 8.05′ の点 イ 北緯38° 21.37′ 、東経141° 8.05′ の点 ウ 北緯38° 21.34′ 、東経141° 8.22′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	

区第3329号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78′ 、東経141° 7.38′ の点 イ 北緯38° 20.94′ 、東経141° 7.51′ の点 ウ 北緯38° 20.94′ 、東経141° 7.58′ の点 エ 北緯38° 20.75′ 、東経141° 7.44′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3330号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.66′ 、東経141° 6.74′ の点 イ 北緯38° 20.69′ 、東経141° 6.74′ の点 ウ 北緯38° 20.87′ 、東経141° 7.32′ の点 エ 北緯38° 20.83′ 、東経141° 7.36′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3331号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.97′ 、東経141° 6.90′ の点 イ 北緯38° 20.04′ 、東経141° 6.86′ の点 ウ 北緯38° 20.08′ 、東経141° 6.89′ の点 エ 北緯38° 20.09′ 、東経141° 6.92′ の点 オ 北緯38° 19.98′ 、東経141° 6.98′ の点 カ 北緯38° 19.95′ 、東経141° 6.96′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3332号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.93′ 、東経141° 6.90′ の点 イ 北緯38° 19.85′ 、東経141° 7.00′ の点 ウ 北緯38° 19.70′ 、東経141° 7.14′ の点 エ 北緯38° 19.65′ 、東経141° 7.26′ の点 オ 北緯38° 19.62′ 、東経141° 7.29′ の点 カ 北緯38° 19.56′ 、東経141° 7.38′ の点 キ 北緯38° 19.52′ 、東経141° 7.35′ の点 ク 北緯38° 19.57′ 、東経141° 7.26′ の点 ケ 北緯38° 19.59′ 、東経141° 7.22′ の点 コ 北緯38° 19.28′ 、東経141° 7.01′ の点 サ 北緯38° 18.97′ 、東経141° 7.22′ の点 シ 北緯38° 18.85′ 、東経141° 7.12′ の点 ス 北緯38° 19.69′ 、東経141° 6.75′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	シ及びスの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離4キロメートル以上)
区第3333号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.45′ 、東経141° 7.26′ の点 イ 北緯38° 20.47′ 、東経141° 7.24′ の点 ウ 北緯38° 20.72′ 、東経141° 7.49′ の点 エ 北緯38° 20.94′ 、東経141° 7.67′ の点 オ 北緯38° 20.95′ 、東経141° 7.75′ の点 カ 北緯38° 20.81′ 、東経141° 7.65′ の点 キ 北緯38° 20.76′ 、東経141° 7.70′ の点 ク 北緯38° 20.68′ 、東経141° 7.62′ の点 ケ 北緯38° 20.71′ 、東経141° 7.56′ の点 コ 北緯38° 20.63′ 、東経141° 7.50′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3334号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.95′ 、東経141° 7.83′ の点 イ 北緯38° 20.95′ 、東経141° 7.94′ の点 ウ 北緯38° 20.66′ 、東経141° 7.96′ の点 エ 北緯38° 20.52′ 、東経141° 7.82′ の点 オ 北緯38° 20.57′ 、東経141° 7.75′ の点 カ 北緯38° 20.69′ 、東経141° 7.89′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	
区第3335号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.09′ 、東経141° 7.87′ の点 イ 北緯38° 19.99′ 、東経141° 7.90′ の点 ウ 北緯38° 20.00′ 、東経141° 7.80′ の点 エ 北緯38° 20.10′ 、東経141° 7.77′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	

区第3336号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.87′、東経141° 7.89′ の点 イ 北緯38° 19.78′、東経141° 7.91′ の点 ウ 北緯38° 19.77′、東経141° 7.82′ の点 エ 北緯38° 19.64′、東経141° 7.87′ の点 オ 北緯38° 19.65′、東経141° 7.93′ の点 カ 北緯38° 18.79′、東経141° 8.06′ の点 キ 北緯38° 18.84′、東経141° 7.38′ の点 ク 北緯38° 19.39′、東経141° 7.29′ の点 ケ 北緯38° 19.48′、東経141° 7.47′ の点 コ 北緯38° 19.55′、東経141° 7.70′ の点 サ 北緯38° 19.61′、東経141° 7.71′ の点 シ 北緯38° 19.77′、東経141° 7.76′ の点 ス 北緯38° 19.77′、東経141° 7.64′ の点 セ 北緯38° 19.87′、東経141° 7.68′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	カ及びキの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)
区第3337号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.54′、東経141° 6.69′ の点 イ 北緯38° 19.13′、東経141° 6.86′ の点 ウ 北緯38° 19.01′、東経141° 6.75′ の点 エ 北緯38° 19.24′、東経141° 6.21′ の点 オ 北緯38° 19.35′、東経141° 6.13′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア、イ、ウ、エ及びオの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ア、オは光達距離2キロメートル以上、イ、ウ、エは光達距離4キロメートル以上)
区第3338号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.72′、東経141° 5.36′ の点 イ 北緯38° 19.90′、東経141° 5.76′ の点 ウ 北緯38° 19.82′、東経141° 5.95′ の点 エ 北緯38° 19.54′、東経141° 6.44′ の点 オ 北緯38° 19.32′、東経141° 5.80′ の点 カ 北緯38° 19.34′、東経141° 5.64′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	オ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (オは光達距離2キロメートル以上、カは光達距離4キロメートル以上)
区第3339号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.40′、東経141° 5.08′ の点 イ 北緯38° 19.81′、東経141° 4.69′ の点 ウ 北緯38° 19.85′、東経141° 4.88′ の点 エ 北緯38° 19.75′、東経141° 4.99′ の点 オ 北緯38° 19.76′、東経141° 5.11′ の点 カ 北緯38° 19.36′、東経141° 5.43′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア、イ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (イは光達距離2キロメートル以上、ア、カは光達距離4キロメートル以上)
区第3340号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.89′、東経141° 4.64′ の点 イ 北緯38° 19.95′、東経141° 4.57′ の点 ウ 北緯38° 20.09′、東経141° 4.49′ の点 エ 北緯38° 20.17′、東経141° 4.96′ の点 オ 北緯38° 19.99′、東経141° 5.01′ の点 カ 北緯38° 19.92′、東経141° 4.93′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3341号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16′、東経141° 5.14′ の点 イ 北緯38° 20.22′、東経141° 5.13′ の点 ウ 北緯38° 20.24′、東経141° 5.26′ の点 エ 北緯38° 20.18′、東経141° 5.27′ の点 オ 北緯38° 20.14′、東経141° 5.26′ の点 カ 北緯38° 20.11′、東経141° 5.18′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3342号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.33′、東経141° 5.31′ の点 イ 北緯38° 20.78′、東経141° 5.01′ の点 ウ 北緯38° 20.95′、東経141° 5.46′ の点 エ 北緯38° 20.81′、東経141° 5.48′ の点 オ 北緯38° 20.39′、東経141° 5.81′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)

区第3343号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.24′、東経141° 5.69′ の点 イ 北緯38° 20.32′、東経141° 5.88′ の点 ウ 北緯38° 20.09′、東経141° 6.08′ の点 エ 北緯38° 20.08′、東経141° 6.01′ の点 オ 北緯38° 20.07′、東経141° 6.00′ の点 カ 北緯38° 20.14′、東経141° 5.79′ の点 キ 北緯38° 20.15′、東経141° 5.80′ の点 ク 北緯38° 20.21′、東経141° 5.71′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3344号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.63′、東経141° 6.59′ の点 イ 北緯38° 19.71′、東経141° 6.44′ の点 ウ 北緯38° 19.90′、東経141° 6.34′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3345号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.81′、東経141° 6.54′ の点 イ 北緯38° 20.12′、東経141° 6.27′ の点 ウ 北緯38° 20.13′、東経141° 6.34′ の点 エ 北緯38° 19.93′、東経141° 6.46′ の点 オ 北緯38° 19.82′、東経141° 6.56′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア及びイの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3346号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.05′、東経141° 6.65′ の点 イ 北緯38° 19.97′、東経141° 6.72′ の点 ウ 北緯38° 19.92′、東経141° 6.67′ の点 エ 北緯38° 20.00′、東経141° 6.57′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	
区第3347号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.10′、東経141° 6.69′ の点 イ 北緯38° 20.13′、東経141° 6.75′ の点 ウ 北緯38° 20.12′、東経141° 6.77′ の点 エ 北緯38° 20.14′、東経141° 6.81′ の点 オ 北緯38° 20.17′、東経141° 6.79′ の点 カ 北緯38° 20.18′、東経141° 6.82′ の点 キ 北緯38° 20.12′、東経141° 6.88′ の点 ク 北緯38° 20.03′、東経141° 6.78′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	
区第3348号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.23′、東経141° 6.97′ の点 イ 北緯38° 20.24′、東経141° 6.95′ の点 ウ 北緯38° 20.61′、東経141° 7.30′ の点 エ 北緯38° 20.60′、東経141° 7.33′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	
区第3349号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.63′、東経141° 7.32′ の点 イ 北緯38° 20.72′、東経141° 7.29′ の点 ウ 北緯38° 20.73′、東経141° 7.33′ の点 エ 北緯38° 20.64′、東経141° 7.37′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	
区第3350号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.61′、東経141° 6.77′ の点 イ 北緯38° 20.62′、東経141° 6.75′ の点 ウ 北緯38° 20.77′、東経141° 7.21′ の点 エ 北緯38° 20.73′、東経141° 7.23′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	

区第3351号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.48′、東経141° 6.46′ の点 イ 北緯38° 20.44′、東経141° 6.38′ の点 ウ 北緯38° 20.47′、東経141° 6.37′ の点 エ 北緯38° 20.53′、東経141° 6.42′ の点 オ 北緯38° 20.58′、東経141° 6.61′ の点 カ 北緯38° 20.53′、東経141° 6.65′ の点		第一種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	
区第3352号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.31′、東経141° 6.18′ の点 イ 北緯38° 20.48′、東経141° 6.05′ の点 ウ 北緯38° 20.53′、東経141° 6.14′ の点 エ 北緯38° 20.35′、東経141° 6.26′ の点 オ 北緯38° 20.30′、東経141° 6.25′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3353号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.34′、東経141° 6.00′ の点 イ 北緯38° 20.50′、東経141° 5.86′ の点 ウ 北緯38° 20.55′、東経141° 5.96′ の点 エ 北緯38° 20.31′、東経141° 6.14′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア、イ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3354号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.55′、東経141° 5.82′ の点 イ 北緯38° 20.84′、東経141° 5.60′ の点 ウ 北緯38° 21.00′、東経141° 5.59′ の点 エ 北緯38° 21.15′、東経141° 6.02′ の点 オ 北緯38° 20.73′、東経141° 6.38′ の点 カ 北緯38° 20.67′、東経141° 6.26′ の点 キ 北緯38° 20.74′、東経141° 6.00′ の点 ク 北緯38° 20.63′、東経141° 5.99′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア、ウ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3355号	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17′、東経141° 4.45′ の点 イ 北緯38° 20.35′、東経141° 4.40′ の点 ウ 北緯38° 20.61′、東経141° 4.57′ の点 エ 北緯38° 20.64′、東経141° 4.62′ の点 オ 北緯38° 20.75′、東経141° 4.92′ の点 カ 北緯38° 20.31′、東経141° 5.21′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3401号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜、要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.87′、東経141° 2.96′ の点 イ 北緯38° 18.95′、東経141° 2.92′ の点 ウ 北緯38° 19.02′、東経141° 2.91′ の点 エ 北緯38° 19.05′、東経141° 2.98′ の点 オ 北緯38° 18.91′、東経141° 3.10′ の点 カ 北緯38° 18.84′、東経141° 3.08′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	
区第3402号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜、要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.21′、東経141° 3.77′ の点 イ 北緯38° 18.95′、東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 19.07′、東経141° 3.01′ の点 エ 北緯38° 19.21′、東経141° 3.23′ の点 オ 北緯38° 19.27′、東経141° 3.81′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	
区第3403号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜、要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.92′、東経141° 3.16′ の点 イ 北緯38° 18.96′、東経141° 3.17′ の点 ウ 北緯38° 19.20′、東経141° 3.79′ の点 エ 北緯38° 19.09′、東経141° 3.73′ の点 オ 北緯38° 18.88′、東経141° 3.34′ の点 カ 北緯38° 18.93′、東経141° 3.30′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	

区第3404号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜、要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.85′、東経141° 3.51′ の点 イ 北緯38° 18.91′、東経141° 3.45′ の点 ウ 北緯38° 18.97′、東経141° 3.58′ の点 エ 北緯38° 18.92′、東経141° 3.60′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	
区第3405号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.36′、東経141° 4.31′ の点 イ 北緯38° 19.48′、東経141° 4.23′ の点 ウ 北緯38° 19.50′、東経141° 4.29′ の点 エ 北緯38° 19.47′、東経141° 4.30′ の点 オ 北緯38° 19.52′、東経141° 4.39′ の点 カ 北緯38° 19.54′、東経141° 4.38′ の点 キ 北緯38° 19.56′、東経141° 4.42′ の点 ク 北緯38° 19.47′、東経141° 4.49′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	
区第3406号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.36′、東経141° 4.33′ の点 イ 北緯38° 19.46′、東経141° 4.51′ の点 ウ 北緯38° 19.51′、東経141° 4.47′ の点 エ 北緯38° 19.54′、東経141° 4.50′ の点 オ 北緯38° 19.52′、東経141° 4.57′ の点 カ 北緯38° 19.59′、東経141° 4.68′ の点 キ 北緯38° 19.50′、東経141° 4.75′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜	
区第3407号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.53′、東経141° 4.58′ の点 イ 北緯38° 19.64′、東経141° 4.55′ の点 ウ 北緯38° 19.67′、東経141° 4.64′ の点 エ 北緯38° 19.60′、東経141° 4.68′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	
区第3408号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.09′、東経141° 4.30′ の点 イ 北緯38° 19.73′、東経141° 4.57′ の点 ウ 北緯38° 19.65′、東経141° 3.99′ の点 エ 北緯38° 19.45′、東経141° 3.95′ の点 オ 北緯38° 19.44′、東経141° 3.81′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	アの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) オの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)
区第3409号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.40′、東経141° 3.44′ の点 イ 北緯38° 19.68′、東経141° 3.70′ の点 ウ 北緯38° 19.72′、東経141° 3.53′ の点 エ 北緯38° 20.25′、東経141° 4.05′ の点 オ 北緯38° 20.17′、東経141° 4.23′ の点 カ 北緯38° 19.44′、東経141° 3.74′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害、遠山	カの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)
区第3410号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.07′、東経141° 4.97′ の点 イ 北緯38° 19.04′、東経141° 5.49′ の点 ウ 北緯38° 19.02′、東経141° 5.82′ の点 エ 北緯38° 18.69′、東経141° 6.40′ の点 オ 北緯38° 18.46′、東経141° 5.25′ の点 カ 北緯38° 18.53′、東経141° 5.15′ の点 キ 北緯38° 18.54′、東経141° 4.88′ の点 ク 北緯38° 18.79′、東経141° 4.82′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜	ア、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ア、ウ、エは光達距離4キロメートル以上、オ、カ、キ、クは光達距離2キロメートル以上)

区第3411号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 花渚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.58′、東経141° 6.03′ の点 イ 北緯38° 18.37′、東経141° 6.09′ の点 ウ 北緯38° 18.37′、東経141° 6.19′ の点 エ 北緯38° 18.35′、東経141° 6.30′ の点 オ 北緯38° 18.14′、東経141° 6.73′ の点 カ 北緯38° 17.45′、東経141° 6.87′ の点 キ 北緯38° 17.08′、東経141° 6.62′ の点 ク 北緯38° 17.57′、東経141° 6.00′ の点 ケ 北緯38° 17.88′、東経141° 5.64′ の点 コ 北緯38° 18.45′、東経141° 5.36′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 花渚浜、 吉田浜、 菖蒲田浜	ア、エ、オ、カ、キ、ク、ケ 及びコの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (ア、オ、カ、キは光達距離 4キロメートル以上、エ、ク、 ケ、コは光達距離2キロ メートル以上)
区第3412号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 花渚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.70′、東経141° 5.73′ の点 イ 北緯38° 17.39′、東経141° 6.08′ の点 ウ 北緯38° 16.99′、東経141° 6.54′ の点 エ 北緯38° 15.79′、東経141° 5.66′ の点 オ 北緯38° 17.36′、東経141° 4.38′ の点 カ 北緯38° 17.59′、東経141° 4.78′ の点 キ 北緯38° 17.25′、東経141° 5.25′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜、 花渚浜、 菖蒲田浜	ア、イ、ウ、エ及びオの点に 夜間識別可能な黄色の標識 を設置しなければならない。 (ウ、エ、オは光達距離4キロ メートル以上、ア、イは光達距 離2キロメートル以上)
区第3413号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 菖蒲田浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 北緯38° 17.28′、東経141° 4.28′ の点 イ 北緯38° 15.69′、東経141° 5.57′ の点 ウ 北緯38° 15.59′、東経141° 5.47′ の点 エ 北緯38° 16.04′、東経141° 4.86′ の点 オ 北緯38° 16.09′、東経141° 4.21′ の点 カ 北緯38° 16.41′、東経141° 3.94′ の点 キ 北緯38° 16.64′、東経141° 4.14′ の点 ク 北緯38° 16.91′、東経141° 3.90′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 菖蒲田浜	イ、ウ、エ及びオの点に夜間 識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)
区第3414号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 16.38′、東経141° 3.21′ の点 イ 北緯38° 16.60′、東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 16.78′、東経141° 3.51′ の点 エ 北緯38° 16.60′、東経141° 3.67′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	宮城郡七ヶ浜町 松ヶ浜、 湊浜、遠山	アの点に夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)
区第3415号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯38° 15.57′、東経141° 3.00′ の点 イ 北緯38° 14.71′、東経141° 3.90′ の点 ウ 北緯38° 14.55′、東経141° 3.87′ の点 エ 北緯38° 13.61′、東経141° 3.00′ の点 オ 北緯38° 15.02′、東経141° 2.74′ の点 カ 北緯38° 15.39′、東経141° 2.83′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	七ヶ浜町 松ヶ浜、 湊浜、遠山	ア及びイの点に昼間及び夜間 識別可能な標識を設置しなけ ればならない。 (夜間標識は黄色でかつ光達 距離4キロメートル以上) ウ及びカの点に夜間識別可能 な黄色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3416号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 花渚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 17.45′、東経141° 6.87′ の点 イ 北緯38° 17.02′、東経141° 6.94′ の点 ウ 北緯38° 16.89′、東経141° 6.85′ の点 エ 北緯38° 17.08′、東経141° 6.62′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	七ヶ浜町 花渚浜、 吉田浜、 菖蒲田浜	イ及びウの点に夜間識別可能 な黄色の標識を設置しなけれ ばならない。 (光達距離4キロメートル以上)
区第3417号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 花渚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 16.99′、東経141° 6.54′ の点 イ 北緯38° 16.78′、東経141° 6.77′ の点 ウ 北緯38° 15.56′、東経141° 5.84′ の点 エ 北緯38° 15.79′、東経141° 5.66′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	七ヶ浜町 吉田浜、 花渚浜、 菖蒲田浜	イ及びウの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)

区第3418号	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町 湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 14.55′、東経141° 3.87′ の点 イ 北緯38° 14.03′、東経141° 3.77′ の点 ウ 北緯38° 13.06′、東経141° 3.11′ の点 エ 北緯38° 13.61′、東経141° 3.00′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	七ヶ浜町 昌蒲田浜、 松ヶ浜、湊浜、 遠山、代ヶ崎浜、 東宮浜、要害	イの点に昼間及び夜間識別可 能な標識を設置しなければならない。 (夜間標識は黄色でかつ光達 距離4キロメートル以上)
区第3501号	宮城県漁業協同組合	仙台市蒲生 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 13.61′、東経141° 3.00′ の点 イ 北緯38° 13.28′、東経141° 2.68′ の点 ウ 北緯38° 14.23′、東経141° 0.72′ の点 エ 北緯38° 14.84′、東経141° 1.15′ の点 オ 北緯38° 14.79′、東経141° 2.07′ の点 カ 北緯38° 15.04′、東経141° 2.24′ の点 キ 北緯38° 15.02′、東経141° 2.74′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	仙台市	イ、ウ、エ、オ及びカの点に夜間 識別可能な黄色の標識を設置し なければならない。 (イは光達距離4キロメートル以 上、ウ、エ、オ、カは光達距離2 キロメートル以上) キの点に昼間及び夜間識別可 能な標識を設置しなければならない。 (夜間標識は黄色でかつ光達 距離4キロメートル以上)
区第3502号	宮城県漁業協同組合	仙台市荒浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 13.96′、東経141° 0.51′ の点 イ 北緯38° 13.01′、東経141° 2.45′ の点 ウ 北緯38° 12.68′、東経141° 2.13′ の点 エ 北緯38° 13.59′、東経141° 0.26′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	仙台市	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3503号	宮城県漁業協同組合	仙台市荒浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 13.33′、東経141° 0.04′ の点 イ 北緯38° 12.43′、東経141° 1.90′ の点 ウ 北緯38° 12.10′、東経141° 1.60′ の点 エ 北緯38° 12.96′、東経140° 59.79′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	仙台市	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3504号	宮城県漁業協同組合	仙台市荒浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 12.70′、東経140° 59.60′ の点 イ 北緯38° 11.83′、東経141° 1.35′ の点 ウ 北緯38° 11.51′、東経141° 1.05′ の点 エ 北緯38° 12.34′、東経140° 59.34′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	仙台市	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (ウは光達距離4キロメートル 以上、ア、イ、エは光達距離 2キロメートル以上)
区第3505号	宮城県漁業協同組合	仙台市荒浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 12.06′、東経140° 59.12′ の点 イ 北緯38° 11.25′、東経141° 0.80′ の点 ウ 北緯38° 10.76′、東経141° 0.56′ の点 エ 北緯38° 11.49′、東経140° 58.72′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	仙台市	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)
区第3506号	宮城県漁業協同組合	仙台市蒲生地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 13.61′、東経141° 3.00′ の点 イ 北緯38° 13.06′、東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 13.28′、東経141° 2.68′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	仙台市	イの点に昼間及び夜間識別可 能な標識を設置しなければならない。 (夜間標識は黄色でかつ光達 距離4キロメートル以上)
区第3601号	宮城県漁業協同組合	仙台市井土 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 北緯38° 11.23′、東経140° 58.89′ の点 イ 北緯38° 10.58′、東経141° 0.46′ の点 ウ 北緯38° 9.85′、東経141° 0.08′ の点 エ 北緯38° 10.38′、東経140° 58.42′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	名取市閑上	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (ウは光達距離4キロメートル 以上、ア、イ、エは光達距離 2キロメートル以上)

区第3602号	宮城県漁業協同組合	名取市閑上 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 9.98′、東経140° 58.37′ の点 イ 北緯38° 9.61′、東経140° 59.49′ の点 ウ 北緯38° 8.61′、東経140° 58.99′ の点 エ 北緯38° 9.02′、東経140° 57.80′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	名取市閑上	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (ウは光達距離4キロメートル 以上、ア、イ、エは光達距離 2キロメートル以上)
区第3701号	宮城県漁業協同組合	亶理郡亶理町 荒浜、岩沼市 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 5.28′、東経140° 56.45′ の点 イ 北緯38° 5.13′、東経140° 58.07′ の点 ウ 北緯38° 3.27′、東経140° 57.86′ の点 エ 北緯38° 3.39′、東経140° 56.16′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	亶理郡亶理町	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を設 置しなければならない。 (イ、ウは光達距離4キロ メートル以上、ア、エは 光達距離2キロメートル以上)
区第3702号	宮城県漁業協同組合	亶理郡亶理町 吉田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 1.78′、東経140° 55.91′ の点 イ 北緯38° 1.71′、東経140° 57.76′ の点 ウ 北緯37° 59.96′、東経140° 57.59′ の点 エ 北緯37° 59.75′、東経140° 55.63′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	亶理郡亶理町	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を設 置しなければならない。 (イ、ウは光達距離4キロ メートル以上、ア、エは光達 距離2キロメートル以上)
区第3703号	宮城県漁業協同組合	亶理郡亶理町 荒浜鳥の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 2.04′、東経140° 54.92′ の点 イ 北緯38° 1.89′、東経140° 55.03′ の点 ウ 北緯38° 1.89′、東経140° 54.95′ の点 エ 北緯38° 2.01′、東経140° 54.80′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	亶理郡亶理町	
区第3704号	宮城県漁業協同組合	亶理郡亶理町 荒浜鳥の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 1.85′、東経140° 55.00′ の点 イ 北緯38° 1.74′、東経140° 54.87′ の点 ウ 北緯38° 1.85′、東経140° 54.86′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	亶理郡亶理町	
区第3705号	宮城県漁業協同組合	亶理郡亶理町 荒浜鳥の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 1.88′、東経140° 54.85′ の点 イ 北緯38° 1.89′、東経140° 54.63′ の点 ウ 北緯38° 1.95′、東経140° 54.58′ の点 エ 北緯38° 2.02′、東経140° 54.72′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	亶理郡亶理町	
区第3706号	宮城県漁業協同組合	亶理郡亶理町 荒浜鳥の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 1.90′、東経140° 54.27′ の点 イ 北緯38° 1.93′、東経140° 54.27′ の点 ウ 北緯38° 1.92′、東経140° 54.41′ の点 エ 北緯38° 1.95′、東経140° 54.50′ の点 オ 北緯38° 1.89′、東経140° 54.54′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	亶理郡亶理町	
区第3707号	宮城県漁業協同組合	亶理郡亶理町 荒浜鳥の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 2.15′、東経140° 54.11′ の点 イ 北緯38° 2.15′、東経140° 54.25′ の点 ウ 北緯38° 1.99′、東経140° 54.25′ の点 エ 北緯38° 1.99′、東経140° 54.48′ の点 オ 北緯38° 1.96′、東経140° 54.48′ の点 カ 北緯38° 1.97′、東経140° 54.11′ の点 キ 北緯38° 1.97′、東経140° 54.11′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	亶理郡亶理町	

区第3708号	宮城県漁業協同組合	亶理郡亶理町 荒浜鳥の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 2.12′ 、東経140° 54.53′ の点 イ 北緯38° 2.11′ 、東経140° 54.55′ の点 ウ 北緯38° 2.10′ 、東経140° 54.74′ の点 エ 北緯38° 2.00′ 、東経140° 54.53′ の点 オ 北緯38° 2.02′ 、東経140° 54.52′ の点 カ 北緯38° 2.02′ 、東経140° 54.50′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	亶理郡亶理町	
区第3709号	宮城県漁業協同組合	亶理郡亶理町 荒浜鳥の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 2.24′ 、東経140° 54.44′ の点 イ 北緯38° 2.22′ 、東経140° 54.62′ の点 ウ 北緯38° 2.16′ 、東経140° 54.61′ の点 エ 北緯38° 2.18′ 、東経140° 54.43′ の点 オ 北緯38° 2.20′ 、東経140° 54.44′ の点 カ 北緯38° 2.21′ 、東経140° 54.44′ の点		第一種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	亶理郡亶理町	